

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上： GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）カウントダウンボード除幕式（令和5年3月19日）
左下： ガーデンネックレス横浜 2023（令和5年3月25日～6月11日）
右上： 「市長と語ろう！」開催（「旭北子育て広場 親子サロン メダカ」での意見交換）（令和4年7月25日）
右下： 横浜港から出航する「飛鳥II」

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

令和5年6月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

横浜市は「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略に、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、子育て世代への直接支援だけでなく、あらゆる分野の政策を連携させ取り組んでいます。

このたびの提案・要望は、出産・育児にかかる経済的負担の軽減や、すべての子どもたちの成育・教育環境の充実をはじめ、市民生活を支えるまちづくりなど、基礎自治体として迅速かつ着実に取り組むべき施策を挙げています。また、脱炭素社会の実現や 2027 年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」開催に向けた取組、「特別市」の実現など、横浜の将来の成長につながる重要施策に加え、マイナンバーカードの普及促進のための安全性の発信強化、生成 A I の活用に向けた環境づくりなども盛り込んでいます。

人口減少や少子高齢化の進展に伴う多くの課題に直面する中でも、横浜市は都市の魅力を高め、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めています。子育て世代を呼び込むことで、地域や経済が活性化し、それが市民サービスの向上につながっていく。そうした好循環を創り出し、新たな活力を生み出し続ける都市を創っていきます。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携し、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と活力の創出にも貢献してまいります。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和 5 年 6 月

横浜市長

山中竹春

提案・要望項目

1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

(1) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計	1
(2) 子どもの医療費助成の充実	3
(3) 子育て・教育に係る経済的支援の拡充	5
(4) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業における国庫補助内容の継続及び拡充	7
(5) 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置	9
(6) 児童相談所及び一時保護所の体制強化	11
(7) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ①	13
(8) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ②	15
(9) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ③	17
(10) 小学生の放課後対策の推進	19
(11) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	21
(12) ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充	23
(13) デジタル・AI 時代を見据えた GIGA スクール推進	25
(14) 部活動改革をはじめとした教育環境充実のための支援	27
(15) 小学校の生徒指導を専任する教員の定数化	29
(16) 栄養の指導及び管理並びに衛生管理等を担う栄養教諭等の定数改善	31

2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実	33
(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実	35
(3) 介護職員等における処遇改善及び人材確保に向けた取組の推進	37
(4) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充	39
(5) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充	41
(6) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止	43
(7) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化	45
(8) 帯状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置	47
(9) 新型コロナウイルスワクチンの安定的な制度への移行に向けた必要な措置	49
(10) 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に関する財源措置	51

3 Zero Carbon Yokohamaの実現

(1) 水素サプライチェーン構築や再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた取組への支援	53
(2) ペロブスカイト太陽電池等を活用した脱炭素社会の実現	55
(3) プラスチック資源循環の推進	57

4 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現

(1) 第9回アフリカ開発会議の横浜開催	59
(2) GX を推進する海外インフラビジネスへの支援強化	61
(3) 歴史的資源の活用促進によるにぎわい創出	63

5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり

- (1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）開催に向けた協力・支援……………65
- (2) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援……………67
- (3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援……………69

6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

- (1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進……………71
- (2) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進……………73
- (3) クルーズ船の受入れによる港の賑わい創出と回遊性向上……………75
- (4) 安全・安心で環境にやさしい港づくり……………77

7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現

- (1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進……………79

8 災害に強い安全・安心な都市づくり

- (1) 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進……………81
- (2) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援……………83
- (3) 災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進……………85

9 市民生活と経済活動を支える都市づくり

- (1) 高速道路の整備推進……………87
- (2) 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進……………89
- (3) 鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援……………91
- (4) 公共施設の老朽化対策の推進……………93
- (5) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大……………97

10 新たな価値やサービスを生み出すDXの推進

- (1) 地方自治体におけるデータサイエンス人材育成への支援……………99
- (2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進……………101
- (3) 生成AI（ChatGPT等）の有効活用に向けたガイドラインの策定……………103

11 国の成長をけん引する大都市の自治強化

- (1) 「特別市」の早期実現……………105
- (2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実……………107
- (3) 地方分権改革の推進……………109
- (4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進……………111
- (5) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化……………113

- 【巻末】提案・要望項目 府省別一覧……………115

出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

厚生労働省

出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

現状・課題

国

- 令和5年4月から、出産育児一時金が42万円から50万円に増額。
- 厚生労働省による出産費用の実態把握に関する調査研究によると、出産費用は年間平均1%程度で上昇。また、出産費用は、都道府県によって20万円以上の差が見られたことなどが報告されている。(参考1：出産費用の推移)
- 政府が3月末に公表した「次元の異なる少子化対策」の試案によると、出産費用の見える化について令和6年度からの実施に向けた具体化を進め、これらの効果等の検証を行い、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の在り方を検討するとされている。

横浜市

- 厚生労働省の発表によると、令和3年度の室料差額等を除いた公的病院の神奈川県における出産費用の平均値は50万4,634円となっており、増額後の出産育児一時金50万円を上回っている。(参考2：公的病院における都道府県別出産費用(令和3年度))
- 令和5年度には、本市の出産費用の実態を把握するため、市内の産科医療機関等を対象に出産費用の内訳等について調査を実施予定。



出産費用における公的医療保険適用の制度設計にあたっては丁寧な検討が必要

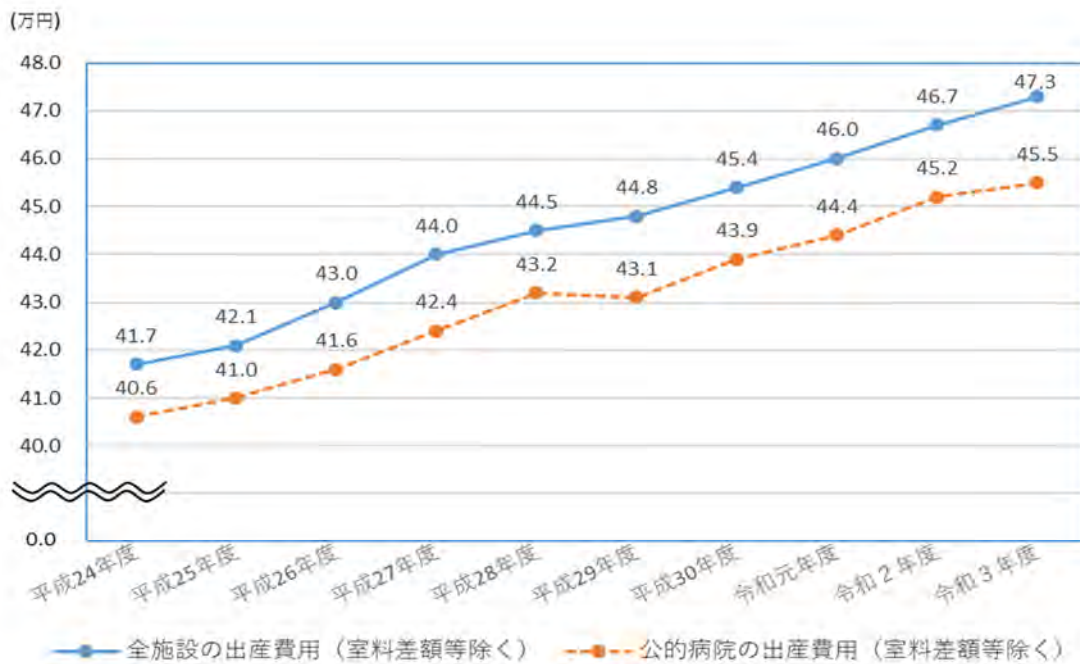
- 大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度の構築が必要。
- 出産費用を理由に出産を躊躇うことのないよう、保険診療の対象とした費用の自己負担額は全額公費で負担する仕組みとすることが必要。
- 保険適用により公定価格として全国一律に診療報酬が定められた場合、現在医療機関で確保している人員体制等の維持が困難になることや、医療機関等の経営が成り立たなくなるなどの懸念がある。地域間の出産費用の格差が大きいことを踏まえ、人件費や物価が高額な大都市圏においても出産環境や医療提供体制の質が落ちることのないよう、診療報酬の検討にあたっては、地域の実情を十分に踏まえた検討が必要。
- 分娩は病気ではないとして保険適用外とされてきた背景から、制度上の位置づけの見直しや保険適用の範囲の整理など様々な課題がある。

提案・要望内容

- 大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度を構築すること。出産費用における保険適用の検討にあたり、自己負担額は全額公費で賄うとともに、公費負担については、国による財政負担を前提に進めること。また、地域間の費用格差を踏まえ、大都市圏の医療機関等の経営に配慮した制度設計とするとともに、各施設が工夫を凝らして実施している独自サービスに対する妊婦の選択の幅が狭まることのないよう、保険適用の範囲の整理にあたっては、様々な課題を踏まえ、丁寧に検討すること。

参考1 出産費用の推移

(出典元：厚生労働省集計資料)



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。
 (※) 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向 (2020年人口動態統計)

参考2 公的病院における都道府県別出産費用 (令和3年度)

(出典元：厚生労働省集計資料)

(単位：円)

都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値	都道府県	平均値	中央値
北海道	405,140	412,000	東京	565,092	560,540	滋賀	475,726	481,000	香川	438,083	443,160
青森	407,035	418,285	神奈川	504,634	505,955	京都	427,939	418,955	愛媛	424,054	436,080
岩手	465,266	469,175	新潟	486,825	487,625	大阪	419,387	431,280	高知	388,711	391,500
宮城	487,647	496,900	富山	439,657	458,460	兵庫	456,331	459,010	福岡	419,062	433,630
秋田	427,650	430,446	石川	430,063	419,970	奈良	369,287	381,660	佐賀	357,771	367,558
山形	480,148	481,625	福井	401,865	409,470	和歌山	402,503	396,443	長崎	411,787	416,820
福島	436,674	439,440	山梨	453,721	437,800	鳥取	357,443	359,273	熊本	401,755	399,980
茨城	501,889	508,410	長野	470,033	468,435	島根	421,378	443,966	大分	391,472	391,870
栃木	454,439	471,322	岐阜	415,198	427,040	岡山	448,632	452,215	宮崎	401,222	406,520
群馬	455,608	462,785	静岡	437,209	433,090	広島	462,797	469,710	鹿児島	403,693	398,474
埼玉	461,505	475,000	愛知	456,794	451,185	山口	405,903	407,660	沖縄	367,318	389,200
千葉	474,843	482,000	三重	421,209	416,000	徳島	448,291	449,232	全国	454,994	453,140

子どもの医療費助成の充実

こども家庭庁

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築
- 2 国と地方自治体が共同で制度検討を行う体制の構築

現状・課題

国

- 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は 2 割、就学後は 3 割が自己負担。
- 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なる。
- 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成 30 年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止される等、市区町村による取組への支援に進展。
- 令和 5 年 4 月から「こども家庭庁」を設置。

横浜市

- 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成 29 年 4 月に小学 6 年生まで、平成 31 年 4 月から中学 3 年生まで拡大し、令和 3 年 4 月から、1、2 歳児の所得制限を撤廃し、令和 5 年 8 月から中学 3 年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃。
- 令和 4 年 5 月、指定都市市長会として、統一的な子ども医療費助成制度の創設を要請。



子どもの医療費に関して、本来国の責任で全国一律の医療費助成制度を構築することが必要

- 令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が発足し、国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、地方自治体間の差異をなくしナショナル・ミニマムの保障として、国の主導による全国的な実施が必要。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平感が生じているため、全国一律の医療費助成制度が必要。

提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、18 歳の年度末まで、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、**子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築**
- 2 長期的に安定した全国一律の医療費助成制度設計となるよう、**国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築**

参考1 横浜市の小児医療費助成制度（令和5年8月から所得制限及び一部負担金撤廃）

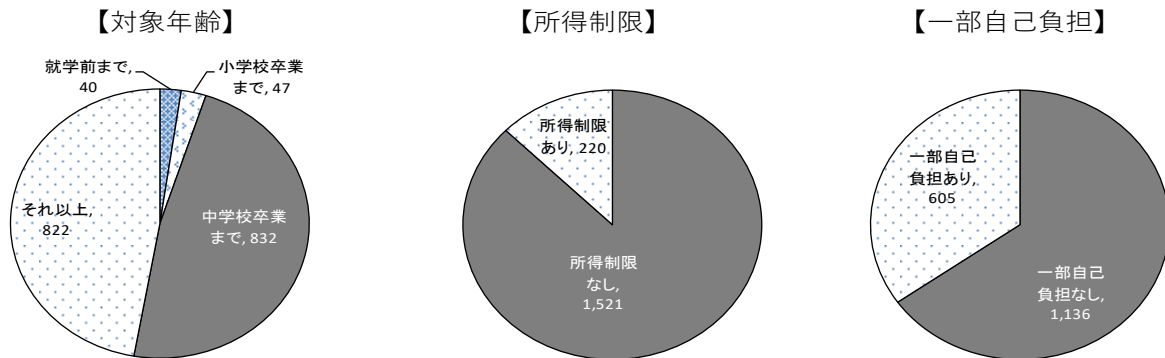
	改正前	改正後（令和5年8月以降）
年齢	0歳～中3	0歳～中3
助成対象	入院・通院	入院・通院
所得制限	3歳以上所得制限あり	なし
助成内容	次の場合は通院1回500円の一部負担金あり ・1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の子ども ・小学4年～中学3年生の子ども（非課税世帯を除く）	全額助成

参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

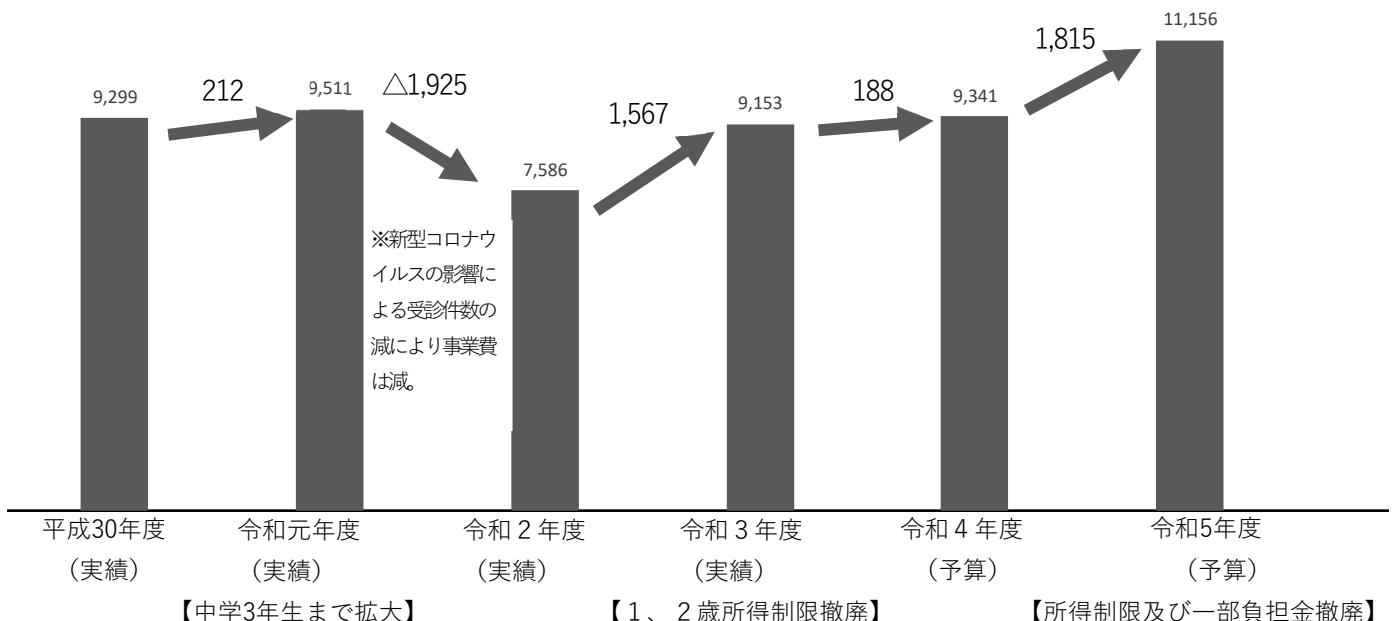
（単位：市区町村）



（出典）厚生労働省「令和3年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

参考3 横浜市における事業費の推移

（単位：百万円）



子育て・教育に係る経済的支援の拡充

こども家庭庁

多子世帯に対する保育料軽減制度の拡充等

現状・課題

国

- 子ども・子育て支援新制度（平成27年）において、**多子世帯等に対する認可保育所等の保育料の負担軽減**を規定。
- 幼児教育・保育について、3～5歳児クラスの利用者及び0～2歳児クラスの非課税世帯の保育料等を無償化（令和元年）。**年収360万未満相当の世帯については軽減措置**を拡充。
- 多子世帯に対する経済的負担の軽減は、**0～2歳児クラスの保育料について、認可保育所等を利用しているきょうだいがいる場合に第2子を半額、第3子を無償に軽減**。年齢条件（きょうだい児が未就学児であること）、施設利用条件（きょうだい児が未就園や認可外保育施設利用だときょうだい児として数えない）あり。
- 3～5歳児クラスについては、第3子の副食費を免除。年齢条件（認可保育所等は保育料軽減と同じ条件。幼稚園等はきょうだい児が3歳から小学3年生）、施設利用条件あり。

横浜市

- 国基準保育料から市独自に軽減し、低所得者層では概ね国基準の5割程度、中間層から高所得者層では7～8割程度としている。
- 横浜市が認定を与える認可外保育施設（横浜保育室）や保留児を対象とした一時預かり事業（年度限定保育事業）の利用者がいる世帯についても、市独自に多子軽減を実施。



多子世帯に対する保育料等、育児に関する経済的負担の軽減が必要

- きょうだいの年齢が離れている場合や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用する場合などは軽減の対象外となっており、**実際の子どもの人数に応じた負担軽減となっておらず、制度が分かりづらい**。（参考1）
- **必ずしも望んだタイミングで子どもを授かるとは限らないにも関わらず、きょうだいの年齢差によって軽減の対象外になることは不公平感が強く、制度の見直しを望む切実な声が多い**。
- 子ども・子育て支援新制度のなかで**多子軽減にかかる年齢条件が保育所等と幼稚園等で異なることがわかりづらく**、利用者の不満や不公平感を招いている。特に、認定こども園では同じ施設で保育利用と教育利用できょうだいの数え方が異なることに、施設や利用者の理解が得難い。
- 東京都をはじめ、**第2子保育料の無償化など多子軽減を独自に拡充する自治体が増加しているが、自治体の財政力が子育て支援の内容に直結するため、地域格差が大きくなっている**。多子世帯への経済的支援は、**地域格差を生じさせることのないよう、国が主導することが必要**。
- 国の調査に基づく横浜市推計では2人以上の子どもを望む世帯は22.4万世帯いるが、実際に子どもが2人以上いる世帯は11.6万世帯であり、10.8万世帯に理想と現実のギャップがある。

- **理想の子ども数を持たない理由**では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（妻 35 歳未満 77.8%）」を挙げる世帯が一番多く、**第2子保育料の無償化などの多子軽減を拡充し、経済的負担を軽減することは少子化対策として有効**。（出生動向基本調査・国勢調査 2020 年から推計）
- 併せて幼児・教育保育の無償化の 2 歳児以下への適用、児童手当の所得制限撤廃や支給額拡大、小中学校の給食費の無償化など、子育て・教育全般の経済的負担を軽減する政策が必要。

提案・要望内容

- 複数の子どもを育てることに対する経済的負担の軽減や、所得や年齢等により出産をあきらめる家庭がなくなるよう、少子化対策を目的とした子ども子育て支援制度の拡充として、保育所や幼稚園等を利用する多子世帯への保育料等の負担軽減にかかる**年齢条件及び施設利用条件の撤廃**と、保育所等を利用する多子世帯に対する**第2子保育料の無償化**（0～2 歳児クラス）
- 幼児教育・保育の無償化の 2 歳児以下への適用、児童手当の所得制限撤廃や支給額拡大、小中学校の給食費の無償化など、子育て・教育全般の経済的負担の軽減策の検討

参考 1 年齢条件及び施設利用条件による世帯への影響（子ども 3 人の世帯の例）

収入が同じ世帯でもきょうだいの年齢により、平均保育料で年間約 53 万円の差がある。
また、上のきょうだい卒園した場合も軽減がなくなる。

※横浜市平均保育料（月額）：約 44,000 円（第 1 子標準時間）第 2 子を半額として試算

	第 1 子	第 2 子	第 3 子	保育料計/年	備考
世帯 A	5 歳児 (無償化)	1 歳児 (22,000 円)	0 歳児 (0 円)	264,000 円	
世帯 B	小学生 ※年齢条件により 数えない	1 歳児 (44,000 円) ※第 1 子扱い	0 歳児 (22,000 円) ※第 2 子扱い	792,000 円 (差額 528,000 円)	第 1 子の年齢により 世帯 A より負担が大き く、不公平感に

参考 2 指定都市及び東京都の多子軽減拡充状況

指定都市・東京都	軽減策
3 市・東京都 R5 から静岡市、堺市、福岡市、東京都	年齢条件・施設条件の撤廃 第 2 子保育料の無償化
1 市 神戸市	年齢条件・施設条件の撤廃
6 市 さいたま市、新潟市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市	第 3 子のみ年齢条件の撤廃 ※第 2 子の数え方（条件）は従来どおり
2 市 札幌市、広島市	その他拡充案 所得制限緩和など様々

参考 3 理想の子ども数を持たない主な理由（第 16 回出生動向基本調査（結果概要/妻の年齢 35 歳未満）

理由	割合（選択率）
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	21.4%

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業における国庫補助内容の継続及び拡充

こども家庭庁

- 1 出産・子育て応援給付金の交付の事務委託経費等の財政的支援の拡充
- 2 経済的支援の方法変更等、事業の柔軟な運用に対応しうる財政的支援の実施
- 3 伴走型相談支援のランニングコストの財政的支援の継続

現状・課題

国

- 令和4年度第2次補正予算において、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施」が盛り込まれ、出産・子育て応援給付（クーポン又は現金給付による10万円）の実施を決定。応援給付金に係る負担割合は、**国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6**。
- 国は支援をできるだけ早期に対象者へ届けられるよう、**可能な限り速やかな事業の開始を要請**。
- 経済的支援の実施にあたり、システム構築等導入経費の補助率は10/10とされたが、**補助単価に上限が設けられ**、かつ令和4年度補正予算限りの措置。
- **伴走型相談支援に要する人件費等のランニングコスト**について、令和4年度補正予算での国の補助率**2/3**に対し、令和5年度下半期の国の補助率**1/2**と補助率を引下げ。
- 令和5年度下半期におけるクーポン発行等にかかる委託経費の補助率は**10/10**とされているが、対象及び上限額について現時点で不明確。
- また、早期に事業を開始するため「現金給付もオプションとして排除されない」としつつ、「効率的な給付方法について検討いただきたい」と**クーポン、広域連携等による支給を要請**。
- 令和6年度以降にクーポンに移行する場合のシステム構築等に係る補助の方針は未定。

横浜市

- 国の意向に基づき、本市では対象者にいち早く支援を届ける観点から、**現金給付**による出産・子育て応援金の支給を決定。**令和5年2月1日**より事業開始。
年間約2万4,000件超の子育て相談及び年間5万件超の給付金の申請が見込まれる本市では、事業の迅速かつ正確な執行のため、**専任職員の配置や新規システムの構築及び民間事業者への事務委託**は不可欠であり、令和6年度以降も国の支援が必要。
- 令和5年度下半期の委託経費への補助率が低下した場合、**新たな本市一般財源の負担が懸念**。
- 将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法に変更するにあたって、令和6年度以降は財政的支援が受けられず、**移行の妨げになる**恐れ。



より効果的な事業への転換には、地域の実情に応じた手厚い国の支援が不可欠

- 妊婦・子育て世帯に対し、子育てのための支援という国の制度の趣旨を踏まえて、本市でも経済的支援の実施方法について改めて検討予定。
- しかしながら、大規模自治体である本市において、全国一律の基準を設けた現在の国の支援では、システム構築費用は本市一般財源で補填せざるを得ない状況。
- また、全市町村で最大の出生数を抱える本市では、すべての妊婦・子育て世帯へ伴走型相談支援を行うには人員の増強が不可欠だが、伴走型相談支援に係る令和5年度下半期以降の補助率が引き下げられることから、安定的・継続的な事業実施が困難になる恐れ。
- 令和5年度下半期の委託経費等における補助の対象は「ランニングコスト」とされ、対象・上限額が不透明。
- 他都市の好事例が紹介されているものの、令和5年度限りとされた予算（システム構築等導入経費）では、国の目指す方向性に沿った実施方法への転換が困難となっている。

提案・要望内容

- 1 事業の適正な執行のため、**システム構築費用及び事務委託費の全額補助等、財政的支援の拡充**
- 2 委託経費等の補助対象・上限について、事業実施に必要な額を措置するとともに、**令和6年度以降に経済的支援の給付方法の見直し**を行う自治体に対し、**システム構築等導入費用に対する財政的支援の継続**
- 3 すべての妊婦・子育て世帯への安定的、効果的な支援のため、**伴走型相談支援に要する人件費等のランニングコストの補助率の引上げ（令和4年度補正予算の補助率2／3の維持など）**

参考 出産・子育て交付金の補助単価及び本市予算計上額

出産・子育て応援交付金の補助単価・補助率（国の令和4年度補正予算）				本市予算計上額 (R5年度)
1 種目	2 基準額	3 補助率	4 本市補助申請額	
事務費 (システム構築等導入経費)	次により算出された額の合計額 ・システム構築等導入経費 2,000 千円 ・実施要綱に定める出産応援ギフト及び子育て応援ギフト対象者 100 人当たり 44 千円	<u>国10/10</u>	21,624 千円 (令和4年度補助申請額)	270,906 千円 (人件費除く)
現金支給以外の 場合	・実施要綱に定める出産応援ギフト及び子育て応援ギフト対象者 100 人当たり 80 千円	<u>国10/10</u>	対象外	対象外
伴走型相談支援	(1) 基本額 子育て世代包括支援センター 1カ所あたり 7,784 千円 (2) 加算額 子育て世代包括支援センター 1カ所あたり 1,290 千円	<u>国2/3</u> (都道府県 1/6) (市町村 1/6) ※令和5年度は、 国1/2に引き下げ	102,097 千円 (令和5年度予算計上額)	128,652 千円

児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置

こども家庭庁

- 1 児童養護施設や乳児院等の職員に対し、社会的養護処遇改善加算の増額等の見直しや宿舍借上制度等の創設
- 2 職員の労働環境を改善するため、児童養護施設ほか各施設種別における現行の職員配置基準の見直しを行うなど、体制強化への支援

現状・課題

国

- 平成29年8月に公表された「新しい社会的養育ビジョン」などにおいて、社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」での養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めている。
- 各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいる。

横浜市

- 令和2年7月に「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」を策定。施設の安定的な運営を図ることなどを目標に掲げている。
- 児童養護施設が11施設、乳児院が3施設のほか、児童自立支援施設や児童心理治療施設等もあり約800人の児童が生活している。
- 市内の児童養護施設等における職員の離職率は約16%、約過半数が5年以内に離職と高水準。
- ケアニーズの高い子供に対する集中的なケアが必要な仕事である一方で、夜勤などの不規則勤務や人手不足による長時間労働が発生するなど、現在の配置基準では職員の負担が大きく、労働環境の改善が必要。
- 国は小規模化・地域分散化を進めるため児童6人に対して職員を最大6人配置できる制度としているが、保護単価・加算が不十分で、人材確保が進んでいないため、3~4人で24時間のローテーションを回しており、過重労働を強いられている。国が定める措置費の他、市独自に職員雇用費や職員処遇改善費の補助制度を実施。

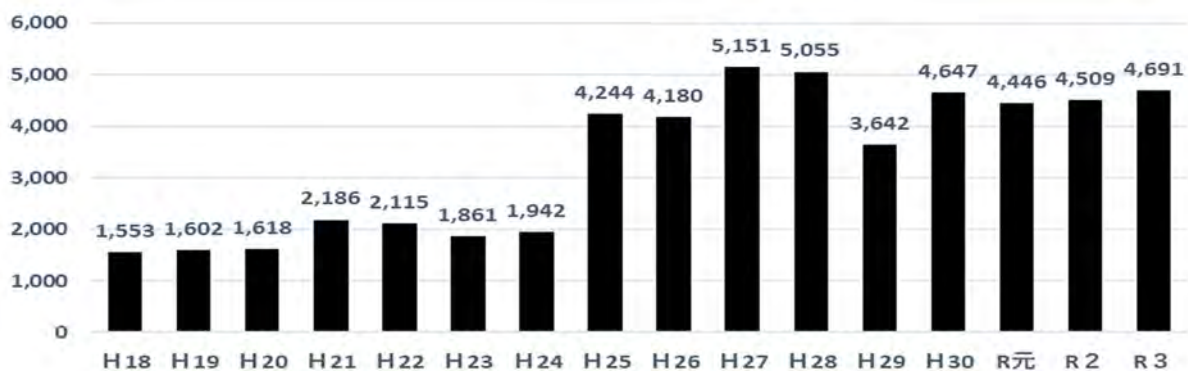
人材育成の確保・育成・定着のサイクルの実現が必要

- 保育士資格保有者が、待遇面の格差により就職先を認可保育所とするケースが多いため、待遇面を改善し児童養護施設等についても認可保育所と同等の待遇で採用活動できる環境が必要。
- 児童養護施設等の職員が、高度なケアニーズに対応するための専門性を一層発揮できるよう、人材の育成・定着につながる支援が必要。

提案・要望内容

- 1 人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう国において児童養護施設や乳児院等の職員に対し、認可保育所と同等の待遇になるように、**社会的養護処遇改善加算の増額や宿舍借上制度の創設等の対応**
- 2 施設の高機能化を目指すにあたり、ケアニーズの高い児童等が施設におけるケアを適切に受けることができる環境を整備し、職員の労働環境を少しでも改善するため、児童養護施設ほか各施設種別における**現行の職員配置基準を見直し、児童福祉施設保護措置費における事務費一般分保護単価の底上げや、職員配置改善加算の見直しを行うなど、体制強化への支援**

参考1 市内児童養護施設等における被虐待児受入加算対象者数※



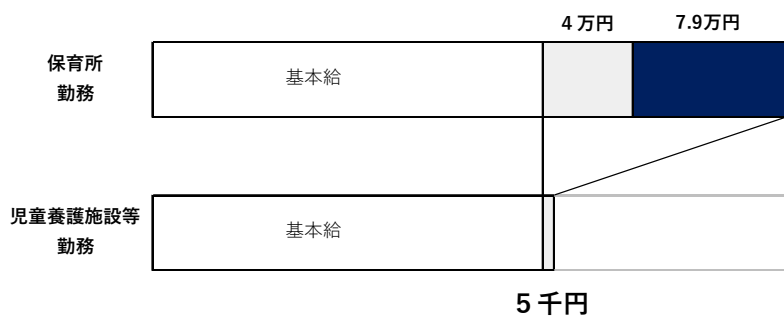
(人/年度)

※児童相談所において施設措置の主な理由が虐待である児童等の数

参考2 国制度における認可保育所の保育士との処遇の差

○ モデルケース 保育士人件費の比較

例：勤続8年副主任クラスの保育士の場合（同一基本給料）



■ 宿舍借上負担軽減分

保育所等を運営する事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げるための経費を国が助成（国制度における横浜市の補助基準額：7.9万円）

■ 処遇改善

保育所 処遇改善等加算Ⅱ：副主任保育士等への加算（4万円）
 児童養護施設等 処遇改善加算Ⅱ：リーダー的業務を担っている保育士等への加算（5千円）

参考3 市内児童養護施設等における離職率

施設種別	職種	離職率
児童養護施設等（私立 市内平均）	保育士等※	16.2%
保育所（私立 全国平均）	保育士	10.7%

※保育士等：児童養護施設等において直接処遇を行っている職員（保育士、指導員、児童自立支援専門員等）
 （市調査、厚生労働省 平成29年社会福祉施設等調査）

児童相談所及び一時保護所の体制強化

こども家庭庁

児童相談所及び一時保護所の整備に対する財政支援の拡充

現状・課題

国

- 「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和3年7月21日公布、令和5年4月1日施行）により、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準を示し、**管轄区域内の人口は、「基本としておおむね50万人以下」とすべきとしたうえで**、管轄区域の設定にあたっては、児童人口や将来の人口の見通し、地理的条件や交通事情等を含めた総合的な考慮の下に定めることを規定。
- 「『一時保護所の定員超過解消計画』の実施方針について」（令和4年2月21日）により、安心こども基金に「児童相談所一時保護所等整備事業」を創設。自治体が一時保護所の定員超過解消のための計画を作成し、厚生労働省の承認を得た場合に、**一時保護所を整備するための費用の補助率を時限的に2分の1から10分の9に嵩上げ**。（実施期限：令和6年3月31日）

横浜市

- 377万8,318人（令和2年国勢調査）の人口を4所の児童相談所で管轄しており、**1所当たりの管轄人口は94万人を超え、国が示す参酌基準を大幅に超過**。
- 一時保護所定員166人（令和3年度末）に対して、平均入所児童数は176.1人に上る等、**定員超過傾向**。

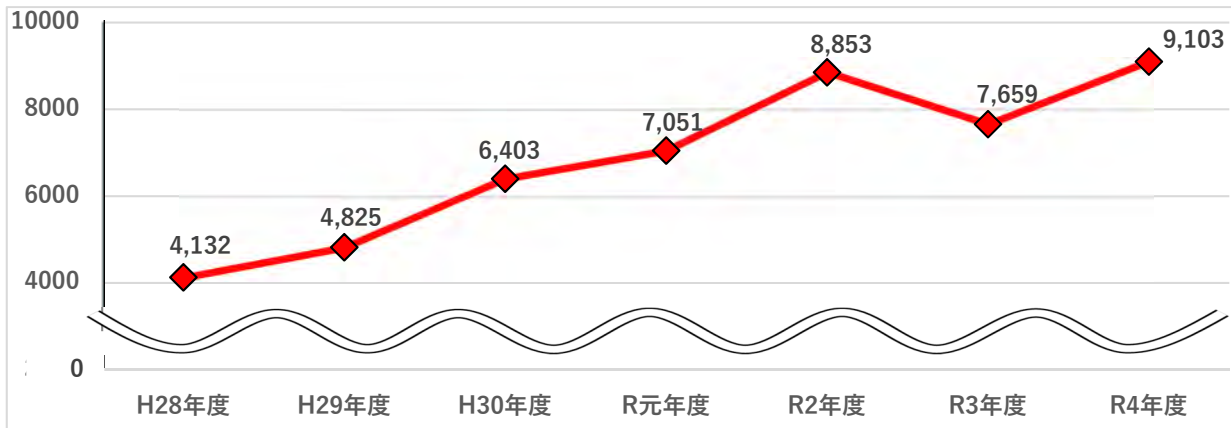
児童相談所及び一時保護所の体制強化が必要

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度に9,103件となり、過去最多を更新し、過去6年間で約2.2倍（平成28年度：4,132件）になる等、1所で抱える案件数が増加。**今後、児童虐待相談対応件数が増加していくと、迅速な意思決定や要保護児童等へのきめ細かな支援に支障をきたす恐れがある**。
- 児童相談所の体制強化として、移転新設工事中の南部児童相談所（令和6年5月しゅん工予定）の再整備を行うとともに、新たな児童相談所（（仮称）東部児童相談所）の整備（令和8年度開所予定）を実施予定。
- **新たな児童相談所整備に対する個別の補助事業がなく、また、一時保護所整備費用の補助率嵩上げ期間は令和5年度末までとされており、自治体の財政負担が大きい**。

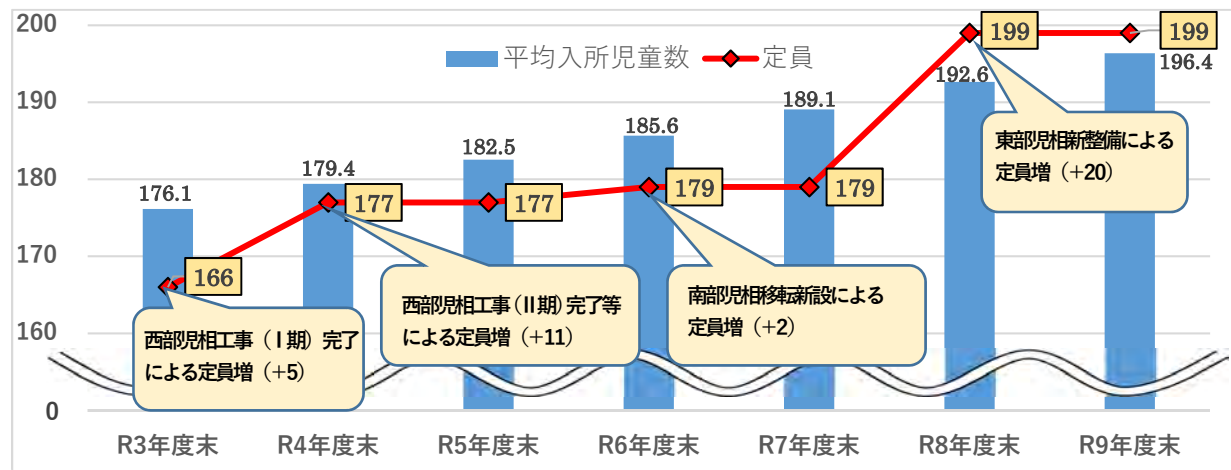
提案・要望内容

- 平成18年度の税源移譲時には想定していなかった、児童虐待対応件数の急増や参酌基準の創設による児童相談所の整備を進めるため、**新たな児童相談所整備に対する個別の補助事業の創設及び一時保護所整備費用の補助率嵩上げ期間の延長**

参考1 横浜市の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

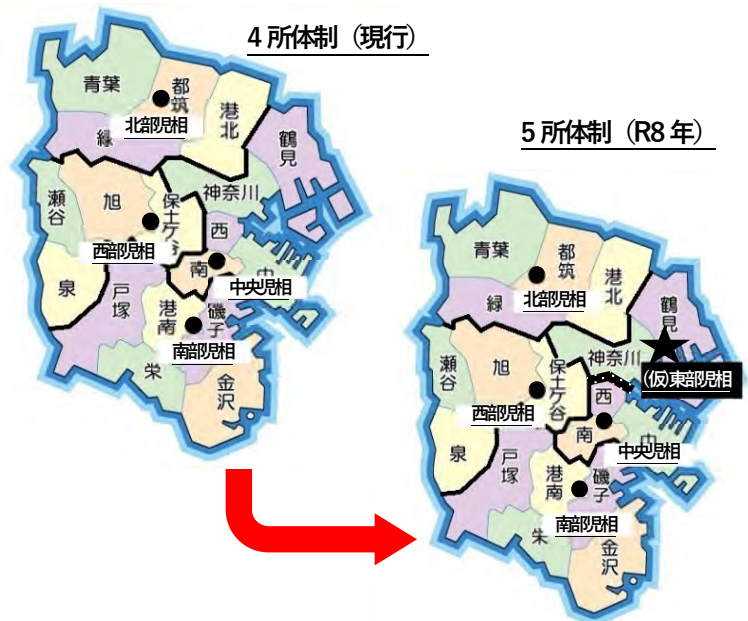


参考2 横浜市の一時保護所における定員超過解消計画



参考3 横浜市の児童相談所管轄区域及び管轄人口

児相別	管轄人口	
	4所体制	5所体制
中央児童相談所	999,184	544,704
(仮) 東部児童相談所	-	454,480
西部児童相談所	727,986	727,986
南部児童相談所	984,821	984,821
北部児童相談所	1,065,500	1,065,500
合計	3,777,491	



待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり (①全ての幼児教育・保育の質の確保・向上)

こども家庭庁、文部科学省

- 1 質の確保・向上のための適切な職員配置
- 2 保育者の研修受講に係る体系づくり
- 3 使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映
- 4 認可外保育施設の質の確保・向上

現状・課題

国・横浜市の現状

- 国は、「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充を掲げており、保育士配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとされている。また、保育士等キャリアアップ研修や睡眠中の事故防止対策、居宅訪問型認可外保育事業者（ベビーシッター）に対する講習の実施など、幼児教育・保育の質の確保・向上に取り組んでいる。その他、保護者負担の軽減を主な目的として、保育所等における使用済みおむつの処分を推奨し、そのための保管用ゴミ箱の購入費等の補助を実施。
- 横浜市では、安全・安心な保育を提供するための保育士配置基準の上乗せや、自園調理・アレルギー対応のための栄養士・調理員雇用費等の独自助成を実施。また、質の確保・向上のための「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修・実践、及び研修代替等のためのローテーション保育士の雇用費の独自助成等に加え、認可外保育施設の児童の健康診断受診費用、調理担当職員等の保菌検査費用、施設所有・管理者賠償責任保険等加入経費などへの独自助成を実施。



全ての幼児教育・保育の質の確保・向上が必要

- 保育士配置基準の改善案が示されたが、不適切保育を防ぎ、子どもたち一人ひとりに目の行き届く質の高い保育を提供するためには、さらなる基準の改善が求められる。また、自園調理による食育やアレルギー児対応を促進するために常勤職員を雇用する場合、公定価格の基本額に含まれている調理員雇用費では不十分。保育士の職員配置の上乗せや、調理員配置費用の拡充による、**質の確保・向上のための適切な職員配置**が必要。
- 研修受講時の代替保育士の費用は公定価格で年間一人当たり3日分しか算定されておらず、保育士の研修受講機会は不十分。また、キャリアアップ研修より先の研修体系は国から示されていない。保育士等の継続した専門性向上による**保育者の研修受講に係る体系づくり**が必要。
- 使用済みおむつは事業系一般廃棄物であり、国が推奨する保育所等における処分には費用がかかるが、公定価格には含まれておらず、運営費を圧迫している。そのため、**使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映**が必要。
- 認可外保育施設を対象とした安全対策に係る備品導入補助は対象が限定的。更に、ベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と対応に必要な経費の助成による、**認可外保育施設の質の確保・向上**が必要。

提案・要望内容

- 1 質の確保・向上のための適切な職員配置
より安全・安心な保育を提供するため、**保育士配置基準を1歳児は4対1、2歳児は5対1、3歳児は現在加算で対応している15対1へ見直し**。また、自園調理による食育の促進及び確実なアレルギー児対応のための**調理員配置費用の拡充**による、質の確保・向上のための適切な職員配置
- 2 保育者の研修受講に係る体系づくり
研修で園を不在とする際に代替職員を雇用するなど、**安定したローテーションを組むための補助の充実、キャリアアップ研修修了後の質の向上に向けた研修体系**や、**保育士が自身の専門性向上に向けて研修受講履歴を管理できる仕組みの構築**による、保育者の研修受講に係る体系づくり
- 3 使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映
保育所等の運営費の圧迫や保護者に経済的負担を強いることなく、双方の負担を軽減するための**使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映**
- 4 認可外保育施設の質の確保・向上
子どもの健康診断等の**衛生・安全対策事業の拡充**や、**安全性向上に資する備品への導入助成拡大、ベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と対応に必要な経費の助成**による、認可外保育施設の質の確保・向上

参考 横浜市の保育士配置の状況

■保育士・保育教諭の職員配置基準（2・3号認定） 【単位…人（児童数：保育士数）】

年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
民間保育所 ・認定こども園	横浜市基準	3：1	4：1	5：1	15：1	24：1
	国基準※1	3：1	6：1		20：1	30：1

※1 3歳児は国加算基準15：1

■市基準保育士配置を確保するための加算（保育所・認定こども園（2・3号））

年齢	児童1人あたりの単価（定員等に関わらず一律同額）		
	配置加算基礎分	処遇改善等加算Ⅰ分 ※	処遇改善等加算Ⅲ相当分
1歳児	38,200円	380円	900円
2歳児	15,300円	150円	300円
4・5歳児	3,820円	30円	90円

※処遇改善等加算Ⅰ分の加算額は、各単価に施設の平均経験年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率（%）×100を乗じて得た額とします。

提案の担当 /	こども青少年局保育・教育部保育対策課長	安藤 敦久	TEL 045-671-3955
	こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長	岡崎 有希	TEL 045-671-4468
	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一	TEL 045-671-2386
	こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美	TEL 045-671-2706

待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ②保育者確保に向けた更なる取組の推進

こども家庭庁、文部科学省

- 1 より一層の保育士の処遇改善の実施
- 2 保育者の定着のための更なる取組の実施
- 3 効果的な保育士採用に向けた取組の推進

現状・課題

国・横浜市の現状

- 国は、「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充を掲げており、その一つに保育士等の更なる処遇改善が含まれている。また、令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を公定価格の加算として恒常化。一方で、宿舍借り上げ支援事業については、対象期間を段階的に短縮（10年→7年）。なお、国の補助対象外となった8～10年目の保育士に対しては、横浜市独自で継続して補助を実施。
- 横浜市では、保育者が働きやすい環境づくりに向け、休憩室の設置・充実など職場環境の改善への補助や、横浜市独自の処遇改善及び職員配置基準の上乗せ、保育体制強化事業における保育支援者及びスポット支援員の配置について施設の定員規模に応じた独自助成、長時間預かりを実施している幼稚園を対象とした住居手当補助等を実施。また、保育者が労働環境等で悩んだ際に、不安を解消し、離職防止を図るための相談窓口を令和4年度から設置するなど、保育者の定着支援を推進。
- また、民間団体と連携した就職相談会や、インスタグラム等を活用し、横浜市で保育士として働く魅力のPR強化を実施。更に、令和5年度からは保育士・保育所支援センターの支援を受けて市内保育所等に就職した潜在保育士等に奨励金を交付するなど、保育者の採用支援を実施。



保育者確保に向けた更なる取組の推進が必要

- 人材紹介料の高騰により保育士等の人件費が圧迫されている。また、保育所等の委託費や給付費には人件費に充てる用途制限がなく、保育士等の人件費を国の想定より低くすることも可能な制度。なかでも地域型保育事業等の給付費には用途制限が一切なく、保育に関係ない支出に対して法的根拠に基づいた指導ができない。その他、処遇改善等加算Ⅱの算定割合が低く、7年目以上の保育士に十分な額が行き渡らない。更に、令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を実施しても、全産業平均に比べ保育士の年収は低く、**より一層の処遇改善が必要**。
- 宿舍借り上げ支援事業は保育者の生活に直結するため、施設や保育士からは制度の先の見通しが立たないことへの不安や、対象期間外となった保育者の離職を恐れる声がある。保育者の負担軽減による働きやすい職場環境づくりの支援など、**保育者の定着のための更なる取組が必要**。
- 保育士資格取得後の就業状況などの現況が把握できないため、潜在保育士への継続的な働きかけが困難。国が検討する資格管理システムとの連動等による**効果的な保育士採用に向けた取組の推進が必要**。

提案・要望内容

1 より一層の保育士の処遇改善の実施

全国一律での人材紹介会社の紹介料の上限設定、及び保育所等の委託費や給付費を確実に保育士の人件費に充てるとともに、地域型保育事業等の給付費を保育のために支出する用途制限、並びに処遇改善等加算Ⅱの算定割合の見直し及び保育士給与のベースアップなどによる、より一層の保育士の処遇改善の実施

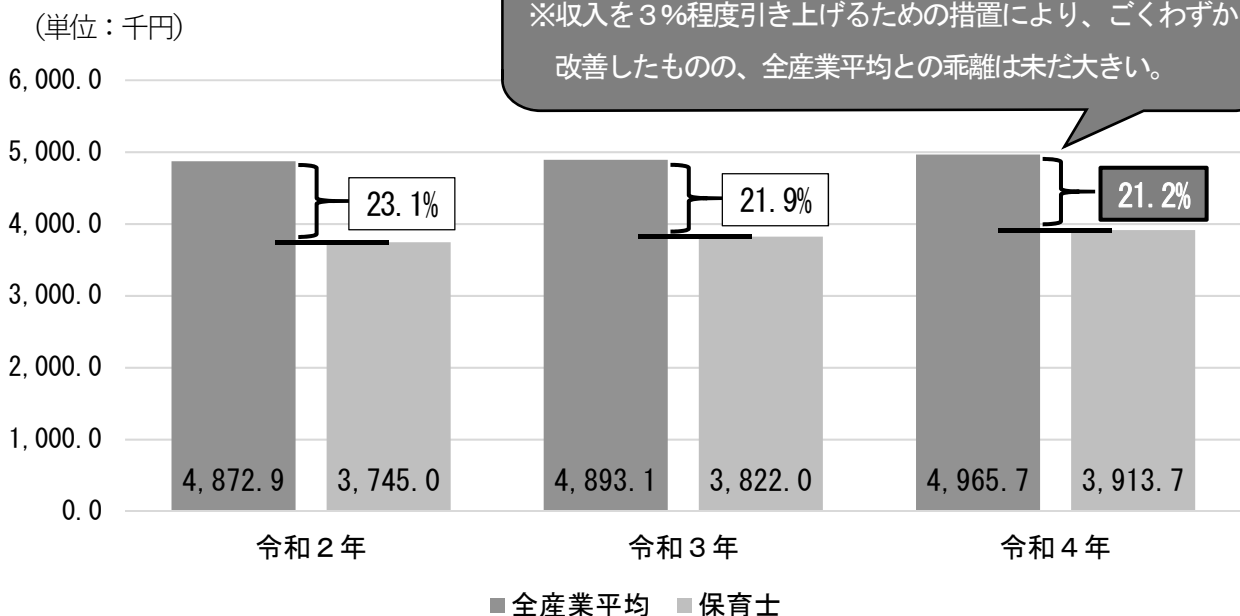
2 保育者の定着のための取組の更なる実施

宿舍借り上げ支援事業に係る、地域による基準額の格差の撤廃、保育士等の定着と生活への影響を考慮した補助対象期間の見直し及び今後の見通しの提示、更には幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業の創設。また、保育者の負担軽減のための保育体制強化事業における保育支援者及びスポット支援員の配置に係る補助を定員規模に応じた制度に変更、保育者が働きやすい環境づくりに向けた事務職員の配置に係る公定価格の加算充実や、保育所等がICTシステムを更新するためのシステム導入補助を再申請できるよう要件緩和、保育・教育施設と地方自治体の効率的な情報伝達システムの運営費への補助新設など、保育者の定着のための取組の更なる実施

3 効果的な保育士採用に向けた取組の推進

保育士採用に向けた取組を効果的に実施できるよう、保育士資格保有者の現況等に関する情報管理を国レベルで推進

参考 保育士の年収の全産業比較



出典：賃金構造基本統計調査

(調査年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について同年7月に調査)

提案の担当	／	こども青少年局保育・教育部保育対策課長	安藤 敦久	TEL 045-671-3955
		こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長	岡崎 有希	TEL 045-671-4468
		こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
		こども青少年局総務部監査課長	玉井 理	TEL 045-671-4191

待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ③保育の場の確保の推進や多様なニーズへの対応と充実

こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

- 1 よりニーズの高い1歳児枠確保の促進
- 2 将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進
- 3 一時預かり事業及び病児保育事業の補助制度の拡充
- 4 多様な働き方を選択できる社会に向けた育児・介護休業法等の改正

現状・課題

国・横浜市の現状

- 国は、新子育て安心プランに基づき教育・保育等の量的拡充及び質の向上を図る。また、人口減少地域における保育所の在り方や一時預かり事業の利用促進も検討。令和5年度には「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を実施。
- 横浜市では、ニーズが高い認可保育所の1歳児枠拡大に向けた定員変更や中規模改修への補助拡充など、将来を見据えた既存資源の活用を推進。その上で施設の不足分は新規整備し、令和6年4月に向け1,295人の受入れ枠を拡大。一方、施設の老朽化や、郊外部の定員割れの増加が課題。また、一時預かり事業について、育児休業取得者の増加を背景に低年齢児の利用も増加しているため、令和5年度には市独自で0歳児の補助単価を増額し、認可保育施設だけでなく、一時預かり専門の認可外保育施設も拡大を図る。また、認可保育施設での一時預かり実施のための改修費補助の新設や、育児負担の軽減を目的とした、多胎児を受け入れた施設への市独自加算、病児保育事業の安定運営に向けた委託費の拡充など、市独自で補助の充実を図る。
- 育児・介護休業法では保育所等に入所できなかった場合等に限り、2歳まで育児休業給付金の受取が可能。育児休業延長を許容できる場合は利用調整の優先順位を下げる運用が国から示されたため、横浜市では、利用調整指数等の減点を実施。令和5年4月時点で約1,700人が申請。

保育の場の確保の推進や、多様な保育ニーズへの対応と充実が必要

- 公定価格の、0歳児と1歳児の単価の差や0歳児の利用が要件の加算、定員を恒常的に超過する場合の減算のほか、小規模保育事業では、同一または隣接する敷地の幼稚園の設備を活用した場合25人まで受入れが認められているが、それ以外は22人が上限であり、保育ニーズに合わせた受入れの調整が困難。更に、小規模保育事業は1歳児の受入れ枠拡大に効果的だが、初年度は2歳児入所が少なく、運営が不安定。**よりニーズの高い1歳児枠確保の促進策**が必要。
- 保育所等の突然の閉園等、老朽化による廃園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、**将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進策**が必要。
- 一時預かり事業及び病児保育事業は、事業の採算性が低く保育士の確保も困難な状況で、実施園の拡大が難航。また、多胎児受入れ施設への国の加算は対象が限定的。**補助制度の拡充**が必要。
- 保育所利用調整の運用上の工夫だけでは、育児休業の延長のための保育所等利用申請という保護者の手間は残る。子どもが2歳になるまでは、**自由に育児休業を取得できる制度**が必要。

提案・要望内容

- 1 よりニーズの高い1歳児枠確保の促進
0歳児から1、2歳児への定員の変更をした場合に、一定期間0歳児と同額まで運営費を加算することや、0歳児利用を要件とした加算要件の緩和、定員を恒常的に超過する場合の減算の時限的な緩和、小規模保育事業の利用定員の弾力化による受入上限の見直し、新設の小規模保育事業が安定運営できるような運営費加算の創設など、よりニーズの高い1歳児枠確保の促進
- 2 将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進
突然の閉園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、公定価格の細分化による安定的な施設運営の支援、利用定員総数が増加しない老朽民間児童福祉施設整備などでも、保育対策総合支援事業費補助金等における「定員拡大」の補助率と同等にする引上げの実施や、企業主導型保育事業の事業主体として利用児童の処遇に責任をもち、施設が運営を継続できるよう支援体制を充実するなど、持続可能な受入れ枠確保の促進
- 3 一時預かり事業及び病児保育事業の補助制度の拡充
一時預かり事業及び病児保育事業の、人件費や賃料等の地域格差是正のための地域区分の設定や、人材確保のための土曜保育加算の創設、ひいては公定価格と同等の賃金水準の実現、また一時預かり事業の、事業特性に合わせた乳児加算の創設や、枠の確保だけでなく子育て支援を推進するため、多胎児であれば一時預かり事業の定員内や、1名のみの受け入れでも対象とする多胎児加算の条件緩和など、補助制度の拡充
- 4 多様な働き方を選択できる社会に向けた育児・介護休業法等の改正
多様な働き方を選択できる社会に向けて、子どもが2歳になるまでは自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられるよう、育児・介護休業法等を改正

参考 一時預かり専門の認可外施設「乳幼児一時預かり事業」に係る補助の状況

(単位：千円)

年間延べ 利用児童数	国の補助額 (R5)			横浜市補助額 (運営上 必要な金額)	国の補助額 との差額
	基準額	事務経費 加算	補助合計		
3,300人以上 3,900人未満	8,738	2,670	11,408	19,314	▲ 7,906
3,900人以上 4,500人未満	10,136	2,670	12,806	20,605	▲ 7,799
4,500人以上 5,100人未満	11,534	2,670	14,204	26,221	▲ 12,017
5,100人以上 5,700人未満	12,932	2,670	15,602	28,006	▲ 12,404
5,700人以上 6,300人未満	14,330	2,670	17,000	29,525	▲ 12,525

年間延べ利用児童数3,300人未満の施設も含め、**全36施設に補助を実施予定。**
国の補助額との差額は計297,995千円

提案の担当	／	こども青少年局保育・教育部保育対策課長	安藤	敦久	TEL 045-671-3955
		こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長	大島	範子	TEL 045-671-4221
		こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本	今日子	TEL 045-671-2365
		こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長	齋藤	淳一	TEL 045-671-2386
		こども青少年局保育・教育部こども施設整備課長	安達	友彦	TEL 045-671-2376

小学生の放課後対策の推進

こども家庭庁・内閣府

- 1 地域の実態に合わせた財政措置の実現
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設
- 3 通学路やまちの防犯性向上に資する防犯カメラ設置への支援

現状・課題

国

- 小1の壁打破・女性の就業率上昇への対応を目的に、小学生の放課後の受け皿を5か年で30万人分整備する「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）を策定。
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）や放課後児童クラブ運営指針（平成27年）を策定するとともに、市町村に対する補助事業として財政措置。
- 保育所等は市町村ごとに定められた地域区分による財政措置がされているが、放課後児童健全育成事業の補助単価は全国一律。

横浜市

- 小学校を活用した公設民営の放課後キッズクラブと民間施設を活用した民設民営の放課後児童クラブとで、受け皿を確保。両事業ともに、運営主体に対する運営費の補助により事業を実施。
- 利用料減免補助や既存の民間施設の家賃補助等、国の補助制度にない独自の補助制度を実施。
- 国の補助の増額に伴い、横浜市から運営主体への補助額も増。一方、都市部は賃借料の負担が重く、最低賃金も全国平均より高いため、運営に苦慮するクラブが多数存在。

人件費や賃借料補助等、地域の実態に合わせた財政措置が必要

- 放課後児童健全育成事業について、人件費や賃借料等の運営経費は市町村により大きく異なるため、地域の実態に合わせた補助金額の設定が必要。
- 放課後児童支援員の更なる処遇改善を行い、安定的な人材確保ができる環境整備が重要。

低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等の負担を軽減する財政措置が必要

- 利用料を徴収している全国のクラブのうち、約86.8%（令和4年、22,409か所）が利用料減免を実施し、その割合は増加傾向（平成28年：約81.1%）。高いニーズに対する財政措置が必要。
- 利用料減免として「生活保護受給世帯」を対象としている全国のクラブの割合は63.3%、「兄弟姉妹利用世帯」が53.1%、「ひとり親世帯」が27.7%であり、家庭の負担に配慮した利用環境を整えることが必要。

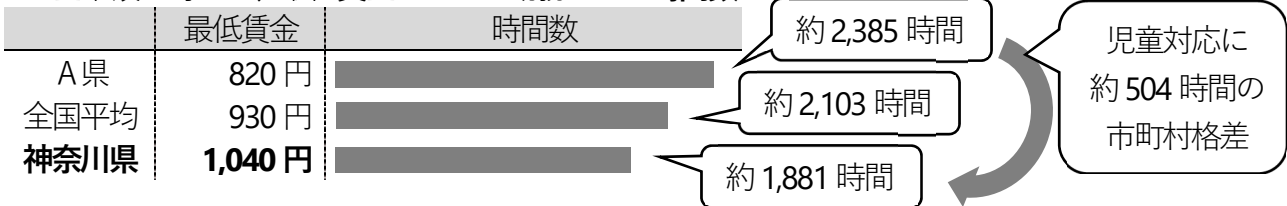
提案・要望内容

- 1 地域による人件費や賃借料等の格差を踏まえ、地域の実態に合わせた財政措置の実現として、現在の基準額を全国の最低水準とした上で、保育所等と同様に地域区分の新設による各種補助基準額（人件費・賃借料等）の引上げの実施
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等を対象とした、利用料減免制度の創設
- 3 放課後の児童の安全を守るため、通学路やまちの防犯性向上に資する防犯カメラ設置への支援

参考1 最低賃金をもとした時間数・人件費比較（令和4年4月）

■障害児受入推進事業（基準額：1,956千円）

・基準額に対して、最低賃金によって勤務できる**時間数**



・基準額と最低賃金で想定される、勤務時間数に対する**人件費**

（基準額／最低賃金（最低額：820円）＝約2,385時間）



参考2 民設民営クラブ1か所あたりの平均賃借料 各都市の状況（令和4年4月）

横浜市	さいたま市	名古屋市
202,280円（201か所）	182,750円（180か所）	172,336円（60か所）

横浜市は指定都市の中でも賃借料負担が重い

参考3 公設民営クラブ利用料減免額 各都市の状況（令和5年4月）※19時までの月額利用料

	利用料	減免額	備考
横浜市	5,000円 (7・8月は+500円)	2,500円	生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯、就学援助世帯
さいたま市	8,000円	8,000円または6,000円	対象世帯の区分により異なる。
名古屋市	6,500円	3,250円	生活保護世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）

参考4 本市における子育て就労世帯の利用料等の負担状況（月額）

ステージ	利用料	副食費・おやつ代	合計
3～5歳児（保育所）	0円	4,500円	4,500円
【減免適用後】	【0円】	【0円】	【0円】
小学生（公設民営）	5,000円	2,000円	7,000円
【市独自の減免適用後】	【2,500円】	【2,000円】	【4,500円】

就学後は減免適用の有無にかかわらず利用料等の負担が増加。支援が必要な世帯は減免制度がないと負担が大きく増える。

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

厚生労働省、こども家庭庁

- 1 子どもの学習・生活支援事業に対する補助制度の拡充
- 2 病児保育事業における利用料負担軽減制度の拡充

現状・課題

国

- 平成 31 年 4 月施行の改正生活困窮者自立支援法より、子どもの学習支援事業は、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
- 一時預かり事業では、令和 4 年度から、「年収 360 万円未満相当世帯」及び「要支援・要保護児童等のいる世帯」に対する減免制度が創設されたが、病児保育事業の負担軽減制度にはない。

横浜市

- 学習支援と生活支援では支援の目的や手法等が異なるため、法改正以前から、別事業として生活支援事業を実施。そのことで、学習や将来の自立の土台となる生活習慣の習得、コミュニケーション能力の向上、ロールモデルの獲得等の効果が出ている。
- 横浜市の生活支援事業では、子どもや家庭の状況を鑑み、人員支援体制の充実や送迎の実施、安心して過ごせる場所の確保等を進めている。
- 病児保育事業では、国の制度にある非課税世帯・生活保護世帯への利用料減免に加えて、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯等に市独自に減免対象を拡大しているものの、それ以外の低所得世帯については、減免制度がない。



子どもに寄り添ったきめ細かな支援に対する補助制度の拡充が必要

- 生活困窮状態にある等養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもは、手洗い・歯磨きや入浴等の基本的な生活習慣が身に付いておらず、きめ細かな支援が必要。
- 地方自治体の規模によって補助の上限額が定められているため、積極的に取り組む地方自治体ほど、上限額を超えた費用負担が生じ、財政負担が重くなっている。

低所得者世帯等が経済的負担なく、病児保育事業を利用できる環境整備が必要

- 低所得世帯等が経済的負担なく、体調不良の子どもを預けることのできる環境を整備することで、保護者が安定して就労を継続し、養育負担を軽減できるよう支援することが必要。

提案・要望内容

- 1 「子どもの学習・生活支援事業」における、人口規模や実施か所数、送迎の実施等に応じた、大都市の状況やきめ細かな取組内容に見合った補助金額の設定
- 2 「病児保育事業」における、「年収 360 万円未満相当世帯」及び「要支援・要保護児童等のいる世帯」への利用料減免制度の拡充

参考1 横浜市の子どもの学習・生活支援事業実施状況

	学習支援に関する事業	生活支援に関する事業
目的・役割	■生活保護受給世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上	■養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得
対象者	■生活保護受給世帯、生活困窮世帯や養育環境に課題があり支援を要する世帯の中学生、事業を利用して高校等に進学した生徒及び高校生世代（高校に行っていない子を含む）等	■生活困窮、親の疾病、不就業、外国につながる、ひとり親など様々な理由により養育環境に課題があり、生活支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ■個々の中学生の到達度に応じた学習支援 ■大学生ボランティア等による精神的な成長の促進 ■高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、相談先・居場所の提供等による精神的なサポート ■1回あたり2時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■手洗いや歯磨きの練習 ■食材の調達、簡単な調理、食卓の準備、仲間と食卓を囲む ■掃除や洗濯 ■宿題や復習 ■週5日、1日5時間以上
実施方法	概ね1対2による個別支援（多動や不適応など、特に配慮を要する参加者に対しては、1対1での対応を行う場合あり）	少人数制による個別支援
主な実施場所	地域の実情に応じ公共施設等（区社協・福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等）	地域の実情に応じ設定（民家・集合住宅等借上げによる常設施設）

参考2 令和5年度の国庫補助協議状況（予定）

国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1/2（基準額の上限定あり）



国の補助率との乖離

横浜市の総事業費に対する、国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1/6以下（約16%）

参考3 病児保育事業と一時預かり事業の国と横浜市の利用料減免制度の比較

		国の減免制度	横浜市の減免制度
病児・病後児保育事業	生活保護世帯 市民税非課税世帯	あり ※低所得者減免分加算 生活保護法被保護者世帯 5,000円 市区町村民税非課税世帯 2,500円	あり ※国の制度に準じて減免
	年収360万円未満相当世帯 要支援・要保護児童等のいる世帯	なし	一部あり ※ひとり親家庭等福祉医療証保持世帯等について、独自に全額減免
一時預かり事業	生活保護世帯 市民税非課税世帯	あり ※一時預かり利用者負担軽減事業 生活保護法被保護者世帯 3,000円 市区町村民税非課税世帯 2,400円	あり ※国の制度に準じて減免
	年収360万円未満相当世帯 要支援・要保護児童等のいる世帯	あり 年収360万円未満相当世帯 2,100円 要支援・要保護児童等のいる世帯 1,500円	あり ※国の制度に準じて減免

提案の担当 / こども青少年局青少年部青少年育成課長 森脇 美也子 TEL 045-671-2297
健康福祉局生活福祉部生活支援課長 新井 隆哲 TEL 045-671-2367
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長 岡本 今日子 TEL 045-671-2365

ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充

厚生労働省

ひきこもり地域支援センターに関する人口規模に応じた補助制度の拡充

現状・課題

国

- 平成 21 年度からひきこもり支援推進事業を開始し、ひきこもりに特化した専門的な窓口として、各都道府県及び指定都市にひきこもり地域支援センターの整備を進め、令和 4 年 4 月時点で全ての都道府県及び指定都市に設置。
- 令和 4 年度から、ひきこもり支援に関して住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指してひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始。
- 指定都市については、1 か所のひきこもり地域支援センターに対し補助を実施する体系と定められている。

横浜市

- おおむね 15 歳から 39 歳までの青少年とその家族を対象に社会参加に向けた支援を実施している「青少年相談センター」が、平成 21 年度からひきこもり地域支援センターの認証を受け、国庫補助を受けている。
- 人口 377 万都市である横浜市において、ひきこもりの若者が約 13,000 人いると推計されており、市内 1 か所のひきこもり地域支援センターでは全市域の相談ニーズへの対応が困難。
- 「青少年相談センター」の支所として市内 4 か所に「地域ユースプラザ」を設置し、相談支援、常設の居場所運営、ネットワークづくりなどのきめ細かいひきこもり支援を実施。しかし、現行の制度では、1 自治体あたり 1 か所と定められているため支所の 4 か所については国庫補助を受けられず市独自で実施。



ひきこもりの若者を支援する人材を確保するため国からの財政支援の拡充が必要不可欠

- 「青少年相談センター」や「地域ユースプラザ」を利用する若者は、複雑な課題を持っていることから、精神保健、福祉、医療等の各分野が連携した支援が必要であり、ひきこもり状態にある方を支援につなげるためのアウトリーチによる伴走的な支援や、関係機関とのネットワーク構築の取組を十分に実施するための更なる人材確保及びその財源が必要。

提案・要望内容

- 困難を抱える若者に対する多様な支援を充実するため、**現在、1 自治体あたり 1 か所の想定で定められているひきこもり支援推進事業の補助体系について、人口規模や複数か所を想定した補助制度の拡充**

参考1 地域ユースプラザ管轄エリア別人口・若者人口・ひきこもり推計人数 (令和5年1月1日現在)

エリア	人口(人)	若者人口(人)	ひきこもり推計人数※
東部	997,954	279,873	3,806
西部	721,267	175,234	2,383
南部	980,143	232,714	3,165
北部	1,070,231	294,125	4,000
計	3,769,595	981,946	13,354

※令和4年度横浜市子ども・若者実態調査におけるひきこもり出現率136%を若者人口に乗じて算出

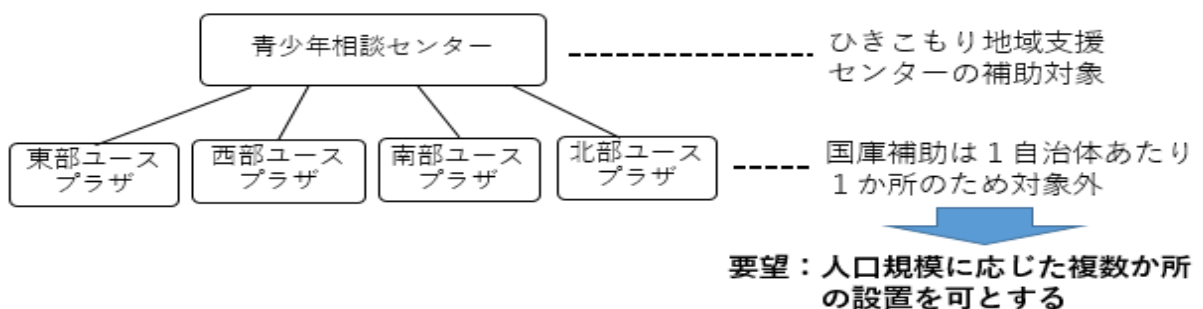


参考3 ひきこもりの若者支援に関する横浜市令和5年度予算額

	金額	内容
事業費	117,331 千円	「青少年相談センター」及び「地域ユースプラザ」事業の予算額から補助対象外経費を除外した上で3年度「青少年相談センター」利用者のうちひきこもり割合(60.2%)を乗じて算出(※)
うち国庫補助額	18,500 千円	(1 自治体あたり補助基準額 20,000 千円+加算額 17,000 千円) × 補助率 1/2

※「青少年相談センター」「地域ユースプラザ」ともにひきこもりのほか様々な困難を抱えている若者を支援している。そのため利用者のうちひきこもりのみの若者の割合を対象に国庫補助を受けている。

参考4 横浜市におけるひきこもり等困難を抱える若者支援



参考5 他県と横浜市との比較

	A県	横浜市
ひきこもり地域支援センター実施箇所数 (令和5年1月1日現在)	1 箇所	1 箇所
ひきこもり支援ステーション実施自治体数 (令和5年1月1日現在)	26 自治体	-
令和4年度国庫補助金額 (予算額)	31,748 千円	19,000 千円
若者人口 (令和2年国勢調査結果)	約 20 万人	約 99 万人

デジタル・AI 時代を見据えた GIGA スクール推進

文部科学省

- 1 教育 DX 推進に向けた国の CBT システム「MEXCBT」容量の拡充
- 2 端末更新時の補助制度創設及び早期周知
- 3 学びを止めないための端末・ネットワーク運用保守への継続的な財政支援
- 4 ICT 支援員への継続的な財政支援
- 5 安全・安心に家庭学習を行うためのフィルタリング費用等への財政支援

現状・課題

国

- 新しい時代の質の高い教育やデジタル化の加速のため、GIGA スクールの運営支援・指導力向上支援等として、「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を令和 5 年度予算に計上。
- 生徒が端末上で試験に解答する CBT システム（MEXCBT：メクビット）の機能を改善し、令和 5 年度に全国学力・学習状況調査（英語、話すこと調査）を全中学 3 年生を対象に実施。
- 学習者用デジタル教科書(教材含む)は、令和 3 年度から実証事業を実施。（令和 5 年度は、小中学校全校で英語、5 割の学校で算数、数学を実施）

横浜市

- 令和 2 年 9 月に「横浜市における GIGA スクール構想」を策定。
- デジタル教科書の導入、CBT 実施等に対応するため、高速大容量通信を各校に整備。令和 4 年に約 30 校で CBT アンケート試行。令和 9 年春に市内小中学校の児童生徒約 24 万人が同時接続する学力調査実施予定。
- 従来から実施している学校サポートデスクや ICT 支援員派遣事業、校内 LAN 運用保守等を GIGA スクール運営支援センター事業として実施。
- 令和 3 年 9 月、緊急事態宣言に伴う分散登校に際し、全校で端末の持ち帰りを実施。令和 6 年度に全面持ち帰りを実施するため、フィルタリング等の検証も兼ねた持ち帰り試行を実施中。



地方自治体が行う学力調査の CBT 化実現に欠かせない MEXCBT の同時接続容量の拡充

- 横浜市の 24 万人の児童生徒が MEXCBT に接続すると、接続容量の大部分を使用してしまうため、全国での安定的な稼働のためには MEXCBT の同時接続容量拡充が必要。

ICT を活用した学びの保障のための財政支援が必要

- 令和 2 年度に一斉導入した端末の更新に多大な費用を要するため、国の補助制度が必要。また、更新計画の検討にあたり、国の補助制度の早期周知が必要。
- 「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の補助金で対象外となっている端末保守費用や、高速大容量ネットワークを維持するための通信費等について、財政支援が必要。
- ICT を活用した学びの浸透に向けて、教員の負担軽減や円滑な授業支援等を行う ICT 支援員が学校訪問する人件費について、継続した十分な財政支援が必要。

端末持ち帰りのためのフィルタリング費用等への財政支援が必要

- 日常的な端末持ち帰り実施に向け、児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリングや、学校・家庭の双方向的学習を可能にする教育用クラウドサービスの有料アカウント購入が必要。
- デジタル教科書の実証事業では、教材(音声や動画等)も含めたものを導入している。デジタル教科書は、動画などの教材を活用し、各児童生徒に合った学習を行うことができるため、個別最適な学びにつながり、高い効果を得られる。しかし、教材は、デジタル教科書単体よりも高額になるため、保護者の負担軽減の視点からも現在の実証事業と同様、受益者負担とせず、継続的に、教材も含めたデジタル教科書の無償提供が必要。

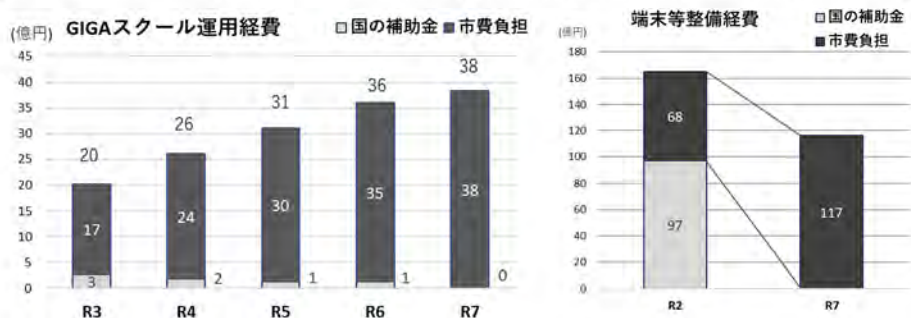
提案・要望内容

- 1 教育 DX 推進に欠かせない MEXCBT の容量を拡充すること
- 2 端末更新の補助制度を創設し、早期にその情報を地方自治体に周知すること
- 3 端末保守費や高速大容量ネットワーク維持のための通信費等への国庫補助等による財政支援
- 4 ICT 支援員が学校に定期的な訪問するための地方財政措置の長期的な継続又は補助制度の創設
- 5 フィルタリング費用やクラウドサービスのアカウント料、デジタル教科書に付随する教材も国庫補助対象とする等、端末持ち帰りの実施や教育用クラウドサービスの活用推進のための財政支援

参考 1 GIGA スクール構想にかかる全体経費の見通し

(単位: 千円)

各項目に係る費用	R2(実績)	R3(実績)	R4(見込)	R5	R6	R7
1 クラウドサービス等	0	0	0	35,178	488,023	725,533
フィルタリングサービス				35,178	112,394	112,394
クラウドサービス					289,413	289,413
学習eポータル						
デジタル教科書教材					86,216	323,726
2 運用に係る経費	0	1,110,298	1,439,459	1,689,927	1,728,203	1,728,203
端末保守		738,486	911,502	1,007,847	1,007,847	1,007,847
データセンター維持費等		256,477	384,924	507,185	507,185	507,185
校内LAN整備運用		79,220	121,273	141,171	141,171	141,171
モバイルルーター通信費		36,115	21,760	33,724	72,000	72,000
3 端末等整備	16,500,833	0	0	0	0	11,657,461
端末	11,657,461					11,657,461
ネットワーク整備	198,000					
校内LAN整備	4,645,372					
その他	0	910,566	1,169,424	1,386,265	1,386,265	1,386,265
学校サポートデスク		133,430	155,092	191,000	191,000	191,000
ICT支援員		777,136	1,014,332	1,195,265	1,195,265	1,195,265
合計	16,500,833	2,020,864	2,608,883	3,111,370	3,602,491	15,497,462
うち、国の補助金	9,711,109(59%)	278,792(14%)	184,674(6%)	132,562(4%)	132,562(4%)	0(0%)



参考 2 次回端末更新のスケジュール

R6年度 市の方針決定・予算要求 R7年度 契約・納品 R8年度 活用開始

部活動改革をはじめとした教育環境充実のための支援

文部科学省（スポーツ庁、文化庁）

- 1 部活動の地域移行にかかる財政支援
- 2 部活動の地域移行に伴い新たに生じる受益者負担に関する支援
- 3 部活動指導員の配置拡充に向けた財政支援の継続
- 4 教員業務支援員への継続的な財政支援

現状・課題

国

- 令和4年に運動部活動、文化部活動の地域移行に関する提言を踏まえて「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が改定。令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるが、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とされている。
- 平成29年4月から改正・施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」において、部活動指導員を導入。併せて、「中学校における部活動指導員の配置支援」の運用により、部活動指導員の配置を行う自治体に対する財政的な補助も実施。
- 教師の負担軽減を図り、児童生徒への指導等に注力できるよう、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員の配置を財政的に支援。

横浜市

- 教育現場の役割の多様化により、教職員の負担が増大。充実した教育環境の実現のため、教職員が授業準備等の中心的業務に集中できる環境整備が喫緊の課題。
- 令和3年度及び4年度に、「地域運動部活動推進事業」について、市立中学校3校6部活動で民間スポーツクラブ等への再委託により実践。地域移行を見据えた「持続可能な部活動」の実現に向け、「部活動の地域移行に関するプロジェクトチーム」を令和4年9月に設置。
- 「地方スポーツ振興費補助金（スポーツ庁）」及び「文化芸術振興費補助金（文化庁）」を活用し、平成30年度から部活動指導員の配置を開始。令和5年度で6年目を迎える。令和4年度は延べ700人以上の部活動指導員を配置。市立中学校のうち約99%が制度を活用し、生徒の活動機会の確保、活動の質の向上及び教職員の負担軽減に寄与する取組として、持続可能な部活動の実現に向けて欠かせない施策となっている。
- 教員業務支援員（本市名称：職員室業務アシスタント）を全小・中・義務教育学校に配置。



教育環境充実のため、教職員の負担軽減にもつながる部活動改革による環境整備が必要

- 全国最大の指定都市として、147の中学校、運動部・文化部含めて男女で約3,000の部活動、そして市内でも様々な地域特性がある本市では、学校ごとに多様な実情があるため、全市統一の手法による地域移行は困難。各校が自らの学校・地域特性に合った地域移行を実現するためには、部活動指導員の活用も含めた複数の手法を確立することが不可欠。

- 部活動の地域移行後においても、経済的に困窮する家庭の生徒も含めた全ての生徒とその保護者が、従来通り低廉な負担で活動を継続できるための支援が必要。また、地方の財政負担や学校現場の事務負担が新たに生じないように、国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 部活動の地域移行に係る地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、自治体に新たな財政負担を強いることがないように、引き続き、補助金等による十分かつ恒久的な財政措置を講じること
- 2 部活動の地域移行に伴い新たに生じる受益者負担については、経済的に困窮する家庭の生徒を含めた全ての生徒とその保護者への支援を講じること。その際、学校や自治体、地域の実情を十分に把握し、現行の実務を慎重に見極めた上で、学校教職員に新たな事務負担が生じることのないよう、簡便な方法とすること
- 3 部活動指導員の配置に対する「地方スポーツ振興費補助金」及び「文化芸術振興費補助金」の交付を継続すること
- 4 教育現場における働き方改革の推進のために教員業務支援員の配置ができるよう、「教員支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）」を継続すること

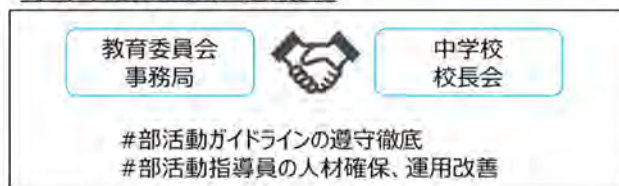
参考1 部活動指導員に係る費用（※ 金額はすべて予算額で記載）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	90,900 千円	223,214 千円	289,670 千円	319,788 千円	323,295 千円
うち、国費額	40,240 千円	55,552 千円	71,680 千円	77,952 千円	77,952 千円

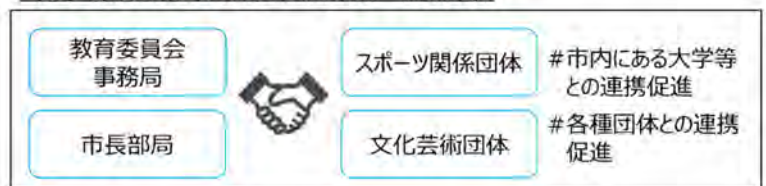
参考2 「持続可能な部活動」の実現に向けてオール横浜で速やかに取り組むべき課題

- 部活動を持続可能なものとし、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築するためには、教育委員会のみならず、関係者一丸となったオール横浜での取組が必要。
- 当面の課題として、（1）働き方改革の一層の推進、（2）多様な地域移行の実践例の蓄積、（3）部活動指導を担う地域人材の一層の確保、（4）大会の精選と運営の改善に横断的に取り組んでいく。

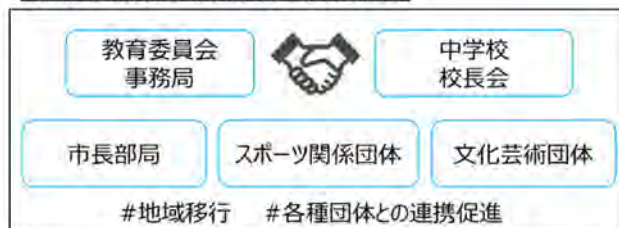
（1）働き方改革の一層の推進



（3）部活動指導を担う地域人材の一層の確保



（2）多様な地域移行の実践例の蓄積



地域移行の受け皿の更なる確保や保護者負担の在り方など、中長期的な課題については、国の動向を注視しつつ検討を継続

（4）大会の精選と運営の改善



出典：令和4年度 横浜市総合教育会議資料

小学校の生徒指導を専任する教員の定数化

文部科学省

子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるため、
小学校の生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」の定数化

現状・課題

国

- 令和5年度予算では中学校生徒指導体制の強化（いじめ・不登校等への対応強化）として、教職員定数60人の加配（全国）の拡充措置があったが、小学校にはなし。小学校高学年における教科担任制の推進のための加配、小学校の35人学級の計画的整備を示した。
- 「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月決定）において、いじめ防止対策等として学校における早期発見・早期対応の取組や関係機関等との連携した取組の促進を示した。
- 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（令和4年12月）において「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた割合は8.8%に至り特別な教育的支援を必要とする児童生徒を受け持つ教職員は増加。
- 令和4年12月に「生徒指導提要」を改訂。いじめや暴力行為、不登校、自殺などの生徒指導における課題の深刻化を指摘し、未然防止含む「発達支持的な生徒指導」の重要性を強調した。

横浜市

- いじめや不登校、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題等に対応するため、平成22年度から小学校に「児童支援専任教諭」を段階的に配置し、平成26年度全校配置。
- 児童支援専任教諭は、特別支援教育コーディネーターを兼務し、全校的な視野に立ち、児童指導・支援の中心的な役割を担い、関係機関及び地域との窓口を務めている。
- 児童支援専任教諭を中心とした校内体制の確立により、学級担任が1人で抱え込まない組織的な指導や支援が可能になり、さらに子どもの成長段階に応じたきめ細かな支援を図る特別支援教育の充実により、複雑化・多様化する問題の早期解決につなげている。
- 児童支援専任教諭としての活動を保障するため授業時間数を軽減しているが、その授業等を代替する教員については、国庫負担の対象となる標準法の範囲では全校配当は困難であり、横浜市単独予算による配当も行なっている。



小学校の生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」の定数化が必要

- 各地方自治体が独自に上記の制度を導入しようとする、財政面の負担が非常に大きい。
- 教科担任制や35人学級が導入されても、学級担任が1人で抱え込まない組織的な体制の確立へ向け、児童支援専任教諭の配置の重要性は変わらない。
- 外部有識者によるいじめ重大事態調査等で、再発防止へ向け組織的な対応の重要性を繰り返し提言。校内体制の確立へ向け、児童支援専任教諭の役割はこれまでも増して重要。

提案・要望内容

- 小学校における児童をめぐる諸問題の解決に効果のある、生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」について、法令改正等により定数化し、配置を全国的な制度とすること

参考1 児童支援専任教諭の配置の推移

- ・横浜市では、平成22年度から毎年小学校70校ずつ段階的に配置し、平成26年度に全小学校に1名ずつ配置。併せて児童支援専任教諭の授業時間数軽減のため非常勤職員を配置。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数 (校)	70	140	210	280	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (339)	全校 (339)

- ・児童支援専任教諭の授業等を軽減する目的で配置している非常勤職員の常勤化を拡充
H29：40校→H30：90校→R1：140校→R2：190校→R3：240校→R4：290校→R5：339校※
※R5で小学校全校常勤化。うち126校は市単独予算で対応

参考2 児童支援専任教諭の配置効果

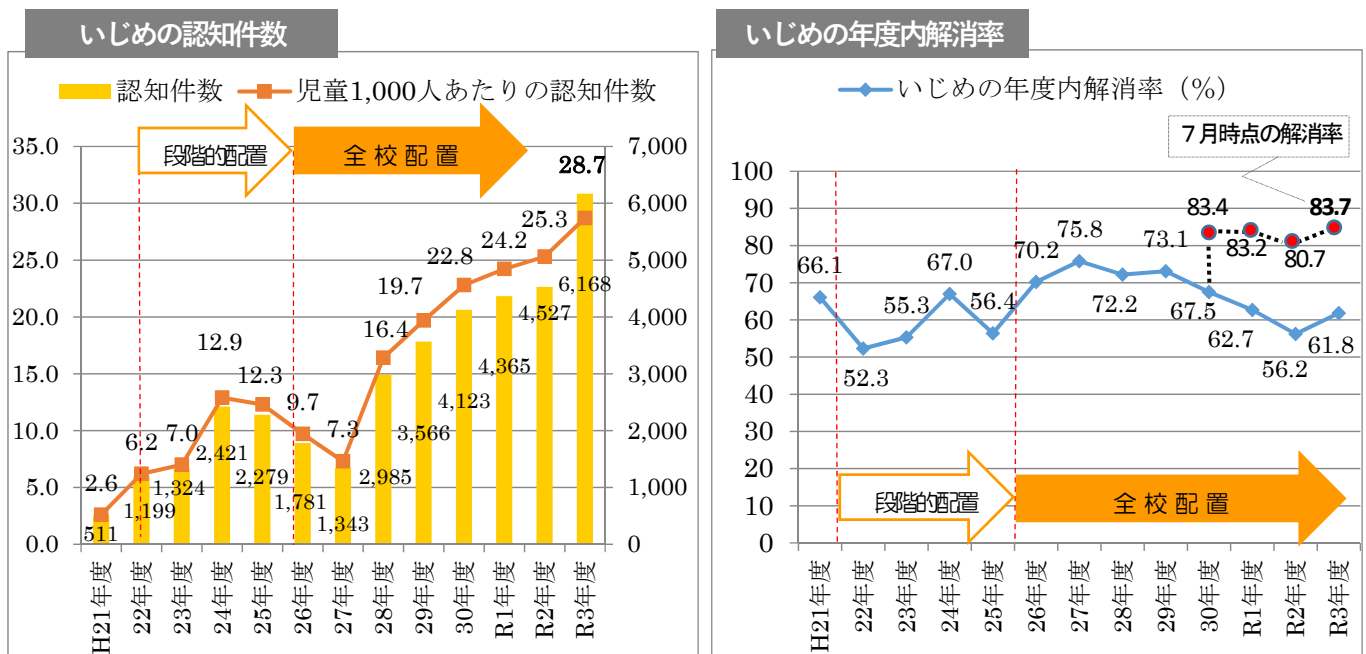
(1) 小学校の児童1,000人あたりのいじめの認知件数

配置前と比べ **11.0倍増加** (平成21年度2.6件 → 令和3年度28.7件)

(2) いじめの解消率

配置前と比べ **17.6ポイント増加** (平成21年度66.1% → 令和3年度83.7%※)

※下記グラフの年度内解消率は毎年度3月末時点。平成29年の国の方針改正により、「いじめの解消している状態」として最低3か月の目安が示された。**3か月後の令和4年7月における解消率は83.7%**となっている。



栄養の指導及び管理並びに衛生管理等を担う栄養教諭等の定数改善

文部科学省

給食単独実施校への学校栄養教諭等の1名配置定数化

現状・課題

国

- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年制定）」（以下、「標準法」という。）において、栄養教諭及び学校栄養職員（以下、栄養教諭等という。）の定数は、児童生徒数が550人以上の給食単独実施校で1人となっているものの、**549人以下の給食単独実施校の定数は、4校に1人のみ**となっている。
- 国では、平成17年度に食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う栄養教諭制度を創設。食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う**栄養教諭の配置が進むことにより**、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、**教育上の高い相乗効果**がもたらされるとともに、**栄養教諭を中心として食に関する指導に係る全体計画が作成されることや、体系的・継続的な学校全体の取組となることが期待されている。**

横浜市

- 現行の標準法に基づいて栄養教諭等の配置を行っているため、**小学校では、児童生徒数が549人以下の給食単独実施校197校は、栄養教諭等が4校に一人の配置**となっている。
- 標準法の範囲内で栄養教諭等の配置ができていない小学校については、会計年度任用職員の配置や、近隣校の栄養職員の兼務により、給食管理や衛生管理などを行っている。
- **中学校では、令和3年4月から給食（デリバリー型）を提供し、令和8年度からは、全員給食を開始するが、4か所の民設民営の学校給食調理施設から給食を提供していることから、標準法上の配置基準に該当しないため、栄養教諭等が配置されていない。**
- 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、給食と一体的に行うべき食育指導・栄養指導等は、近隣の小学校の栄養教諭等が中心となり、ネットワークを組織して対応している。



安心安全な給食の提供及びアレルギー対応等を十分に行うためには、栄養教諭等の配置が必要

- 児童生徒へ安心・安全な給食の提供やアレルギー対応等においては、児童生徒の生命に関わる極めて重要な対応であり、専門的な知識を持つ栄養教諭等の全校配置が必要不可欠。
- 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、近隣の学校と兼務の栄養教諭等や養護教諭、管理職等が担わざるを得ない状況となっている。

食育・栄養指導を充実させるために給食管理と一体的に行う指導が必要

- 国が推進する小中一貫教育を踏まえた9年間の切れ目ない食育・栄養指導は、給食管理と一体的に行う必要があるが、給食管理に関する業務に比重が大きくなっている。
- 特に、標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、学校における食育を推進する体制の構築が難しく、学校全体の取組としての体系化が難しい状況であり、食育・栄養指導を栄養教諭等が近隣の学校と兼務で担っているため、負担が大きい。
- 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校を含めた、ネットワークでの取組を強化し、食育・栄養指導の体系化・継続的な学校全体の取組を進めていくことが必要。

提案・要望内容

- 児童生徒へ安心・安全な給食の提供や、アレルギー対応など、児童生徒の成長や生命に関わる極めて重要な対応や、国が推進する小中一貫教育を踏まえた9年間の切れ目ない食育・栄養指導を、給食管理と一体的に行うなど、栄養教諭等の担う役割が重要なため、標準法上の配置基準にある給食単独実施校の全校に栄養教諭等の配置ができるよう、定数改善を実施すること。

参考 小学校における栄養教諭等の配置の推移

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
給食単独実施学校数(※1)	340校	341校	341校	341校	340校	339校
栄養教諭等配置学校数	198校	204校	207校	207校	203校	199校
栄養教諭等未配置学校数(※2)	142校	137校	134校	134校	137校	140校

※1 小学校のみ(特別支援学校は含まない)

※2 給食管理等のみを行う非常勤栄養職員配置校を含む

障害児の療育環境整備に係る支援の充実

こども家庭庁

- 1 児童発達支援センターが地域における療育の中核機関として実施している、関係機関支援や障害の早期発見・早期対応につなげる取組への財政支援の拡充
- 2 児童発達支援センターにおいて専門的な相談支援に従事する専門職の人材確保
- 3 障害児相談支援における基本相談支援の実施、及び実施に伴う報酬の新設

現状・課題

国

- 児童発達支援センター創設当時（平成24年児童福祉法改正）における役割は「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設」であるとされている。
- 児童発達支援センターが行う障害の早期発見・早期対応のための保護者向けの取組や保育所等への支援は児童発達支援センターの指定基準等に明記されていない。
- 国の障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）においても、児童発達支援センターが果たすべき役割・機能が法令等に明記されておらず、期待される役割・機能の発揮が促される構造（指定基準・報酬告示）にないとの課題認識が示されている。
- この報告書を踏まえた社会保障審議会障害者部会の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」（令和3年12月16日）を受け児童福祉法が改正（令和4年6月15日公布、令和6年4月1日施行）され、児童発達支援センターが「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関」と明記された。今後、これに伴う報酬改定等が行われる予定。
- 障害のある児童及びその保護者への相談支援は、児童発達支援センターが提供する支援のほか、障害児相談支援事業所が障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画の策定をしている。

横浜市

- 0歳から小学校期までの障害のある児童及びその保護者への支援を目的として、昭和60年度より「横浜市地域療育センター（児童発達支援センター機能を有する）」を整備。9センターが市内18区を分担し、相談、診療、集団療育、地域の幼稚園・保育所・小学校等への支援、障害の早期発見・早期対応のための取組等を実施。年間利用児童数は約17,200人。本市予算として運営費39.2億円を計上し、そのうち市費負担は37.4億円となっている。
- 発達障害児増加に伴い、地域療育センター利用希望者は10年前の1.3倍。保育所も増加する中、保育所等からの訪問支援ニーズも増加。令和元年度の支援回数のはべ2,142回。（新型コロナウイルス感染症のため、保育所等の受入が困難になり減少：R2年度1,228回、R3年度1,579回）
- 利用児童の増加に伴い、地域療育センターの利用に当たり、「医師の診断を経て利用が開始される」従来の仕組みから、心理職等の専門職による相談対応の充実等、より早期に支援を開始できる仕組みに転換。診療や法定のサービスに至る以前の支援を充実。
- 障害児通所支援を利用する際、障害児相談支援を利用することとなっているが、障害児通所支援利用児童のうち、R3年度末時点で障害児相談支援の利用率は約27%、事業所数は108か所。

児童発達支援センターに求められる役割に見合った財政措置が必要

- 主に発達障害児の増加に伴い、保護者の気づきや不安の軽減を趣旨とした遊びの場の提供（ひろば事業）や相談対応、保育所、幼稚園等を対象とした巡回相談等を一層拡大していくことが求められているが、これらの取組は法定のサービスではなく、地域生活支援事業（令和5年度からは地域障害児支援体制強化事業）の対象。
- 地域生活支援事業の費用負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4 であるが、予算の範囲内とされていたため、実際の補助額は申請額の 40%程度であり、市町村の負担が重くなっている。

児童及び保護者に対して専門的な相談支援を行う人材の確保が必要

- 児童発達支援センターにおいて、児童のアセスメント等を行うとともに、児童の保護者に対して専門的な見地から助言・支援等を行うことができる心理職等専門職の人材を確保するために、それらの専門職の就職及び定着に対する報奨金制度等の創設が必要。

障害児相談支援の利用を拡充させるために報酬体系の見直し（基本報酬の充実）が必要

- 児童の成長に応じたきめ細やかな相談支援が必要だが、障害児利用支援計画策定時及びサービス利用のモニタリング時のみ算定可能な報酬体系となっており、日常生活における相談支援（基本相談支援）実施時の報酬はないため、基本相談支援に係る報酬の新設が必要。

提案・要望内容

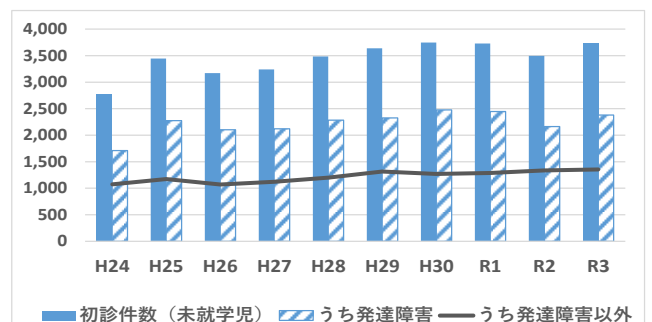
- 1 児童発達支援センターの位置付け及び役割に見合った財源が確実に担保されるよう、障害の早期発見・早期対応のための取組や地域の幼稚園・保育所等への支援についても、法定のサービスの給付費同様の財政支援を実施すること
- 2 報奨金制度等創設により、児童発達支援センターで支援に従事する専門職の人材を確保すること
- 3 障害児相談支援に「基本相談支援」を位置づけ、これに係る報酬額を設定すること

参考 横浜市地域療育センターの利用状況

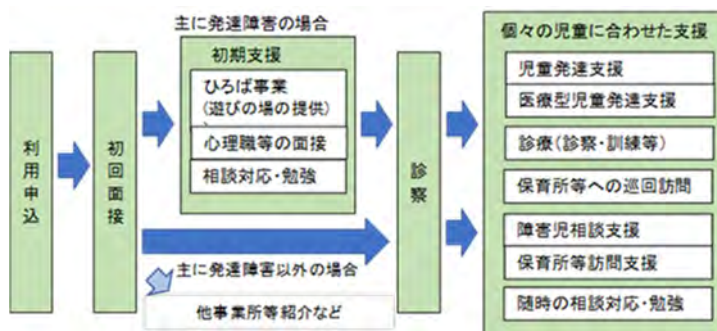
○事業費に対する国費等補助率（R3 年度実績）

	国費等	市費
障害児通所支援給付費	75%	25%
地域生活支援事業 (巡回支援専門員整備費)	43%	57%

○横浜市地域療育センターの初診件数



○横浜市地域療育センターの利用の流れ



○障害児相談支援の利用状況

	R元	R2	R3
障害児相談支援事業所数	94	101	108
障害児相談利用児童数	3,219	3,334	3,526
障害児通所利用児童数	10,619	11,693	13,271
割合	30.30%	28.50%	26.60%

医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実

厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁

- 1 医療的ケア児・者等のライフステージに応じた切れ目のない支援のため、児童と成人を包括した制度創設と支援内容にふさわしい人材の配置への支援
- 2 医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みの構築
- 3 保育所・学校等における医療的ケア児の受入環境整備促進
- 4 医療的ケア児・者等の訪問看護利用について、保育所や学校、障害福祉サービス事業所など、居宅以外においても利用できる仕組みの構築

現状・課題

国

- 平成 28 年度の児童福祉法改正により、在宅での人工呼吸器使用や、喀痰吸引等の**医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という）**への支援が地方自治体に努力義務化。
- 令和 3 年度「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医ケア児支援法」という）」が施行、保育所・学校等での受入への補助や医療的ケア児支援センターの設置を推進。

横浜市

- 平成 30 年度から **18 歳以上の者及び重症心身障害児・者**（以下「医療的ケア児・者等」という）も支援の対象とした横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを養成し、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」（機能は医療的ケア児支援センターに類似している施設）に配置。
- 地方自治体は、**医療的ケア児・者等の正確な人数と実態の把握ができていない。**
- 医療的ケア児の受入れにあたり、保育所・放課後児童健全育成事業・学校等における看護師の配置等に係る予算の拡充及び学校における看護師の増員等による体制の強化。
- 令和 5 年度から、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに 12 園認定する事業を開始。

支援対象の拡大と支援内容に相応しい人材の配置が必要

- 児童と成人を包括した制度体系や障害福祉と医療の総合調整機能等、国による制度構築が必要。
- 医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置のための補助金の増額が必要。

医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みが必要

- 定量的・定性的に課題と対応を検討するために、医ケア児支援法の附則に則り、政府が実態を継続的に把握するための具体的な措置を講ずることが必要。

保育所・放課後児童健全育成事業・学校等における医療的ケア児の受入れへの支援が必要

- 施設や事業に応じた看護師の安定的な確保のための助成・給付の拡充、相談・支援体制の構築への支援の拡充のほか、国による医療的ケア児受入や研修に関するガイドラインの策定が必要。

医療的ケア児・者等の訪問看護利用について、居宅以外においても利用できる仕組みが必要

- 医療的ケア児・者等が日常的に利用することが想定される訪問看護について、保育所や学校など、居宅外で利用できる仕組みの構築が必要。

提案・要望内容

- 切れ目のない支援のための**児童と成人を包括した制度創設**、**コーディネーターの養成や活動促進への補助金額拡充**、「医療的ケア児支援センター」に関し、**本市の「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」のような市町村における類似施設への補助適用**
- 医ケア児支援法の附則に則り、医療的ケア児・者等の継続的な実態把握を可能とする**制度の創設**
- 医療的ケア児保育支援事業で示している基幹施設に、医療的ケア児の在籍の有無にかかわらず、複数の看護職員を配置する雇用費補助の拡充。保育所等における看護職員雇用費及び研修費等の拡充、保育所・放課後児童健全育成事業等における各種ガイドラインの策定等、**受入環境整備促進のための支援の充実**。併せて、放課後児童健全育成事業・学校に対する看護師確保支援策の強化及び職員の看護師配置推進策の実施
- 医療的ケア児・者等の社会生活支援のため**居宅外においても訪問看護**を利用できる仕組みの構築

参考 首都圏及び横浜市における医療的ケア児の状況

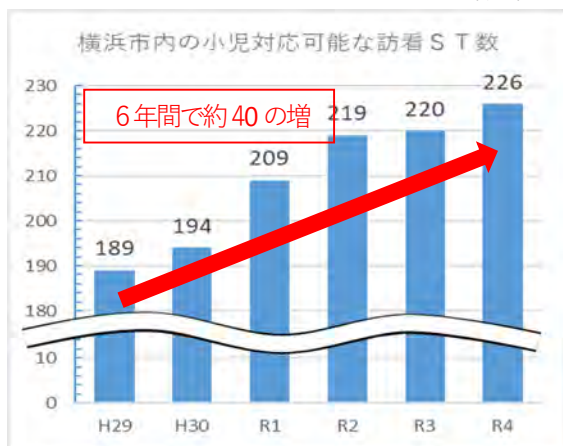
○首都圏の医療的ケア児（推計値）

	医療的ケア児数
東京都	2,140人
神奈川県	1,094人
横浜市※	515人
埼玉県	664人
千葉県	758人
合計	4,656人

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）（平成28年10月1日現在）
 ※ 神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実態調査」（平成27年度）における推計

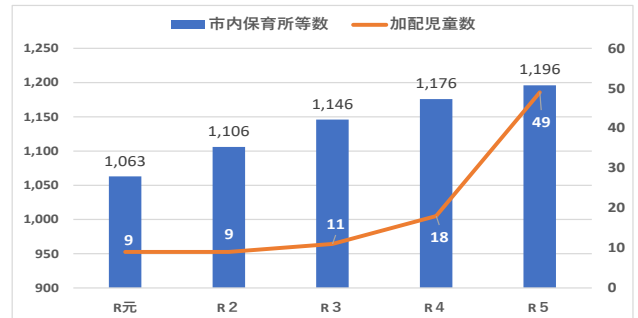
○訪問看護ステーションにおける医療的ケア児の受入状況

小児受入可能な訪問看護ステーションは増加傾向。



出典：かながわ訪問看護ステーション一覧（神奈川県看護協会）

○市内保育所等における医療的ケア児の受入児童数 医療的ケアが必要な児童の入所が増えている。



横浜市作成：横浜市内の保育所等数及び医療的ケアが必要な入所児童数（各年度4月1日時点）

○横浜型医療的ケア児・者等支援にかかる国補助金の受入実績

（単位：千円）

年度	市事業費 (実支出額)	国補助	県補助	差額(市費)
H30	12,876	1,017	508	11,351
R1	24,725	2,570	1,285	20,870
R2	24,992	2,570	1,285	21,137
R3	28,507	2,570	1,285	24,652

※地域生活支援事業費等補助金に申請

（地域生活支援促進事業補助金「医療的ケア児等総合支援事業」に補助申請）

※市事業費は横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの養成及び拠点運営費用、協議の場や研修費用です。

提案の担当	／	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長	高島 友子	TEL 045-671-4277
		こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美	TEL 045-671-2706
		こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
		こども青少年局青少年部放課後児童育成課長	佐藤 治憲	TEL 045-671-4151
		健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長	中村 剛志	TEL 045-671-3569
		医療局地域医療部地域医療課在宅医療連携担当課長	鎌田 学	TEL 045-671-3609
		教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課担当課長	嘉代 佐知子	TEL 045-671-3187

介護職員等における処遇改善及び人材確保に向けた取組の推進

厚生労働省

- 1 介護職員等支援補助金の創設等による賃金格差の是正に向けた取組の推進
- 2 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

現状・課題

国

- 介護職員の処遇改善のため、介護職員処遇改善加算（平成 24 年度）や介護職員等特定処遇改善加算（令和元年度）の制度を創設。さらに令和 4 年 2 月から 9 月までの間、介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ支援を行い、10 月以降は賃上げ効果を継続するために、臨時的報酬改定を行い、介護職員等ベースアップ等支援加算制度を創設する等の措置を講じているが、十分とは言えず、依然として介護職員と全産業平均の賃金水準には開きがある。
- 地域における医療と介護を総合的に確保するため、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を創設（平成 26 年度）し、各都道府県に設置。介護人材の確保のための計画も対象としており、各都道府県が事業計画を策定して市町村に補助金を交付。

横浜市

- 講習会等の場における処遇改善のための各種制度の周知のほか、社会保険労務士による制度利用についての説明会や個別訪問相談を実施。介護職員処遇改善加算の取得率は 94.7%となっているものの、介護職員と全産業平均の賃金格差を埋めるには加算額が不十分。また、大都市においては住居費の負担が大きく可処分所得に影響があることから、介護職員住居の借上げの経費に対して全額市費負担で補助を実施。
- 今後も、介護ニーズは高まる見込みであり、2025 年の介護職員の不足数は約 6,500 人と推計。基金を活用した人材確保策として、介護の資格取得と就労の一体的支援や海外からの介護人材の受入れ促進等の取組を実施。しかし、本市が行った介護事業者への実態調査の結果からは、依然として介護職員不足の状況。現場の声をより反映させた介護・認知症施策や、さらなる人材確保に向けた取組を推進するために、基金による必要な財源措置について、神奈川県に対して要望しているが、対応が不十分。



人材の確保・定着に向けて介護職員等の処遇改善の推進が必要

- 介護職員と全産業平均の賃金格差を解消するために、更なる改善措置が必要。
- 住居費の負担軽減に向けた支援策の創設が必要。

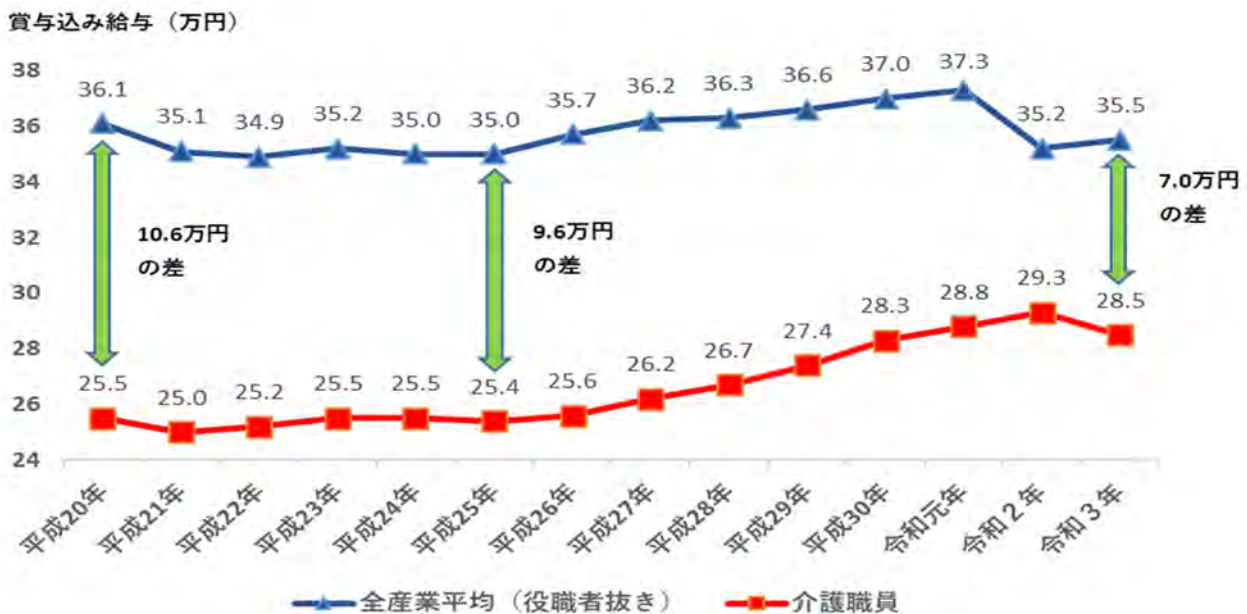
地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みが必要

- 指定都市が大都市の地域特性に応じて介護人材の確保に関する事業等の施策を推進できるよう、基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築が必要。

提案・要望内容

- 1 保険料や利用者負担の引き上げにつながらないよう、**介護職員等支援補助金の創設により、全額国庫負担で介護職員等の処遇改善を拡充すること**。また、基金メニューに介護職員の住居費補助事業を創設するなど、大都市における**住居費の負担軽減に向けた支援策を講じること**
- 2 高まる介護ニーズに対応するためにも、現場の声を反映させた介護・認知症施策の充実を図ることができるよう、指定都市への**基金設置、又は、基金への指定都市配分枠の設定及び拡充などにより、基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築すること**

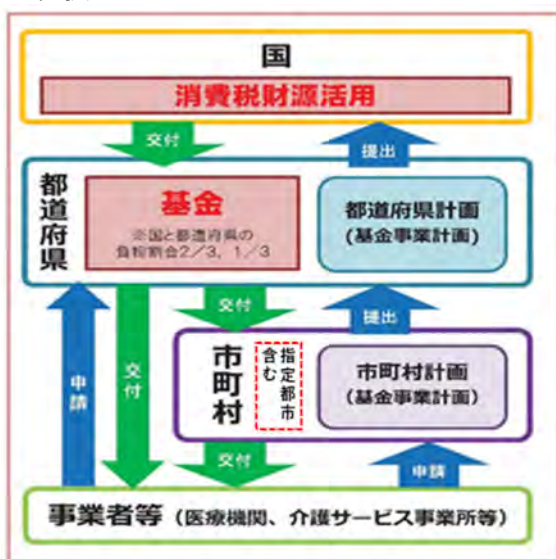
参考1 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



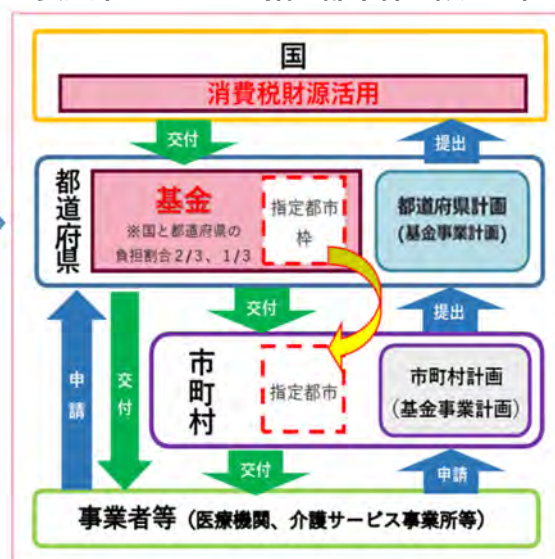
（注）令和4年11月8日（火） 参議院 厚生労働委員会 参考資料（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成）より作成
注）賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与と調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額

参考2 地域医療介護総合確保基金の概要

<現状>



<要望案> 基金への指定都市枠の設定の例



提案の担当 / 健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長 平尾 光伸 TEL 045-671-4251
健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長 鴨野 寿美夫 TEL 045-671-2355

障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

厚生労働省

- 1 自立生活援助に係る基本報酬・利用期間の見直し
- 2 計画相談の報酬算定構造の見直し
- 3 自立支援給付費負担金と地域生活支援事業補助金の財源確保

現状・課題

国

- 平成30年度に新設された「自立生活援助」について、**基本報酬が低く**、審査会を経ることで延長ができるものの、**利用期間が原則1年と短い**。全国的にも事業所・利用者が少ない。
- 平成27年度から本格化した「計画相談支援」について、報酬が低く、**特に大都市において事業所が不足し**、やむを得ず自ら作成するセルフプランを選択している障害者が存在。
- 訪問系サービスに係る自立支援給付費負担金は政令で基準額を定めているが、**実際のサービス支給量と現行の基準額との間には大きな乖離が生じている**。また、地域特性等に応じ、地方自治体が自主的に行う「地域生活支援事業」は、予算の範囲内で国が50%以内、都道府県が25%以内の補助率となっているが、**実際の平均補助率は上限に及ばない低水準にとどまっている**。

横浜市

- 平成13年度から独自で、支援員の配置が手厚い「障害者自立生活アシスタント事業」を実施している。自立に向けたきめ細やかな支援を行うため、**支援期間が数年以上の方も多い**。
- 障害福祉サービス利用者の**4人に1人が、事業所不足のためやむを得ずセルフプラン**となっている。報酬が低く兼務になりがちという事業所の声に応え、令和5年は市独自の加算を実施。
- 訪問系サービスの**過去5年間の国庫負担率は33.26%に過ぎず**、また、地域生活支援事業も補助率が対象経費の50%以内とされているところ、**過去5年間の補助率は28.92%に過ぎない**。

自立支援給付及び地域生活支援事業補助金に係る予算を十分に確保することが必要

- 障害者総合支援法の「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う」という目的達成のため市町村の執行体制を国が十分に保障することが必要。

提案・要望内容

- 1 「自立生活援助」の基本報酬の引上げ及び現行原則1年である利用期間の3年間への見直し
- 2 「計画相談支援」について、訪問等の一定の要件を整備の上、これまで無償の「サービス調整」や「基本相談」について適切に評価されるよう報酬算定構造の見直し
- 3 補装具や日常生活用具も含め、自立支援給付費負担金と地域生活支援事業補助金に係る**予算を十分に確保し**、訪問系サービスの負担対象額を市町村が支弁する額とするとともに、**地域生活支援事業を規定の補助率とすること**

参考1 主な指定都市及び都の「自立生活援助」の事業所指定状況〈単位：か所〉

	横浜	札幌	大阪	名古屋	京都	神戸	川崎	特別区
R3年4月	37	3	11	3	3	2	0	39
R4年1月	38	7	12	4	3	2	2	41

参考2 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国】自立生活援助	【横浜市】障害者自立生活アシスタント
開始時期	平成30年4月	平成13年10月
対象者	地域で一人暮らしをしている方	地域で一人暮らしをしている方 一人暮らしを目指す方も含む
支援内容	月2回以上の居宅訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応	居宅や 居宅外 (職場・通所先、病院等)訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則1年(市町村審査会を経て更新可)	終了者の平均3年 (期間の定めなし)
支援員	利用者25人に対して支援員1人が目安(別にサービス管理責任者も配置)	利用者25人に対して 支援員2人 が目安(1人は障害者支援の 経験が5年以上)
報酬額	25人の場合年間 約512万円	利用者の人数によらず年間 約1,000万円

参考3 横浜市の計画相談の報酬単価(介護保険ケアマネジャーとの比較)

	介護保険	計画相談
標準のモニタリング頻度設定	毎月	3か月
計画作成費・モニタリング費	15,545円(共通)	16,681円・13,809円
対応回数/年	作成1回 モニタリング11回	作成1回 モニタリング3回
1ケース当たりの収入/年	186,540円	58,108円
プラン策定率	約100%※数名のセルフ有	55.9%

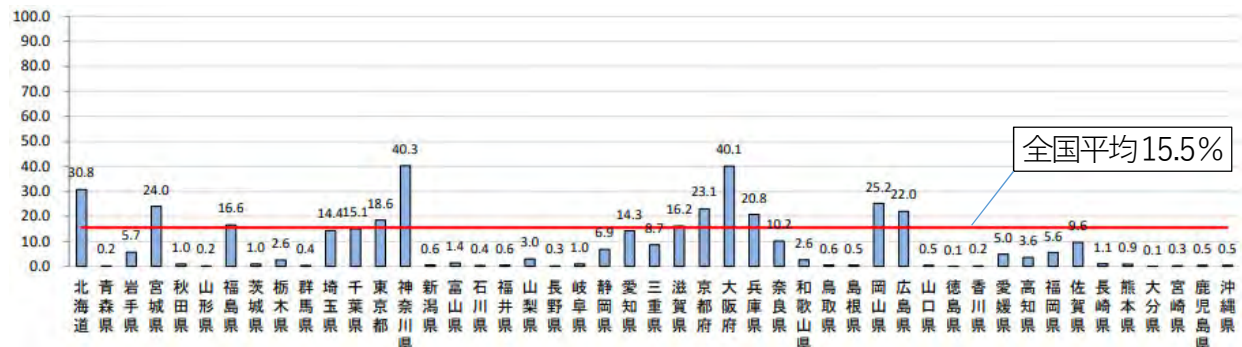
参考4 セルフプラン率(=計画相談に繋がっていない人の割合)について

県内政令市 R4.3 時点 (神奈川県自立支援協議会(令和4年8月)資料)

	横浜市	川崎市	相模原市	神奈川県(全体)
対象者数(障害福祉サービス支給決定者数)	25,447人	7,276人	6,068人	61,503人
セルフプラン率	44.1%	60.7%	33.4%	40.2%

※横浜市は左表のうち、「**本来は計画相談の利用を希望する方**」が約25%となる。

都道府県 R3.3 時点(厚生労働省「障害者相談支援事業の実施状況等について(令和3年調査)」)



国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充

厚生労働省

- 1 将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」の段階的な解消に必要な財政支援の拡充

現状・課題

国

- 持続可能な医療保険制度の構築に向けて、負担の公平化及び医療費適正化などを推進するとともに、財政基盤の安定化のため、国費による財政支援の拡充（平成30年度以降、毎年3,400億円）や、財政運営の都道府県単位化（平成30年度）を実施。
- 市町村が行っている「決算補填等目的のための法定外一般会計繰入金（以下、「法定外繰入」という。）」は、保険制度としての給付と負担の透明化などの観点から、段階的に削減・解消すべき「赤字」として位置付け。「保険者努力支援制度」（医療費適正化に向けた予防・健康づくりなどの取組への財政支援）では、各市町村への配分額の決定にあたって、法定外繰入の解消に向けた取組状況を評価する指標を設定。
- 新経済・財政再生計画改革工程表2022では、法定外繰入を行っている市町村数を令和5年度までに100市町村、令和8年度までに50市町村にするKPI（重要業績評価指標）を設定。

横浜市

- 国保財政の安定的な運営のために重要な取組の一つである医療費適正化に向けた取組として、「第2期横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（平成30年度～令和5年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組などを推進。
- 令和5年度予算では、約28.5億円（前年度から4億円削減）の市費を繰入し、大幅な保険料の上昇を抑制しながら、法定外繰入の段階的な削減・解消に努めている。

国民健康保険の安定的な運営には、国の財政支援の更なる拡充が必要

- 国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」の根幹を支える仕組みだが、被保険者の所得水準が低いことや高齢者が多く医療費の水準が高いことなど他の医療保険とは異なる固有の構造的な課題があり、財政基盤は極めて脆弱。
- 今後も高齢化の進展、医療費の増加及び被保険者数の減少が見込まれる中、これまでの国費による財政支援や各市町村が進める医療費適正化の取組では、構造的な課題の解決には不十分。
- 法定外繰入について、国は早期解消を求めており、抜本的な制度改革や国費による追加の財政支援が行われない中で削減・解消を進めれば、保険料の急上昇に直結。

提案・要望内容

- 1 国民健康保険の財政基盤を安定化するため、**将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充**
- 2 保険料の上昇を最小限に抑えながら**法定外繰入を段階的に解消するため、必要な財政支援の拡充**

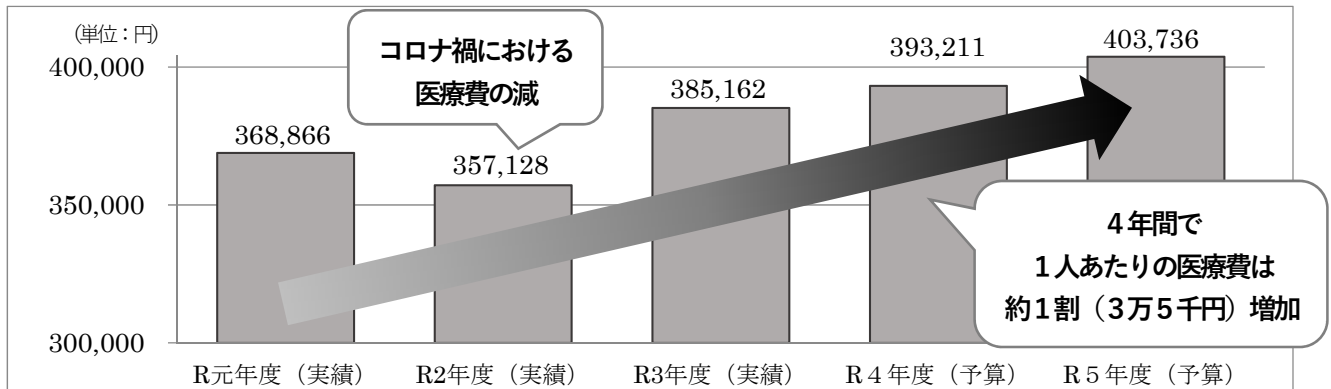
参考1 横浜市国民健康保険への市費繰入額

(単位：億円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般会計繰入金	311.6	279.7	274.9	278.7	275.1
うち 保険料負担緩和市費	75.9	44.5	36.5	32.5	28.5*

※1人あたりの年間の保険料に換算すると4,572円に相当

参考2 横浜市国民健康保険における1人あたりの医療費



参考3 横浜市国民健康保険における医療費適正化の取組

データヘルス計画に基づき、健康寿命延伸・医療費適正化推進のため、主に次の取組を実施。

事業	内容	令和3年度実績
特定健診未受診者 勧奨事業	特定健診未受診者の過去健診データ、医科受診歴等を分析し、ナッジ理論を踏まえ、それぞれの特性に合わせた文書等による受診勧奨を実施。	勧奨対象者数：約43万人
特定保健指導 未利用者対策事業	特定保健指導未利用者に対して、電話・手紙による勧奨を実施。	電話勧奨：実施件数 460件 手紙勧奨：実施件数 459件
糖尿病性腎症 重症化予防事業	特定健診の結果から糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる対象者のうち、糖尿病治療中の方に対して、個別保健指導プログラムを実施。また、糖尿病未治療者には、保健師による電話での受診勧奨を実施。	(1) 個別保健指導 保健指導案内者数：330人 (2) 未受診者勧奨 受診勧奨者数：29人
重症化リスク者 適正受診勧奨	健診・レセプトデータを活用し、血圧、血糖、脂質の生活習慣病による重症化リスクがある者や重複投薬等により健康リスクがある者に対し、適正受診を促す通知勧奨を実施。 下半期は、「糖尿病性腎症重症化予防事業」「重複頻回受診対策事業」と合わせて委託により通知勧奨を実施。	<生活習慣病等リスク者> 送付者数：3,581人 <重複頻回リスク者> 送付者数：1,313人
重複頻回受診 対策事業	重複・頻回受診、多種・多量服薬を行う方に対して、電話・面談等による指導を実施。	通知・電話指導：30件 面談・訪問指導：1件

国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止

厚生労働省

医療費の自己負担助成を行っている地方自治体に対する、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

現状・課題

国

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自に助成を実施する地方公共団体に対して、負担軽減は医療費の増加に波及するため、その波及増は限られた国費の公平な配分の観点から地方公共団体が負担すべきとの考え方に基づき、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を実施。
- 医療費助成に係る減額措置は、地方自治体の少子化対策の取組を支援することを理由に、義務教育就学前の子どもについてのみ平成30年度から廃止。
- 令和5年3月の「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、「こども医療費助成について、国民健康保険の減額調整措置を廃止する」旨を公表（対象や時期については不明）。

横浜市

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施。国庫負担金の減額措置によって、約15億円（令和3年度）の国費が減額され、その分の国民健康保険の財源を市費で補填。
- 子どもの医療費助成については、子育て支援等の観点から、平成19年度以降、対象年齢の段階的拡充を実施しており、令和5年8月から所得制限及び一部負担金を撤廃するため、それに伴い国費の減額対象となる被保険者層（中学3年生まで）もさらに拡充。



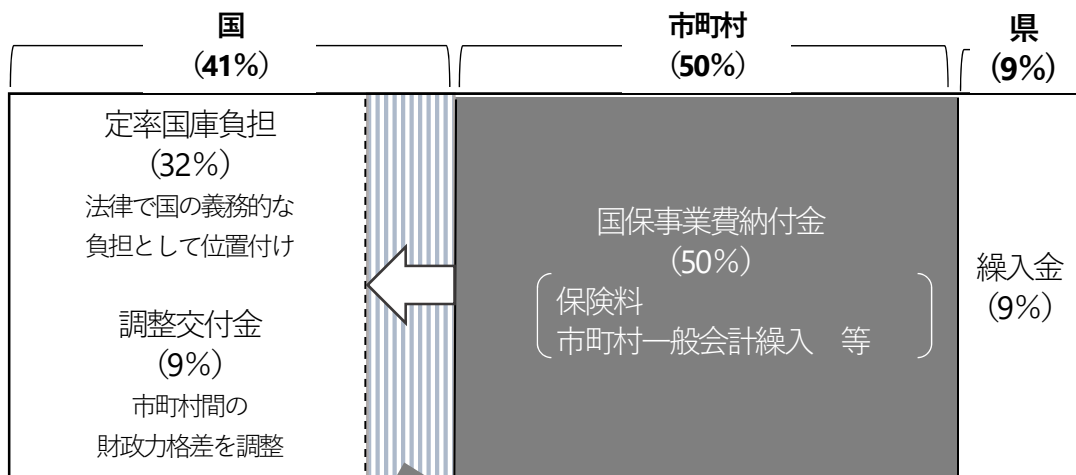
国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止が必要

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費は、本来、国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもの。
- 国は、障害者が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、子ども・ひとり親家庭等への支援を推進しているにもかかわらず、独自に医療費助成を実施する地方自治体に対して国庫負担金の減額措置を行うことは、国の施策とも整合していない。
- 全国のほとんどの地方自治体で独自の医療費助成が行われており、地方自治体間の医療保険制度の公平性を担保するものとしても不十分。
- 本来は国が負担すべき国民健康保険の財源を地方自治体が代わりに負担することになり、子どもの医療費助成にかかる減額措置が廃止されたとしても、廃止の効果は限定的であるため、地方自治体の財政負担は大きい。

提案・要望内容

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、**国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止**

参考1 国民健康保険の財源構成と減額措置の部分（％は減額前の構成割合）



国庫負担金の減額分は市町村が一般会計からの繰入等で代わりに負担
 (減額措置額は、各市町村での医療費助成額に比例)

参考2 横浜市における国庫負担金（定率国庫負担）減額措置額

令和3年度実績		神奈川県内の実施状況（全33市町村中）	
		実施市町村数	参考（助成内容は市町村によって異なる）
重度障害者	14.0 億円	33	全市町村で助成有
子ども	0.5 億円	33	全市町村で中学3年生まで助成有
ひとり親家庭等	0.9 億円	33	全市町村で助成有
合計	15.4 億円		

参考3 子どもの医療費助成に対する全国の自治体の実施状況

令和3年4月1日現在、全国1,741市町村のうち、通院または入院に係る子どもの医療費助成を実施している市町村数は、以下のとおり。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

対象年齢	市町村数	実施率
12歳年度末まで実施 (小学6年生まで)	1,738	約 99.8 %
15歳年度末まで実施 (中学3年生まで)	1,710	約 98.2 %

外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化

法務省・文部科学省・内閣官房

- 1 国と地方自治体の責務を位置づける外国人との共生に係る基本法の整備
- 2 地方自治体が行う共生に向けた取組に対する財政支援の拡充
- 3 姉妹都市等を活用した高度外国人材の確保に向けた、在留資格「特定活動（未来創造人材）」の対象大学の拡大

現状・課題

国

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）、出入国管理及び難民認定法（入管法）改正（平成31年4月施行）、日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）により、一元的相談窓口の設置や地域日本語教育の推進など外国人材の受入環境整備を促進。
- 令和2年9月に地域における多文化共生推進プランが改訂。高度人材受入れの新制度創設、入管法改正案・日本語教育機関の認定等に関する法律案の提出、更には技能実習・特定技能制度の見直しの検討など、今後の自治体の事業に影響する制度見直しが進められている。
- 特定活動の在留資格に係る告示の一部が改正（令和5年4月）され、主要な世界大学ランキングで上位100位までの大学を卒業した外国人を対象に、日本での就職活動・起業のための準備活動で最長で2年間の滞在を認めている（未来創造人材制度）。

横浜市

- 人口減少社会における持続的な成長・発展のため、**外国人材の積極的な受入れを推進**。外国人人口は基礎自治体の中で全国第2位の約10万人に達しており、今後も増加の見込み。
- 横浜市中期計画2022～2025で新たに「**多文化共生の推進**」を政策に位置付け、多様性と包摂性に富んだ共生のまちづくりを都市の目標としている。**横浜市国際交流協会・13か所の多文化共生総合相談センター及び国際交流ラウンジ・約130の地域日本語教室、約500の地域団体、多くの市民ボランティア**が、横浜ならではの公民連携のもとで共生社会の実現に向け活動。
- 姉妹都市オデーサ市との約60年間に及ぶ絆のもと、基礎自治体では最大規模の**100人を超えるウクライナ避難民**を受け入れ、中長期的な視点で支援を継続。
- 市内企業の事業展開の傾向等を踏まえ、アジアを中心に、高度外国人材の確保に向けた取組を実施。特に、これまで築いた姉妹都市やパートナー都市等の関係を活用して、アジアや戦禍のウクライナの都市・大学と連携しながら、日本の文化等に興味があり、日本での就労を希望する各国の上位大学生を対象として、**市内企業での就労を促進する取組**を実施。

国と地方が明確な役割分担のもと多文化共生に取り組むため、法的根拠と財源の裏付けが必要

- 国における制度改正等により増加している**地方自治体の役割に対応した財政支援**と併せて、地方自治体が明確な役割分担のもとで継続的に**関連事業を実施するための法的根拠が必要**。
- 少子高齢化に伴う労働力不足への対応や多様な人材の登用による生産性や競争力の向上を図るため、**外国人材を社会の一員として円滑に受入れ、地域における共生を進めていくことが必要**。

- 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」でも、地方自治体の役割の重要性、地域コミュニティづくりへのより深い関与や国の財政支援の必要性等が指摘されている。
- 「外国人受入環境整備交付金」は外国人人口 5 千人以上の地方自治体に対しての上限額が一律 1 千万円となっているが、横浜市では市内在住の 10 万人を超える外国人と多様な地域ニーズに対応するため、多大な経費が必要。ウクライナ避難民支援についても、**長期化する避難生活へのきめ細かな支援**が求められており、受け入れる**地方側への財政支援が引き続き必要**。

高度外国人材の確保に向け、地方自治体の都市間連携を最大限活用できる仕組みが必要

- 世界ランキングで上位を占める欧州や米州の大学以外にも、日本語や日本文化を熱心に学習する優秀な人材・技術者が各国に存在している。そのような人材を呼び込むことは都市の持続的な発展に有効と考え、本市では各国を代表する大学を中心に、高度外国人材の日本国内での就労促進の取組を進めている。各大学は当該国では上位だが、世界ランキングでトップ 100 に入るには至っていない状況にあるため在留資格「特定活動（未来創造人材）」が活用できない。

提案・要望内容

- 1 外国人住民の多様なニーズに対応し、外国人との共生社会を実現するため、国と地方自治体の責務を法律に位置づけた**外国人との共生に係る基本法を整備**すること
- 2 地方自治体を実施する相談対応の窓口運営や情報発信等の施策に対して、外国人人口や政令指定都市の実情に見合った財政的支援とするため、「**外国人受入環境整備交付金**」の**交付限度額を引き上げる**とともに、**ウクライナ避難民支援に係る増額措置を継続**すること。また、「**地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金**」についても**交付期間の延長などの拡充**を行うこと。加えて、地方自治体が行う**地域コミュニティづくりなどの取組に向けた国の財政支援を創設**すること
- 3 姉妹都市等の関係性を生かした高度外国人材の確保を更に推進するため、**在留資格「特定活動（未来創造人材）」の対象を、都市間連携を通じて地方自治体が連携する、各国におけるランキング上位大学の学生などに拡大**すること

参考 横浜市における外国人支援の主な取組例

- 行政手続・生活相談の多言語対応
 - ・ 国際交流ラウンジ等の設置
 - ・ 外国人向け広報の充実（防災・ごみの出し方等）
- 日本語学習支援
 - ・ 地域日本語教育の支援拠点を設置（文化庁補助事業）
- 防災・医療など緊急時の多言語対応
 - ・ 横浜市外国人災害時情報センターの設置（災害発生時）
 - ・ 神奈川県や NPO 等との協力による医療通訳派遣事業
- 地域社会とのつながりづくり
 - ・ 外国人急増地域へのコーディネーター配置
- ウクライナ避難民に対する支援
 - ・ 受入れや生活支援のための一元的相談窓口の設置（法務省補助事業）
 - ・ 行政のみならず、市民・企業・民間団体等、オール横浜での支援体制構築



ウクライナ避難民向け
日本語ワークショップの様子



オール横浜での
ウクライナ避難民支援のロゴ

提案の担当 / 国際局国際政策部政策総務課多文化共生担当課長 廣瀬 綾子 TEL 045-671-4718
国際局国際政策部国際連携課アジア大洋州担当課長 後藤 勝 TEL 045-671-4711

带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置

厚生労働省

- 1 任意接種のワクチンのうち、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについて、接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること
特に、带状疱疹ワクチンは優先順位を上げて定期接種化の検討を進めること
- 2 新たに定期接種化するワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること

現状・課題

国

- 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、平成26年に「**予防接種に関する基本的な計画**」を策定し、計画を推進。その結果、最近10年間でヒブワクチン、水痘ワクチン、肺炎球菌ワクチンなど**新たに8つのワクチンを定期接種化**。
- 一方で、**带状疱疹ワクチン**やおたふくかぜワクチンなどは、先進国の多くが定期接種に位置づけているが、日本ではいまだ任意接種。定期接種化の検討対象となっているものの、平成30年6月の厚生科学審議会で議題となって以降、議論が進んでいない。
- **定期接種の費用**は、実費徴収分を除き、市町村が全額負担（地方交付税措置あり）。

横浜市

- 主に高齢者のQOLを著しく低下する恐れがあるとされる**带状疱疹**について、接種費用が高額なため、市民から**公費でのワクチン接種を求める声が高まっている**。
- 新たにワクチンの公的接種を推進するためには、**薬剤の安全性や有効性を見極める必要があること**や**多額の予算を要すること**など、一地方自治体単独で行うには課題が大きい。（50歳以上対象、接種費用の1/2補助、接種率10%で試算すると年間約40億円の予算が必要）
- 最近10年間で新たに8つのワクチンが定期接種化され、**定期予防接種に係る事業費が年々増加**。一方、定期予防接種に係る費用は**全額市費負担**であり、全国最大の人口を抱える横浜市にとって、極めて大きな財政負担となっている。
- 国における定期接種化の議論に資するよう、令和5年度、新たに**带状疱疹及び带状疱疹後神経痛**に関して市内年代別患者数等の調査を実施。



国における定期接種化の検討の加速化と地方自治体への財政支援が必要

- 「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」とする予防接種基本計画の理念に沿って、**国が带状疱疹ワクチン等の定期接種化の検討を加速化することが必要**。
- 予防接種は**国の責任において希望する国民全てが等しく接種できるようにするべき**。
- 定期予防接種を安定的に実施するためには、**国の責任で地方への財源措置が必要**。

提案・要望内容

- 「予防接種に関する基本的な計画」に示された「ワクチン・ギャップ」の解消に向けて、現状、任意接種となっているワクチンのうち、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについては、**接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること**。特に、**带状疱疹ワクチンは、市民のニーズが高いことから、優先順位を上げて検討を進めること**
- 定期接種は、地方自治体の財政状況に左右されることなく、**希望する国民全てが等しく接種できるよう、新たに定期接種化されるワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること**

参考 1 予防接種に関する基本的な計画（抄） 平成 26 年 3 月 28 日厚生労働省告示

第 3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

1 基本的考え方

国は、予防接種の効果的な推進のため、予防接種の現状及び課題について、予防接種に関わる多くの関係者と共通認識を持った上で、科学的根拠に基づいて目標を設定するとともに、国民及び関係者に対してその目標及び達成状況について周知する。これらの方針に基づき、**いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、定期の予防接種の接種率の向上、新たなワクチンの開発並びに普及啓発及び広報活動の充実**を当面の目標とする。

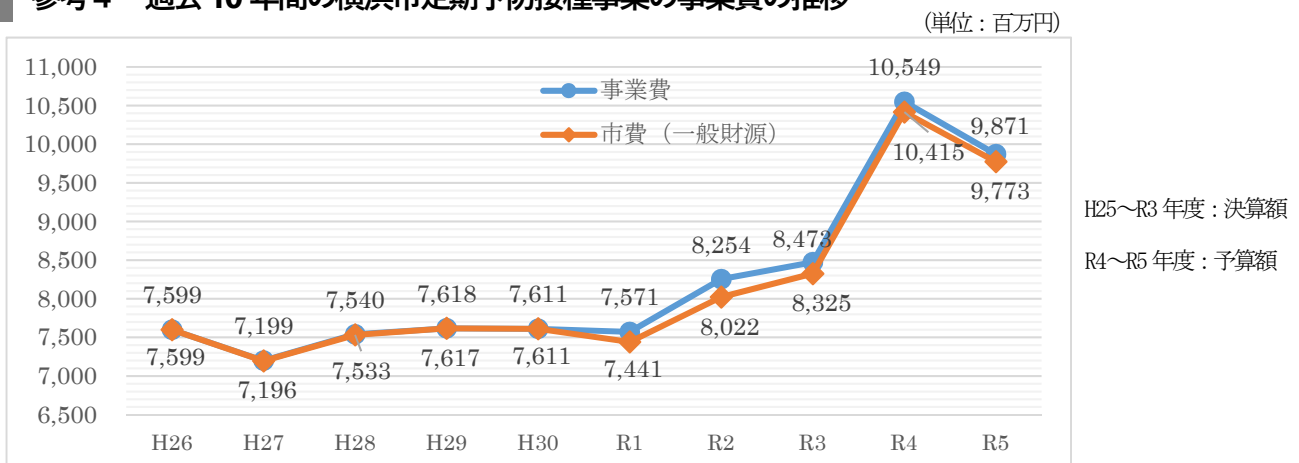
参考 2 定期接種化された新たなワクチン（最近 10 年間）

時期	ワクチンの種類
平成 25 年 4 月	ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン
平成 26 年 10 月	水痘（水ぼうそう）ワクチン
平成 28 年 10 月	B型肝炎ワクチン
令和 元年 6 月	風しん第 5 期定期接種（MR ワクチン）
令和 2 年 10 月	ロタウイルスワクチン
令和 5 年 4 月	9 価 HPV ワクチン

参考 3 G 7 加盟国における带状疱疹ワクチンとおたふくかぜワクチンの公費接種の状況

- 带状疱疹ワクチン : 公費接種を実施（アメリカ、イギリス、イタリア、フランス）
一部地域で公費接種（カナダ、ドイツ） ※未実施（日本）
- おたふくかぜワクチン：日本を除く G 7 加盟国すべてで公費接種

参考 4 過去 10 年間の横浜市定期予防接種事業の事業費の推移



新型コロナウイルスワクチンの安定的な制度への移行に向けた必要な措置

厚生労働省

- 1 現在、特例臨時接種として実施されている新型コロナウイルスワクチン接種事業について、国は令和6年度以降の法的位置づけやワクチンの種類等について早急に地方自治体に示すこと
- 2 安定的な制度の実施にあたっては地方自治体により自己負担額に差が生じることがないように全額国費負担とすること

現状・課題

国

- 新型コロナウイルスワクチンについて、2023年度の1年間は現行の特例臨時接種の実施期間を延長することにより接種を継続する。また、2024年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当としている。
- 定期予防接種は地方交付税による財政措置（A類：9割、B類：3割）のもと、市町村が全額を負担している（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）。

横浜市

- mRNA ワクチンは超低温での管理が必要であることなど、**薬品卸業者では対応が難しいため自治体による仕組みづくりが必要**である。予算編成に際しての綿密な事業計画の立案にあたっては、使用するワクチンの早期の決定が不可欠。
- 定期接種となった場合には市町村にとっては**多額の一般財源を要すること**になる。
- これまで無償で接種を受けられていた市民に自己負担を求めることは接種控えにつながる懸念がある。一方で、**多くの市民に市費負担で高額なワクチンを接種することは財政的に困難**である。



国における「安定的な制度」検討の加速化と地方自治体の財政状況に左右されない制度設計が必要

- 地方自治体の予算編成スケジュールを考慮して、**早期に事業の全体像を提示**すべきである。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種事業は**国の責任において必要とする国民全てが等しく接種を受けられるように**するべきである。

提案・要望内容

- 1 国は令和6年度以降の法的位置づけやワクチンの種類等を早急に地方自治体に示すこと
- 2 安定的な制度の実施にあたっては全額国費負担とすること

参考1 厚生労働省 事務連絡 (抜粋)

令和5年3月7日「今後の新型コロナワクチン接種について (その4)」

1 今後の新型コロナワクチン接種について

(1) 接種の法的位置づけについて

2023年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長することにより、接種を継続する。
 なお、**2024年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当。**

参考2 予防接種法接種類型

	特例臨時接種	定期接種	
	【現行の新型コロナワクチン接種】	A類 (日本脳炎、BCG等)	B類 (高齢インフル等)
根拠	第6条第3項 (附則第14条第1項経過措置適用)	第5条第1項	第5条第1項
趣旨等	A類疾病のうち全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病のまん延予防上緊急の必要	発生及びまん延を予防 (集団予防)	個人の発病、重症化を防止 (個人予防)
主体	市町村長又は都道府県知事 (厚労大臣が指示)	市町村長	市町村長
対象者の決定	厚労大臣	政令	政令
費用負担	全額国費	市町村実施 (地方交付税9割)	市町村実施 (地方交付税3割)
自己負担	自己負担なし	実費徴収可	実費徴収可
公的関与	勸奨：あり 努力義務：あり	勸奨：あり 努力義務：あり	勸奨：なし 努力義務：なし

参考：第34回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料2-2

参考3 各ワクチンの比較

	新型コロナウイルスワクチン (オミクロン株対応) A社	新型コロナウイルスワクチン (オミクロン株対応) B社	インフルエンザワクチン
1バイアル(瓶)あたりの接種回数	6回	5回	2回
保管温度・期限	・-90~-60°C：18か月 ⇒ディープフリーザーによる保管が必須 ・-25~-15°C：保管不可 ・2~8°C：10週間	・-90~-60°C：保管不可 ・-25~-15°C：9か月 ・2~8°C：30日	遮光して、10°C以下に凍結を避けて保存 ⇒保管期限は検定合格日から1年
接種1回あたりのワクチン価格	商用化後の価格見込み(報道ベース) ：110~130ドル (約15,000円~約18,000円) ※為替レート：2023.5.8時点	商用化後の価格見込み(報道ベース) ：130ドル(約18,000円) ※為替レート：2023.5.8時点	約1,300円 ※厚生労働省平成29年度「ワクチン価格調査」報告書による

参考4 接種に要する費用(試算)

本市の高齢者インフルエンザ接種実績に基づき、65歳以上の接種希望者に自己負担なしで接種すると想定した場合、対象者は約46万人、ワクチン代を含む接種費用だけで少なくとも約108億円の費用が見込まれる。

新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に関する財源措置

内閣府、総務省

- 1 物価高騰対策に重点化した臨時交付金の必要額の配分と繰越等の措置の継続
- 2 公営企業における特別減収対策企業債制度の継続

現状・課題

国

- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）」は、令和2年度以降、断続的に措置され、地方の機動的な対応を支援。令和5年3月に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付を提示。
- 公営企業の当面の資金手当措置として、「公営企業における特別減収対策企業債」（以下、「特別減収対策企業債」という。）を令和2年度に措置し、令和5年度も継続。

横浜市

- 物価高騰により打撃を受けた市民・事業者への支援策等をきめ細かく推進。
- 令和4年度は当初予算及び補正予算により感染症対策はもとより、原油価格・物価高騰対策のほか、経済活性化策など、市民や事業者にも早急に支援が行き届くように対策を実施。令和5年度も引き続き、当初予算に加えて5月に補正予算を計上して物価高騰対策を実施。
- 公営企業では設備の老朽化への対応や企業債の元利償還等、先送りできない支出も多い中、特に地下鉄事業では、テレワーク等の定着により料金収入が大きく減収したことに加え、電気料金の高騰により、資金不足が発生。

コロナ禍の長期化に加え、物価高騰に苦しむ市民・事業者を、地方自治体が幅広く支援するため、国による十分な財政支援が必要

- 引き続き感染拡大防止に取り組みつつ、物価高騰に苦しむ市民・事業者への幅広い支援が必要。
- 臨時交付金も活用しながら、限られた財源の中で市民生活の支援を行うとともに、様々な事業者への幅広い支援も必要。
- 地方の機動的で幅広い支援実施のために国の支援は必須であり、臨時交付金については、財政力の高い自治体が不利にならないよう、また、多くの市民や事業者を抱える都市部自治体に対する十分な配分や継続した予算措置が必要。
- なお、市民や事業者の支援については、事業者が持続的にサービスを提供できるよう、且つ、利用者の負担増が発生しないような、柔軟な公的価格の改定などの制度的な措置が必要。
- 適切な予算計上のため、国の予算措置時期や交付限度額の通知に係る日程の早期提示が必要。
- 加えて、インボイス制度の円滑な導入に向けて中小企業等への支援の拡充が必要。

公営企業の事業継続のため、資金手当措置の継続が必要

- 令和6年度も一定の減収を見込まざるを得ない状況であることから、事業継続のため、令和6年度も特別減収対策企業債制度の継続が必要不可欠。

提案・要望内容

- 感染症や物価高騰等の、長引くコロナ禍の影響を受けている市民や事業者の支援に幅広く機動的に対応するため、**臨時交付金の継続した予算措置を実施するとともに、補助事業分の未配分額について必要額を早期に配分すること。**また、柔軟に対策を実施できるよう、**臨時交付金の繰越措置の継続等**、必要な対応を行うこと。さらに、今後の予算措置時期やそれに伴う交付限度額の通知に係るスケジュールを早期に提示すること。加えて、インボイス制度の円滑な導入に向けて中小企業等への支援を拡充すること。
- 特別減収対策企業債制度の令和6年度の継続**

参考1 令和4年度・5年度 横浜市の新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策

○令和4年度 当初予算 2,041 億円	感染拡大防止と医療提供体制確保	427 億円
	ワクチン接種、コールセンター運営、PCR 検査、自宅療養者への支援、「Y-AEIT」「Y-CERT」運営等	
	横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心	1,561 億円
	中小企業支援、緊急雇用創出、観光MICE 支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等自立支援等	
	With コロナ/After コロナ	52 億円
	GIGA スクール構想の推進、行政サービスデジタル化の推進等	
5月補正 112 億円	ワクチン接種、レシートを活用した飲食店等利用促進、商店街集客促進等	
6月補正 114 億円	公衆浴場支援、乗合バス・タクシー事業者支援、給食物資購入支援等	
9月補正 376 億円	重症・中等症患者等入院受入対策、児童・社会福祉施設等支援等	
10月補正 222 億円	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業	
11月補正 35 億円	レシートを活用した市民・事業者支援事業	
12月補正 45 億円	出産・子育て応援事業、こどもの貧困対策推進等	
2月補正 77 億円	コールセンター運営、行政検査公費負担等	
○令和5年度 当初予算 415 億円	ワクチン接種、コールセンター運営、社会福祉施設等における感染症拡大防止対策、行政サービスデジタル化の推進等	
5月補正 179 億円	電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金、省エネ家電の購入促進、学校給食物資購入事業、社会福祉施設等の物価高騰対策支援等	

参考2 国の予算編成状況

	令和2年度			令和3年度	令和4年度			合計
	1次補正 (R2.5)	2次補正 (R2.6)	3次補正 (R3.2)	補正 (R3.12)	原油価格・ 物価高騰分 (R4.4)	重点交付分 (R4.9)	重点交付分 (R5.3)	
臨時交付金 (うち地方単独事業向け市町村分)	1兆円 (3,530 億円)	2兆円 (1兆750 億円)	1.5兆円 (5,000 億円)	6.8兆円 (5,000 億円)	1兆円 (4,000 億円)	6,000 億円 (2,700 億円)	1.2兆円 (3,150 億円)	14.1兆円 (3兆4,130 億円)

参考3 横浜市の臨時交付金の活用状況

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (当初)	令和5年度 (5月補正)
活用額	286 億円	140 億円	249 億円	34 億円	166 億円

提案の担当 / 政策局政策部政策課長
 財政局財政部限外課課長
 経済局政策調整部企画調整課長
 交通局経営管理部経営管理課長

木野知 裕 TEL 045-671-3912
 飯島 龍 TEL 045-671-2230
 古川 聡 TEL 045-671-2565
 小林 哲也 TEL 045-671-3134

水素サプライチェーン構築や再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた取組への支援

経済産業省、環境省

- 1 水素サプライチェーン構築に向けた支援
- 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援の拡充
- 3 電気自動車等の次世代自動車の普及に係る支援の拡充

現状・課題

国

- 2050年脱炭素社会の実現に向けて、2兆円の「グリーンイノベーション基金」を造成（令和2年度第3次補正予算）。研究開発・実証から社会実装まで継続して10年間の支援を実施。また、水素社会の早期実現に向け令和5年6月に「水素基本戦略」を改定。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により脱炭素先行地域や重点対策に取り組む地域を支援。
- 経済産業省は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金等により、EV等の導入に対して支援。

横浜市

- 令和3年度に水素サプライチェーンの構築等に向けた連携協定をエネルギー事業者と、令和4年度に川崎・横浜臨海部での水素等の利活用拡大に向けた連携協定を川崎市とそれぞれ締結。
- 令和4年4月、脱炭素先行地域の第1回公募において、「みなとみらい21地区」が選定。
- 「地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点加速化事業）」を活用し、公共施設や民間施設への太陽光発電設備等の設置を推進。



国・産業界と大都市が連携し、日本の脱炭素イノベーションをけん引することが必要

- 様々な事業者が立地し、水素利活用等のイノベーションを推進する大きなポテンシャルがある大都市において、**グリーン産業の創出、経済と環境の好循環モデルの構築**を進めることが重要。
- **水素輸送のパイプライン整備**は、多額の敷設コストがかかるため、水素供給事業の収益性が見通せない現状では、民間事業者の**投資リスクが存在**。また、整備を円滑に進めていくためには、**現行法による規制緩和等柔軟な対応が必要**。
- 水素サプライチェーンの構築のために、**先行して水素利活用に挑戦する需要家への支援が必要**。

自治体の実情に応じた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援が必要

- 再エネポテンシャルの低い大都市都心部の脱炭素先行地域では、先行地域の内外を問わず再エネを追加し獲得する取組が重要。取組の実現には、**電力システムを用いたオフサイトPPAや自己託送等の様々な手法を駆使して再エネを可能な限り追加していくことが必要**。現在の交付金の要件は、**同一市区町村内の先行地域内での活用に限定**されるなど制約があり、追加性ある再エネ導入への活用が限定的。
- 市域の再エネ設備の導入や省エネ推進の取組を実施するにあたり、**人口や公共施設が多い自治体では事業規模が必然的に大きくなり、重点対策加速化事業交付金による一層の支援が必要**

電気自動車等の次世代自動車の普及に係る支援が必要

- 本市域の運輸部門の排出の約8割を自動車が占め、**電気自動車等の次世代自動車の普及促進が不可欠であり、車両購入や充電器の導入に対する支援等により転換を促すことが必要。**

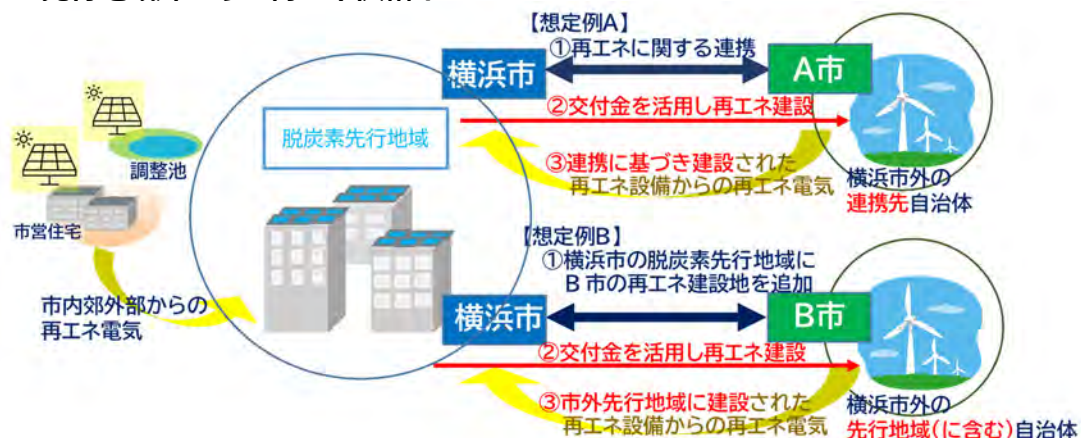
提案・要望内容

- 1 水素サプライチェーン構築に取り組む企業への支援として、**水素パイプライン整備における敷設コストへの財政的支援や、整備を円滑に進めるための規制緩和や法整備。中小規模の実証や新規設備投資・設備更新等、水素を活用する需要側への支援拡充**
- 2 再エネ需要のある**脱炭素先行地域**を起点に追加性ある再エネ創出への投資を活性化するため「**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**」の交付要件の緩和。具体的には、**地域循環共生圏**の考えに基づき、再エネポテンシャルの高い自治体と“地域に裨益する再エネ”に関する連携協定を締結するなど一定の条件下において、「**脱炭素先行地域と同一市区町村外**」への追加的な再エネ設備の整備について**交付金の対象とするよう拡充**
また、自治体の規模によらず交付限度額が一律とされている**重点対策加速化事業交付金**について、自治体の実情に応じた限度額への引上げなどの支援の拡充
- 3 電気自動車等の次世代自動車の普及促進に不可欠な**車両購入及び EV 充電器等のインフラ整備への補助金**について、**予算措置等の支援の拡充**

参考1 水素インフラ網の将来構想イメージ



参考2 先行地域外からの再エネ供給イメージ



ペロブスカイト太陽電池等を活用した脱炭素社会の実現

環境省、経済産業省

- 1 ペロブスカイト太陽電池等次世代太陽電池を活用したビジネスモデルの創出（技術開発・実証等）への財政支援
- 2 ペロブスカイト太陽電池等次世代太陽電池の先導的導入に対する財政支援

現状・課題

国

- NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の「次世代型太陽電池実用化事業」により、2030年の社会実装に向けた企業における研究開発を支援。
- 「GX 実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）において、「次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の早期の社会実装に向けて研究開発・導入支援やユーザーと連携した実証を加速するとともに、需要創出や量産体制の構築を推進する」と表明。
- 「再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議（第3回）」（令和5年4月4日）において、ペロブスカイト太陽電池について**2030年を待たずに早期の社会実装を目指す**と岸田総理から発言。

横浜市

- 令和5年2月9日、学校法人桐蔭学園との間で、ペロブスカイト太陽電池を活用した脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結。
- 令和5年2月11日に、桐蔭学園・東急株式会社・東急電鉄株式会社と連携し、東急田園都市線青葉台駅において、ペロブスカイト太陽電池の先行実証実験を実施。
- 令和5年度中に、ヨコハマSDGsデザインセンターと連携し、ペロブスカイト太陽電池を活用した製品開発のポテンシャルを有する市内企業向けワークショップを開催予定。



ペロブスカイト太陽電池等次世代太陽電池を活用したビジネスモデルの創出が必要

- ペロブスカイト太陽電池は、**再生可能エネルギーの導入可能性を大幅に引き上げる革新的な技術**。グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向け、公共施設等様々な場所での積極的な導入を早期に図ることが重要。
- 社会実装に向けては、**従来型の太陽電池では実装できなかった製品への用途拡大が期待**されており、その実現に向けては用途に適した規格のモジュールの提供が必要。
- 社会実装を見据え、**ペロブスカイト太陽電池を活用した製品の開発事業者やペロブスカイト太陽電池を展開する地方自治体の取組を巻き込んだアプローチが必要**。

ペロブスカイト太陽電池を含む次世代太陽電池の導入に向けた普及啓発が必要

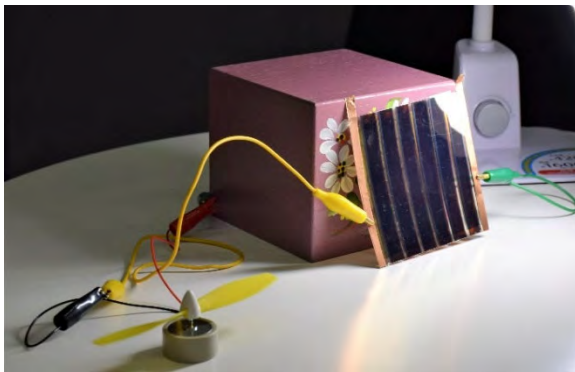
- 脱炭素社会の実現に向けて、ペロブスカイト太陽電池を含めた次世代太陽電池の積極的導入が不可欠。ペロブスカイト太陽電池の実証実験を含む**次世代太陽電池の導入や普及啓発に資する先導的取組**に対して、支援が必要。

提案・要望内容

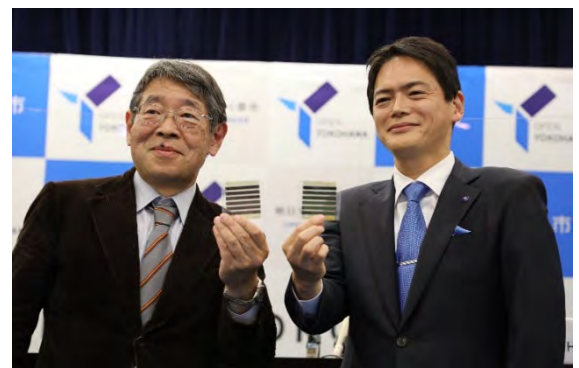
- 1 早期社会実装を実現するための用途開発に取り組む企業への支援として、自治体との連携も含め、脱炭素ライフスタイルに資するペロブスカイト太陽電池等次世代太陽電池の**活用に係るビジネスモデル創出（技術開発・実証等）**への財政支援
- 2 ペロブスカイト太陽電池等の次世代太陽電池を**先導的に導入し、実際の用途に近い実装を行うことで商品化を加速しその普及啓発に寄与するプロジェクト**に対する財政支援

参考1 ペロブスカイト太陽電池とは

桐蔭横浜大学の宮坂特任教授が発明した、薄くて軽く、曲げられる、横浜発の次世代太陽電池



写真提供：桐蔭横浜大学



左：桐蔭横浜大学 宮坂特任教授

参考2 ペロブスカイト太陽電池の用途

スマホやアウトドア用モバイルバッテリーへの活用



薄くて軽いので、衣服やテントへの貼り付けも可能

ペロブスカイト太陽電池の設置が期待される場所



画像提供：桐蔭横浜大学

参考3 横浜市と学校法人桐蔭学園の連携協定内容

1. ペロブスカイト太陽電池の**実証、実装及び活用**をはじめとした再生可能エネルギーの導入等の促進及び持続可能な都市モデルの創出
2. ペロブスカイト太陽電池等の活用による脱炭素社会の構築及び持続可能で魅力ある暮らしづくりに係る**環境教育及び普及啓発**
3. 持続可能で魅力ある暮らしづくりに資する**脱炭素ライフスタイルの創出及び浸透**と、脱炭素ライフスタイルの創出に係る地域づくり

プラスチック資源循環の推進

環境省、経済産業省

- 1 拡大生産者責任の考えに基づいた費用負担の仕組みへの見直し
- 2 特別交付税措置に代わる十分かつ確実な財政措置
- 3 プラスチックごみの更なるリサイクル拡大を見据えた技術開発の加速化
- 4 製品の製造事業者等に対しプラスチック使用製品設計指針の遵守を義務化

現状・課題

国

- 市町村が実施するプラスチック製品の再商品化費用については、現行の容器包装のリサイクル制度とは異なり、市町村の負担となるため、収集から再商品化までに要する費用の概ね 1/2 について、特別交付税措置を講ずることとしている。
- 石油由来の合成繊維や合成ゴムを含むプラスチックごみのリサイクルは、循環型社会の形成に加えて、脱炭素社会実現の観点からも重要であるが、現在、有効なリサイクル技術はプラスチック製品に限定されており、新たなリサイクル技術の社会実装は 2030 年代後半に本格化。
- 製品の製造事業者等が取り組むべき事項などを定めたプラスチック使用製品設計指針を公表したが、努力義務にとどまる。

横浜市

- 「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」および「2030 年度温室効果ガス 50%削減」を掲げる横浜市にとって、廃棄物分野のプラスチック対策は最重要施策の一つであり、これまで燃やすごみとして処理してきたプラスチック製品も対象とする「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」を早期実施に向け検討している。
- プラスチック製容器包装の分別収集、中間処理に要する費用負担は年間 33 億円（2022 年度）。「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」にあたっては、収集量の増に伴う費用負担の増に加え、プラスチック製品については新たに再商品化費用も負担することとなる。
- プラスチック資源循環法に基づき、プラスチックごみを多量に排出する事業者に対し、排出抑制及びリサイクルに向けた取組を求めている。

廃棄物の焼却による温室効果ガスの削減には、石油由来のプラスチックごみの焼却量削減が必要

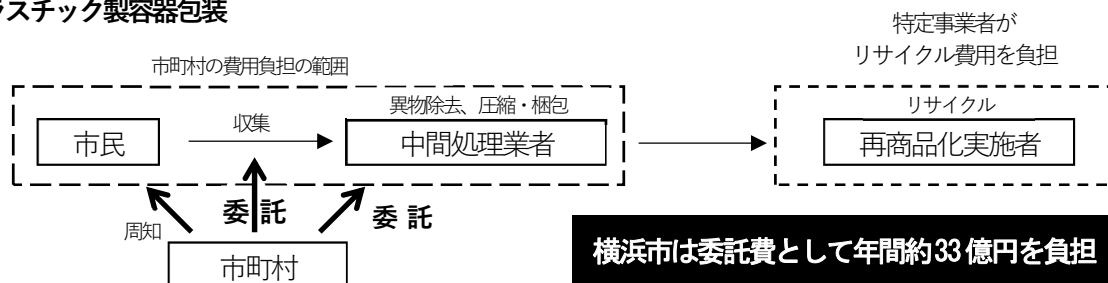
- 「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」の実現に向けては、新たに発生する費用の見込みは年間約 20 億円と想定しており、事業開始に向けて大きな課題。
- 2030 年度温室効果ガス 50%削減目標を達成するには、プラスチック製品のリサイクルだけでは困難なため、合成繊維や合成ゴム、繊維や金属との複合品等もリサイクルすることが必要。
- 石油由来のプラスチックの使用量や排出量を削減するには、プラスチック使用製品設計指針にある減量化や代替素材への転換、再生プラスチックの利用など、製造事業者等の取組が重要であるが、指針の遵守は製造事業者等の判断に委ねられていることが課題。

提案・要望内容

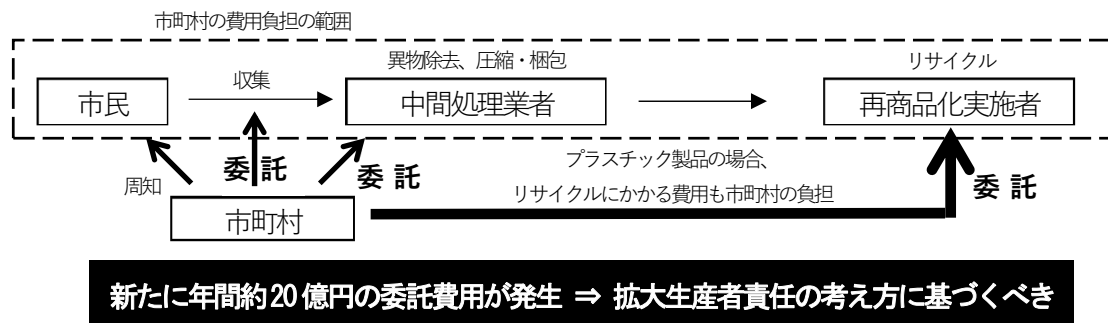
- 1 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別リサイクルについて、**拡大生産者責任の考え方に基づき**、分別収集・中間処理も含めた**全ての費用を事業者が負担する制度に見直すこと**
- 2 特別交付税措置とされているプラスチック製品の分別・リサイクル費用について、事業者が負担する制度を構築するまでの間、市町村の費用負担が生じないように、**新たな交付金制度を創設するなど、実施する市町村に対し十分かつ確実な財政措置を講じること**
- 3 現在の技術ではリサイクルが困難な、**合成繊維や合成ゴム、繊維や金属との複合品などの廃棄物について**、低コストでより質の高いリサイクルができる**技術の開発を加速化していくこと**
- 4 製品の設計段階から、石油由来のプラスチックの使用量やプラスチックごみの排出量の削減を強力に進めるため、**製造事業者等に対しプラスチック使用製品設計指針の遵守を義務化すること**

参考1 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルにおける費用負担の比較

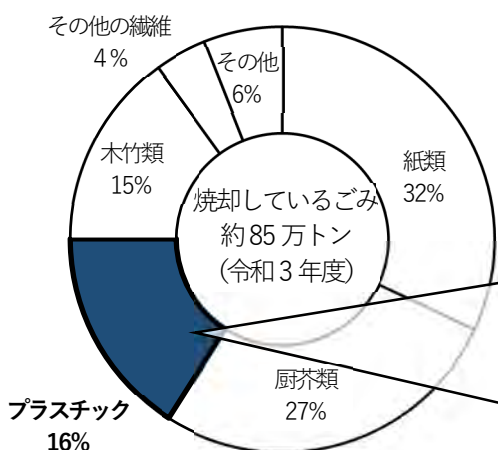
プラスチック製容器包装



プラスチック製品



参考2 横浜市で焼却されているごみ中のプラスチックの割合



横浜市では年間約14万トンのプラスチックを焼却している。脱炭素社会の実現には、そのうち38%を占める5.3万トンの合成繊維や複合品などをリサイクルする技術の早期社会実装が必要。

有効なリサイクル技術	プラスチック製容器包装	
	あり	プラスチック製容器包装
	プラスチック製品	1.7万トン (12%)
有効なリサイクル技術なし	合成繊維・複合品など	5.3万トン (38%)
ごみ袋		1.1万トン (8%)
その他		3.4万トン (25%)
合計		13.8万トン

第9回アフリカ開発会議の横浜開催

外務省

第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の横浜開催

現状・課題

国

- 令和4年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD8）において「チュニス宣言」が採択され、2025年の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の日本開催が決定。
- 開催地は、外務省が4月14日に希望する自治体の募集を開始し、今後、決定される予定。

横浜市

- 令和4年8月、横浜市会・日本アフリカ友好横浜市議員連盟と共に TICAD9 の誘致を表明。
- 令和4年11月「国の制度及び予算に関する提案・要望」において「第9回アフリカ開発会議の横浜開催」を提案・要望。
- 令和5年3月、TICAD9の横浜開催に向けて、市内交通機関（鉄道及びバス）、市内主要駅、市民利用施設等におけるプロモーションをスタート。
- 令和5年4月、県内・市内の関係各界で構成される「第9回アフリカ開発会議誘致推進協議会」及び県内選出の国会議員による「第9回アフリカ開発会議横浜誘致議員連盟」を設立。
- 過去3回の TICAD 開催をはじめ、大型国際会議や大型国際イベントの多数の開催実績があり、ノウハウや体制づくりの経験が蓄積。また、みなとみらい地区を中心に MICE 機能を更に拡充。



会議を成功に導く最高のステージの提供が可能

- 日本最大級の複合 MICE 施設「パシフィコ横浜」は、ウォーターフロントを望む絶景のロケーションに立地。都心及び空港から 30 分以内にアクセス可能で要人との会談にも至極便利な環境。

脈々と築き上げてきたアフリカとの友情の絆の発展・継承

- TICADIVを契機に横浜とアフリカの小学生による交流が開始。交流の輪は中学生、高校生、大学生、市民にまで拡大し、アフリカとの友情の発展・継承と国際人材の育成に貢献。

会議参加者の満足度を高めるホスピタリティの提供が可能

- 横浜市、神奈川県、両議会、経済団体等で構成される「第9回アフリカ開発会議開催推進協議会」等を中心に、心温まるおもてなしを提供し、第9回会議の成功に貢献。

都市課題解決を通じたアフリカの発展と日本の経済成長には都市の貢献が必要

- 横浜が有するインフラ整備や都市課題解決の知見や経験を活かしアフリカの更なる発展に貢献。

2050年カーボンニュートラルに向けた、大都市脱炭素モデルの国外への発信が必要

- みなとみらい21地区は、国が実施する「脱炭素先行地域」に選定（令和4年4月）。横浜が開催地となることで日本の脱炭素の取組やSDGsへの貢献を世界に向けて発信。

提案・要望内容

- グローバル MICE 都市としての高い会議開催支援能力、過去 3 回のアフリカ開発会議開催経験を有し、アフリカとの固い絆を築いてきた横浜で、第 9 回アフリカ開発会議を開催すること。また、アフリカ開発会議を契機に蓄積してきた横浜とアフリカとの関係性を考慮し、今後も、アフリカに関する事業に際しては、横浜での開催を検討すること。

参考 1 グローバル MICE 都市横浜

- 会議施設、ホテル、レストラン、ショッピングモール、観光施設が全て徒歩圏内にあり、コンパクトにまとまる。
- パシフィコ横浜は、会場別コンベンション開催件数が、2002 年より 19 年連続全国第 1 位（日本政府観光局「国際会議統計」より）。
- 3 回のアフリカ開発会議のほか、APEC 首脳会議（2010 年 11 月）第 50 回 ADB 年次総会（2017 年 5 月）など大型国際会議の開催実績。
- パシフィコ横浜 2km 圏内に首脳・閣僚級会合等に対応可能なホテルが多数立地。（MM・桜木町エリア 5,000 室以上、市内全体では約 20,000 室以上）



パシフィコ横浜ノース

参考 2 アフリカとの交流・協力・ビジネス事例－「アフリカに一番近い都市横浜」

- 市内小中学生のアフリカとの交流（市内の小中学生がアフリカ各国の文化を学ぶ取組）
- 「チュニジアデー in 横浜～TICAD8 に向けて～」、「アフリカ - 大使たちの視線」写真展など、市内でのアフリカイベント開催
- アフリカ各国との水道、廃棄物、港湾に関する技術協力（研修生受入、長期・短期専門家派遣）
- 横浜企業のアフリカビジネス展開支援
- アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ「ABE イニシアティブ」（市内大学・市内企業による活用）
- 日・アフリカビジネスウーマン交流事業
- スファックス市との今後の連携に向けた LOI 署名（2022 年 8 月、TICAD8 の機会に合わせチュニジアを訪問） ほか
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおいて、横浜市内で事前キャンプを実施したボツワナ共和国及びチュニジア共和国の選手団と市内小中学生が交流



アフリカ各国・都市の廃棄物分野の行政官を対象とした研修



ボツワナ・オリンピックとの交流



日・アフリカビジネスウーマン交流プログラム

GX を推進する海外インフラビジネスへの支援強化

環境省、経済産業省

GX を推進する海外インフラビジネスへの財政支援の拡充

現状・課題

国

- 令和3年6月、「脱炭素インフライニシアティブ」を策定。二国間クレジット制度（JCM）により温室効果ガス排出削減量累計1億トン程度を目指す2030年度目標を掲げ、国際金融機関との協調融資、民間資金を中心としたJCM（民間JCM）の環境整備等を主要な取組に位置づけ。令和5年3月には、民間JCMプロジェクトの事業形成を促進するためのガイドンスを策定。
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和4年6月追補版）では、「脱炭素社会に向けたトランジションの加速」を重点戦略に位置付け。
- 国内都市と海外都市との連携枠組を通じて、国内都市に蓄積された環境管理のノウハウ及び脱炭素技術等をパッケージにして輸出する「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」を推進。
- 日本政府は、令和4年度以降、新たに9か国とJCMに関する二国間文書を署名し、令和5年4月末時点のパートナー国は26か国に拡大。2025年を目途に30か国程度とする方針。

横浜市

- ASEANを中心とする新興国都市の課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開を行う**公民連携による国際技術協力（Y-PORT）事業**を、市内中小企業や（一社）YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE（YUSA）等と連携して推進中。
- Y-PORT事業のなかで、「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」等を通じ、市内企業の持つ**省エネルギー・再エネルギー等の脱炭素技術を活用して、海外都市の温室効果ガス排出量の削減に寄与**。令和5年1月に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」においても、世界共通の課題である脱炭素化への貢献を基本方針の一つとし、具体的な対策として「**海外諸都市への技術協力・海外インフラビジネスの推進**」を位置付け。
- 「**ゼロカーボン市区町村協議会**」の**会長都市**として、国内の自治体の脱炭素化をリードするとともに、令和5年4月には**市長が「世界気候エネルギー首長誓約」の理事に就任**するなど、世界の都市とのパートナーシップにより、世界の脱炭素化やSDGsの達成に貢献する取組を推進。



海外での脱炭素化に貢献する取組への支援強化が必要

- 民間JCMの促進が重要とされているが、**市内企業等の脱炭素技術の導入を促進し、海外での脱炭素化に一層貢献していくためには、政府資金による後押しが引き続き必要**。
- 地方自治体が、JCMパートナー国の拡大や、世界の都市からの協力要請、地元企業による海外展開への支援要請に対応していくために、**都市間連携の拡大に向けた財政支援の拡充が必要**。

提案・要望内容

- JCM 設備補助事業や「脱炭素社会の実現のための都市間連携事業」など、海外インフラビジネスを実施する事業者の取組や、こうした事業者と連携して海外都市の脱炭素化を後押しする地方自治体の取組に対する支援制度について、補助採択件数の拡大など財政支援の拡充

参考1 横浜市と市内企業の公民連携による取組例

新興国都市との都市間連携のもとで、市内企業の技術導入による脱炭素事業の創出に向けて協力している。

バンコク

- ▶ 気候変動対策マスタープランの策定支援
- ▶ 工場屋上を利用した太陽光発電・エネルギーマネジメントシステム導入
- ▶ 脱炭素化に向けた公民連携ワークショップの開催

ダナン

- ▶ ダナン都市開発アクションプランの策定支援
- ▶ ホテル・工場等の省エネ診断サービス
- ▶ ダナン市水道公社への高効率ポンプ導入
- ▶ 脱炭素技術の導入に向けたビジネスマッチング

セブ

- ▶ 長期都市開発計画「メガセブビジョン」の策定支援
- ▶ 廃プラスチックリサイクル事業
- ▶ 浄化槽汚泥の収集処理事業

参考2 ダナン市における「脱炭素社会の実現のための都市間連携事業」の活用状況

横浜市は、「脱炭素社会の実現のための都市間連携事業」を活用し、ベトナム・ダナン市において気候変動分野の計画策定の支援や、脱炭素技術の導入支援を進めている。こうした支援などにより、ダナン市は令和4年3月にベトナム国内の自治体として初めて2050年カーボンニュートラル達成目標を表明した。

日本 **横浜市** **環境省** **Ministry of the Environment** **ベトナム** **ダナン市**

都市間連携

気候変動分野の近年の主な協力

- 「環境10年計画」(2021-2030年)の策定
- スマートで持続可能な都市計画戦略の立案
- 気候変動に係る環境教育

Da Nang city Climate action plan

Sustainable Future Danang Travel Guide

歴史的資源の活用促進によるにぎわい創出

国土交通省（観光庁）・文部科学省（文化庁）

- 1 歴史的建造物における宿泊機能導入に向けた規制緩和
- 2 文化財の保存活用に資する支援制度の創設

現状・課題

国

- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、地方創生の礎とするため「文化財の観光資源としての開花」や、観光産業を革新し、国際競争力を高めるため「民泊サービスへの対応」、「多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供」が施策に掲げられている。
- 住宅宿泊事業法が平成30年に施行され、懸念される治安、衛生、近隣トラブル等の課題に適切に対応しつつ、健全な民泊の普及に向けた環境が整備された。
- 文化財指定された古民家は、郷土資料館への転用が多く、「住宅」に該当せず、民泊の対象外。

横浜市

- 「横浜市中期計画 2022-2025」において、令和7年度の観光消費額 4,026 億円を政策指標として、観光・MICE の振興に取り組んでいる。令和5年4月に、まちづくりと連動したにぎわい創出に向け、スポーツや文化等の様々なイベント・施設等を有機的に連携させた**宿泊・市内回遊施策を戦略的に進める**ため、新たに、「**にぎわいスポーツ文化局**」を設置。
- インバウンドにも訴求するコンテンツの磨き上げとして、日本の伝統文化を体験できる古民家での**宿泊体験を検討中**。古民家への宿泊により、観光客が伝統文化に触れながら訪日旅行を満喫し、滞在時間を延長することで、観光消費額の拡大を目指している。
- 日本文化を感じられる古建築や日本庭園等では、**コロナによる来園者数減や原油価格・光熱水費の高騰等で、適切な維持管理・運営に支障をきたしている**。観光需要回復に向け、古建築や日本庭園等の魅力を国内外の観光客に訴求するためには、**魅力的な映像等による発信や、訪問したからこそ体験できるプログラムが重要**。

歴史的建造物における宿泊機能導入に向けた規制緩和が必要

- 郷土資料館に転用されている古民家の重要な観光資源としての価値や魅力を最大限に引き出すため、**歴史的建造物における宿泊機能の導入が必要**。

文化財の保存活用に資する支援制度の創設が必要

- 貴重な文化財やその周辺環境も含め、観光客の良好な受入環境を維持し、持続可能な状態にするためには、文化財そのものに対する支援に加え、庭園などにおける**管理事務所や展示施設等のインフラの維持管理費や、燃料費・光熱水費等のランニングコストに対する支援が必要**。
- インバウンドの集客につなげるためには、これまででない**魅せ方や効果的な発信が必要**。

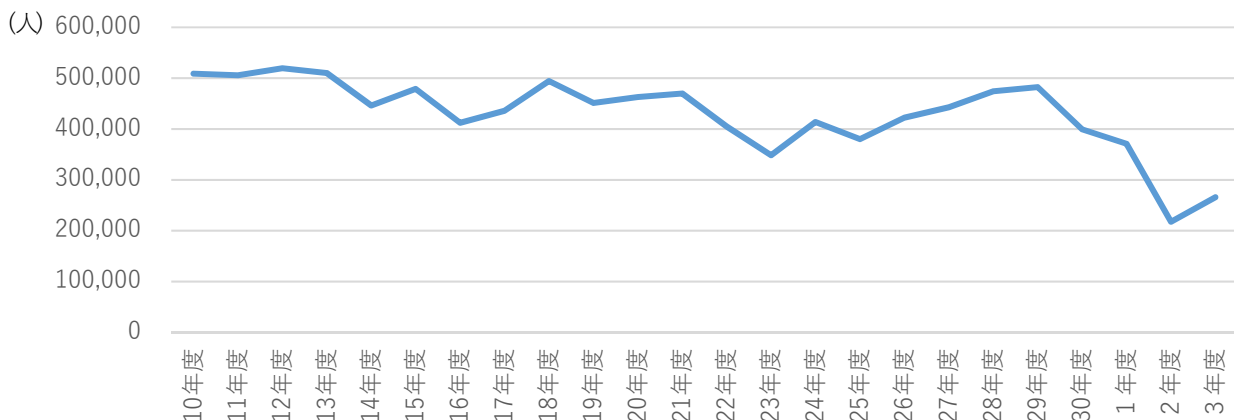
提案・要望内容

- 1 郷土資料館等に活用されている歴史的建造物を、民泊の対象に追加するため、住宅宿泊事業法施行規則第1条及び第2条を改正
- 2 文化財等の管理施設に対する維持管理費及び燃料費・光熱水費等のランニングコストに対する支援制度の創設並びに文化財における先端技術を活用したプロモーションにかかる支援制度の創設

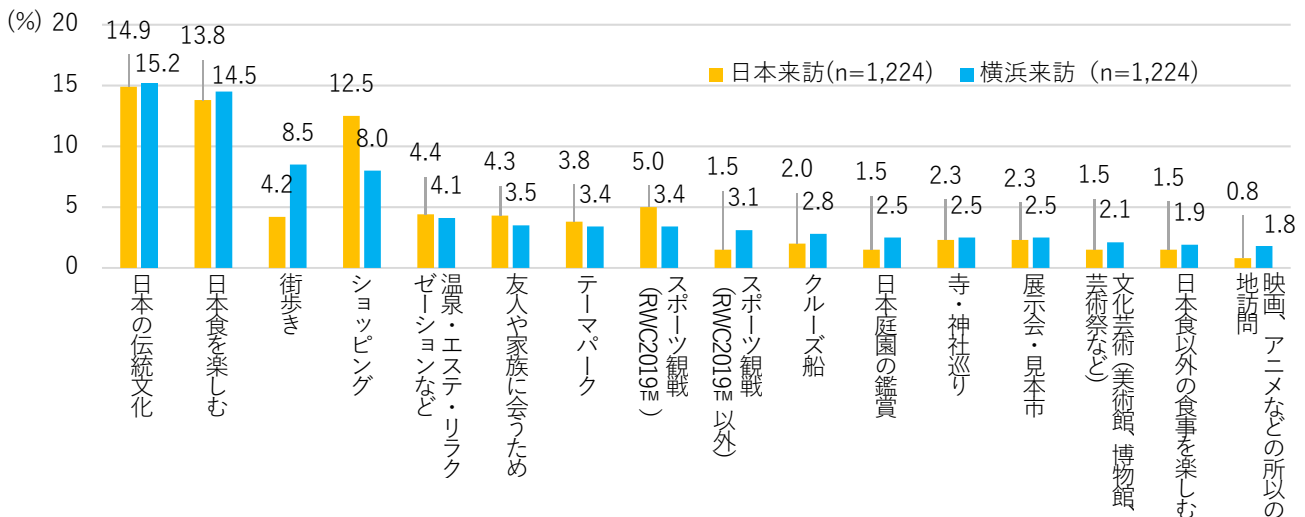
参考1 郷土資料館として活用されている古民家の例（国指定名勝三溪園内にある旧原家住宅）



参考2 国指定名勝三溪園における来園者数の推移



参考3 日本への来訪目的と横浜への来訪目的の比較（2019年1月～12月実施）



2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027） 開催に向けた協力・支援

農林水産省、国土交通省、経済産業省、外務省

- 1 機運醸成と認知度向上への協力、外国等への参加招請・出展勧奨への協力
- 2 環境配慮型車両の導入を含む輸送システムの構築に向けた総合的な支援及びインフラ整備事業の推進への協力
- 3 全国レベルでの民間資金確保に向けた、経済界への機運醸成に対する協力

現状・課題

国

- 令和4年（2022年）3月、「令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（園芸博法）」が施行。
- 同年4月、同法に基づき、博覧会の準備及び運営を適正かつ確実にを行うことができる法人として「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（現・公益社団法人）」を指定。以後、同法に基づき、補助金や職員派遣等の支援。
- 同年6月、BIE（博覧会国際事務局）へ認定申請書を提出。同年11月、認定。令和元年（2019年）のAIPH（国際園芸家協会）からの承認と合わせて、最上位のA1クラスでの国際園芸博覧会の開催が正式に決定。
- 令和5年（2023年）4月28日の第1回2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議にて、8月中を目途に、準備及び運営に関する政府の基本方針を取りまとめるよう、首相より指示。

横浜市・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

- 令和元年（2019年）9月、AIPH総会にて国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認。
- 令和4年（2022年）9月、オランダのフロリアード2022にて、広報PRを実施。
- 令和4年（2022年）12月、2027年国際園芸博覧会協会が公益社団法人に認定。
- 令和5年（2023年）1月、基本計画を策定。引き続き、同計画に基づき、各事業を推進するとともに、出展者、支援者、来場者に向けた参加招請や機運醸成等の取組を実施。
- 同年2月、開催1500日前記者発表会において、公式ロゴマーク最優秀賞作品、正式略称『GREEN×EXPO 2027』、推進体制を発表。
- 同年3月、博覧会協会に対する寄附金が、指定寄附金として指定。

引き続き、国家プロジェクトとなる国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進が必要

- 横浜市内外での博覧会の認知度向上・理解促進、博覧会への出展や支援といった企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組を加速。
- 博覧会会場や会場周辺インフラの整備、快適な輸送システムの構築の推進が必要。
- 多様な主体からの参加を得るため、幅広い参加招請・出展勧奨が必要。

提案・要望内容

- 1 多様な主体からの参加を得るため、機運醸成と認知度向上への協力、外国等への参加時招請・出展勧奨への協力
- 2 博覧会会場と会場周辺を含むインフラ整備と、環境配慮型車両の導入を含む輸送システムの構築に向けた総合的な支援、会場周辺の活性化の基盤となるインフラ整備事業やにぎわい・魅力の向上に資する事業の推進への協力
- 3 全国レベルでの民間資金確保に向けた、経済界への機運醸成に対する協力

参考1 開催概要

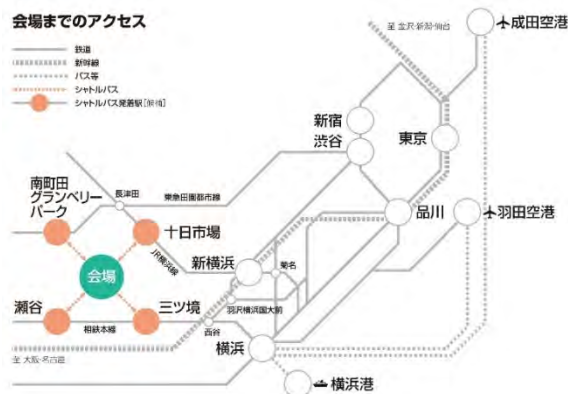
- テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市） ●開催期間 2027年3月19日～9月26日
- 参加者数 1,500万人（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000万人以上）
- 博覧会区域 約100ha ●開催組織 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

○ GREEN×EXPO 2027 に込めた思い

市民を含めて産官学民でGREENの可能性を拓き、多様な価値との出会いによる掛け算（×）により、SDGsの達成やGXの実現に貢献し、課題解決の様々なイノベーションが生まれる博覧会を目指しています。

参考2 開催場所（旧上瀬谷通信施設）について

会場は横浜市の郊外部（旭区・瀬谷区）に位置する旧上瀬谷通信施設であり、2015年に米軍から返還された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが博覧会区域となります。



会場までのアクセス



会場計画図

参考3 これまでの経緯・今後の予定など

■ これまでの経緯及び今後のスケジュール（想定）

年度	内容
2021	・国際園芸博覧会開催申請について閣議了解 ・園芸博法が公布・施行
2022	・基本計画の策定・公表 ・2027年国際園芸博覧会協会が（公社）として認定 ・公式ロゴマーク最優秀賞作品、正式略称等の発表
2023 ～2026	・会場計画・設計・整備 ・参加時招請、事業者募集 など
2027	・国際園芸博覧会の開催（3～9月）

■ 国際園芸博覧会（A1）の開催状況

年	開催国（都市）	参考（登録博）
2015		ミラノ万博
2016	トルコ（アンタルヤ）	
2019	中国（北京）	
2021		ドバイ万博
2022	オランダ（アルメーレ）	
2023	カタール（ドーハ）	
2025		大阪・関西万博
2027	日本（横浜）	

提案の担当 / 都市整備局国際園芸博覧会推進部国際園芸博覧会推進課担当課長 河野 正樹 TEL 045-671-4627
都市整備局国際園芸博覧会推進部国際園芸博覧会推進課担当課長 岩間 隆男 TEL 045-671-4627

郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省

- 1 市施行による土地区画整理事業の財政支援
- 2 道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に関する検討支援及び財政支援
- 3 公園整備に係る国有地の取得時期や方法等に関する柔軟な対応

現状・課題

国

- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年12月）
- 市施行の土地区画整理事業について設計の概要の認可（令和4年9月）

横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約250名は、米軍施設として約70年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和2年1月）。
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つの地区からなる土地利用の考え方を示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和2年3月）。
- 市施行による土地区画整理事業の都市計画決定（令和4年4月）、事業計画決定（同年10月）
- （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）を策定（令和4年6月）
- 「観光・賑わい地区」における事業提案の公募開始（令和5年2月）

国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）の開催に向けたインフラ整備等を着実に進めるために、国の積極的な支援が必要

- 国際園芸博覧会の開催に向けたインフラ整備、また博覧会後の郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けた都市基盤整備を着実に進めることが必要であり、国の積極的な支援が必要。

提案・要望内容

- 1 市施行による土地区画整理事業について、本格的に工事に着手するため、その進捗に合わせた財政支援
- 2 将来の土地利用に必要な道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に関する検討支援及び財政支援
- 3 公園整備に係る国有地について、取得時期や方法及び国際園芸博覧会の開催に向けたインフラ整備に関する柔軟な対応

参考1 旧上瀬谷通信施設地区について

- ・平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、ほぼ全域が市街化調整区域の首都圏においても貴重な広大な空間。
- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

■総面積 242.2ha
 民有地 110.0ha (45.4%) / 国有地 109.5ha (45.2%)
 市有地 22.7ha (9.4%)

■地権者数 約250名

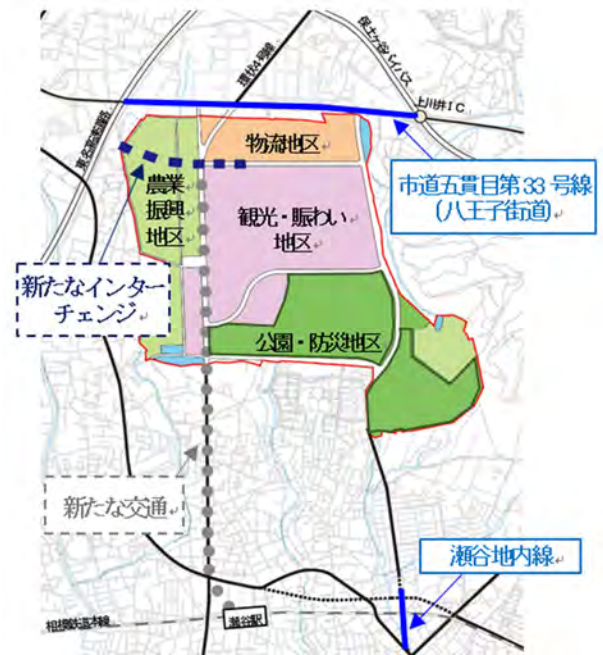
■経緯と今後の予定

- ・平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- ・令和2年3月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
- ・土地区画整理事業の都市計画決定(令和4年4月)
- ・土地区画整理事業の事業計画決定(令和4年10月)
- ・幹線街路の都市計画決定(令和5年8月予定)
- ・「観光・賑わい地区」における事業予定者決定(令和5年9月予定)
- ・仮換地指定(令和5年秋予定)



参考2 基本コンセプトと土地利用計画

- ・「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つの地区を配置し、まちづくりを進めている。
- ・土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路(市道五貫目第33号線(八王子街道)・瀬谷地内線等)の事業進捗を図るとともに、新たな交通の導入、新たなインターチェンジの整備に向けた検討を進めている。
- ・2027年国際園芸博覧会が旧上瀬谷通信施設地区で開催されるため、これを契機として、豊かな環境と共生した新たな活性化拠点を形成するなど、郊外部の新たな価値を創造するまちづくりを進める。



参考3 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園の計画

- ・旧上瀬谷通信施設の「公園・防災地区」では、豊かな自然を生かしたレクリエーション空間やスポーツ施設などを備えた、人が集い、交流する広域公園として(仮称)旧上瀬谷通信施設公園の整備を進めている。
- ・2027年国際園芸博覧会の会場となり、園芸博のレガシーを継承・発信する拠点となるとともに、災害時の広域的な防災活動の拠点として活用できるよう検討している。

■公園の概要

- ・公園名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園
- ・種別：広域公園
- ・面積：約65ha
- ・主な施設：野球場、多目的広場、運動広場、サクラ広場、遊具広場、体験農園、森の散策路、パークセンター 等

提案の担当 / 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長 西岡 毅 TEL 045-671-4008
 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課長 守谷 俊輔 TEL 045-671-4606
 環境創造局公園緑地部公園緑地整備課上瀬谷担当課長 大窪 和人 TEL 045-671-4875

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援
- 3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援
- 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上

現状・課題

国

- 平成16年に6施設・区域の返還方針が合意され、このうち旧富岡倉庫地区は平成21年、旧深谷通信施設は、平成26年に返還が実現。
- 返還方針が合意されている根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地2施設・区域は未返還。根岸住宅地区では令和元年11月の日米合意に基づき日米共同使用による原状回復作業が開始。
- 令和5年1月、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編を日米安全保障協議委員会で公表。同年4月16日から部隊の新編が開始。

横浜市

- 旧深谷通信所については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- 根岸住宅地区では、戦後70数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、「跡地利用基本計画」に基づき、事業化を検討中。
- 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編に対しては、適時適切な情報提供と市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことのないよう万全な対策を要請。

市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

- 既に返還方針が合意されている施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供されてきた経緯を踏まえた支援が必要

- 跡地利用にあたっては、戦後の接收以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地元の課題や横浜市の広域的な課題の解決に資するよう、公共公益的な利用の促進や、国有地の処分条件の特段の配慮が必要。

根岸住宅地区について迅速・確実な原状回復作業の実施と接收を要因とした様々な課題解決が必要

- 跡地利用基本計画に基づいた跡地利用を早期に行うため、原状回復作業を早期に終了するとともに、入り組んだ土地権利関係、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活維持等の様々な課題に対し、国が主体的に取り組み、解決していくことが必要。

- 土壌汚染の調査及び撤去、境界確定の取扱い、存置物件の整理等、原状回復作業の実施にあたって丁寧の説明するとともに、内容について地権者と協議し理解を得ることが必要。

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が未合意の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援

- (1) 財政的負担の軽減に向けた国有地処分条件の弾力的な運用
- (2) 土壌汚染の処理や存置物件の撤去等の迅速かつ確実な実施
- (3) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への丁寧な説明・十分な情報提供

3 根岸住宅地区の跡地利用に向けた課題解決への支援

- (1) 原状回復作業の早期完了と原状回復作業の内容について地権者と協議し理解を得ること
- (2) 入り組んだ土地権利関係の整理等様々な課題に対する国による主体的な解決
- (3) 大規模な都市基盤整備に対する国の費用負担
- (4) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理
- (5) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活環境維持・改善に向け、返還・引渡し後も含めた国による主体的な取組

4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上

- (1) 在日米軍の活動に起因する事件・事故等への迅速かつ適切な対処
- (2) 市民生活の安心・安全に配慮した施設の維持管理等の徹底
- (3) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保
- (4) 特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの小型揚陸艇部隊の新編に対しては、適時適切な情報提供と、市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことがないよう万全な対策の実施

参考 横浜市内の米軍施設・区域

- ◆ 鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)
- ◆ 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有43ha(81%) 水域11ha
- ◆ 根岸住宅地区 43ha 国有27ha(64%) **全部返還方針を合意済**
令和3年3月「根岸住宅地区跡地利用基本計画」策定。
計画に基づき、跡地利用の事業化に向けた検討を進めている。
「文教ゾーン」は横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備の最有力候補。
- 旧高岡倉庫地区 3ha 国有3ha(100%) (H21年5月返還)
平成23年7月に策定した「旧高岡倉庫地区跡地利用基本計画」の実現に向け、跡地利用の検討を進めている。
- 旧深谷通信所 77ha 国有77ha(100%) (H26年6月返還)
平成30年2月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定。緑豊かな環境を生かした健康・スポーツの拠点形成を目指し、各施設の基本計画策定の手続きを進めている。
- ◆ 小柴水域 42ha
- ◆ 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有36ha(99%) **飛び地(1ha)の返還方針を合意済**
大規模震災発生時の飛び地への確実な出入りなど、広域避難場所としての機能の確保に向け9国への要望を実施。



横浜都心・臨海地域における都市再生の推進

国土交通省

- 1 「横浜都心・臨海地域」において、「人や企業が集い、魅力と賑わいのある都市づくり」に向けた基盤整備に対する財政支援の充実及び継続
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における、民間開発事業への税制・金融支援の継続

現状・課題

国

- 道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて優良な民間都市開発事業を推進している。
- 「安全なまちづくり」及び「魅力的なまちづくり」の推進を柱とする、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月3日に成立、一部内容が同年9月7日に施行された。
- 都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置を拡充・延長した。（令和5年度税制改正にて令和8年3月31日まで延長）

横浜市

- 「横浜都心・臨海地域」は、都市のポテンシャルを引き出し、活気と賑わいあふれるまちづくりにより、国内外の人や企業から選ばれる都市を目指し、都市横浜の成長をけん引する役割を担っている。横浜駅から回遊性を強化して都心臨海部へ賑わいを波及させていくことが求められている。
- 関内地区では、関内駅周辺で「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに、民間都市再生事業計画の認定や都市再生特別地区を活用した開発が進んでいる。また、開発による来街者の増加を見据え、回遊性の向上や歩行者の安全性・快適性を確保するため、まちなかウォークブル推進事業を活用した既存道路の再整備を進めている。
- みなとみらい地区では、令和5年に K-Arena 等が開業するなど街区開発が積極的に行われている。合わせて、快適で回遊性の高い歩行者ネットワーク強化に資するよう、建物整備と合わせてデッキ整備を行うなど、ウォークブルなまちづくりを進めている。
- 横浜駅周辺では、令和5年度末の竣工を目指し都市再生特別地区及び国家戦略整備事業を活用した開発が進んでいる。また、広域交通結節点となる横浜駅交通ターミナル機能の再編や建物更新、帰宅困難者に対応した防災機能の確保などの検討を民間企業と連携して進めている。

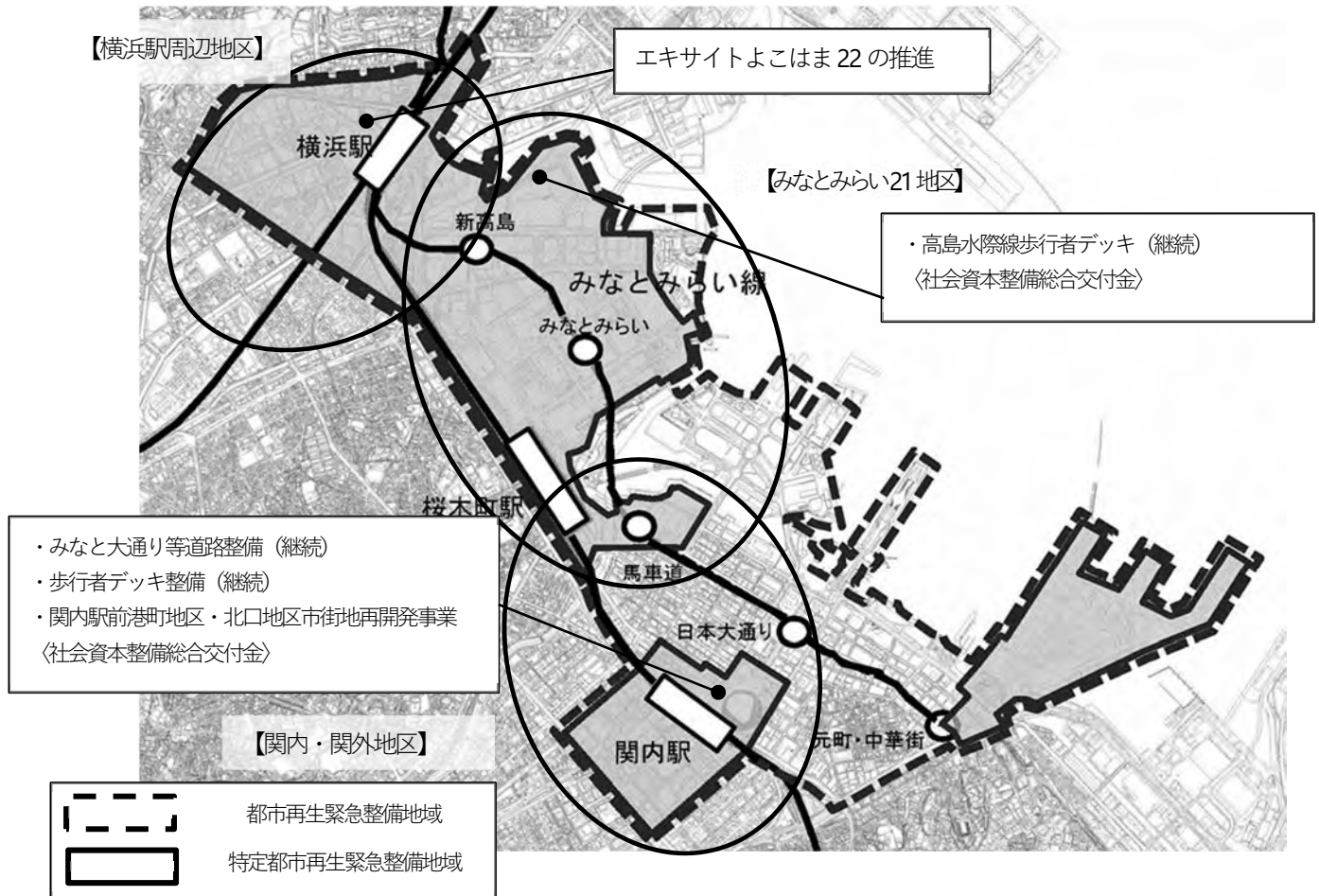
横浜都心・臨海地域におけるまちの魅力向上に向けた一層の支援が必要

- 人や企業を呼び込み都市の活力を向上させて、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」となるため、民間開発と都市基盤整備に対する金融・税制措置及び財政支援が必須。
- 都心臨海部において、多くの来街者を惹きつける都市空間の形成や歩行者ネットワークの強化を行い、都市としての魅力・活力を高めることが必要。

提案・要望内容

- 1 国際競争力強化を推進する「横浜都心・臨海地域」における、魅力と賑わいのある都市づくりに向けた都市基盤整備に対して、社会整備交付金など国の財政支援
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における、民間事業者による開発事業への継続的な税制・金融支援

参考 「横浜都心・臨海地域」における具体的な整備事業等



<参考>各地区における主な都市再生の取組

横浜駅周辺地区	エキサイトよこはま 22 の推進、民間開発事業への支援、横浜駅西口駅前広場などインフラの整備
みなとみらい21地区	企業誘致、大規模街区等の開発促進、民間開発事業への支援、大規模集客施設の立地に伴う歩行者デッキなどインフラの整備
関内・関外地区	旧市庁舎街区の活用・再開発、民間開発事業者への支援、駅周辺や歩行者デッキなどインフラの整備

提案の担当	都市整備局企画部企画課長	森 隆行	TEL 045-671-2007
	都市整備局都心再生部都心再生課長	中尾 光夫	TEL 045-671-3961
	都市整備局都心再生部都心再生課都心再生担当課長	島田 浩和	TEL 045-671-3972
	都市整備局都心再生部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長	浦山 大介	TEL 045-671-3679
	都市整備局都心再生部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長	佐藤 行司	TEL 045-671-3501
	都市整備局都心再生部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長	後藤 隆志	TEL 045-671-2672

国際コンテナ戦略港湾の取組の推進

国土交通省、総務省、財務省

- 1 コンテナ取扱機能強化のため D5 コンテナターミナル再整備をはじめとする本牧ふ頭の再編、南本牧ふ頭の整備、新本牧ふ頭事業の推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担割合の低減
- 3 国直轄事業による航路・泊地となる市有地や既存施設（上屋等）の補償
- 4 とん税・特別とん税に関する特例措置の適用拡大や内航事業への支援等、コスト低減等による集貨施策の更なる強化
- 5 DX の推進や福利厚生施設の機能拡充・通勤環境改善による、働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

現状・課題

世界

- 輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

国・横浜市

- 国際コンテナ戦略港湾政策として、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。

引き続き世界の海運動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要

- 国際基幹航路等に就航するコンテナ船の大型化等に対応するため、大水深岸壁等の整備が必要。

東アジア諸港と競合する中、国策として港湾コスト等を低減していくことが必要

- 海運ネットワークのさらなる拡充のため、税制見直しを含めたコスト低減の推進が必要。

人口減少・超成熟社会の到来を踏まえ、働きやすく生産性の高い港づくりが必要

- 今後も物流機能を維持・向上させていくため、DXの推進や働きやすい環境整備が必要。

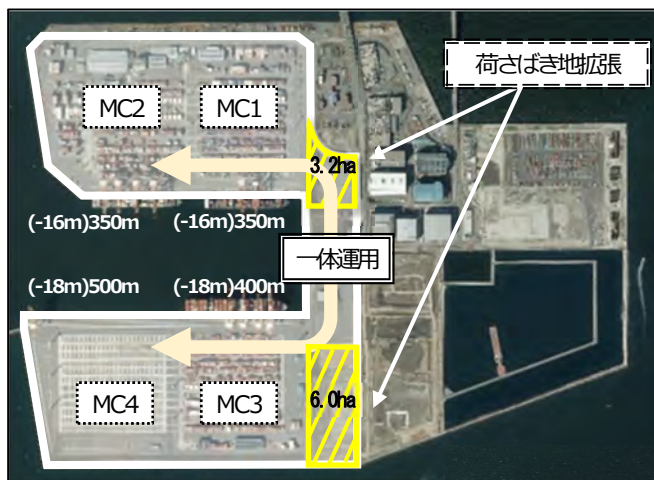
提案・要望内容

- 1 本牧ふ頭 D5 コンテナターミナル再整備、南本牧ふ頭コンテナターミナル整備に向けた用地取得と荷さばき地拡張。また、物流拠点としての新本牧ふ頭事業の推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業における地方負担割合低減。ターミナル用地の国有化の推進
- 3 本牧ふ頭の再整備に関連し、岸壁・航路・泊地とするために除却する市有地や支障となる既存施設の撤去に対する「国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準」の適用
- 4 とん税・特別とん税の特例措置の国際基幹航路の定義に合わせた中南米・豪州・アフリカ航路への拡大のほか、内航事業に関する税負担の軽減等の取組の推進
- 5 荷役機械の遠隔操作などの実証事業推進や CONPAS の運用拡大。トラックドライバーも安心して休憩ができる港湾厚生施設の機能拡充・整備や港湾労働者の通勤環境改善等による働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における事業



参考2 南本牧ふ頭における事業



参考3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

施設名称	負担割合	
	現在	要望
岸壁	3/10	3/10以下
荷さばき地	1/3	
防波堤	1/3	
防波堤機能を有する護岸	4.5/10	

提案の担当 / 港湾局港湾物流部物流企画課長
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾物流部物流運営課長

氏家 治 TEL 045-671-2714
 石井 雅樹 TEL 045-671-7373
 洞澤 実 TEL 045-671-2877
 鹿志村 兼貴 TEL 045-671-2873

クルーズ船の受入れによる港の賑わい創出と回遊性向上

国土交通省、法務省、財務省、厚生労働省

- 1 クルーズ船の受入れ機能強化への支援
- 2 港の賑わい創出や市内経済活性化のため、水上交通ネットワーク形成に寄与する水上交通拠点等の整備への支援
- 3 都心臨海部の一体化とアクセス強化のため、臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の国直轄事業による整備

現状・課題

国

- 国内外のクルーズの再興と世界に誇るクルーズの拠点形成に向け、水際対策の徹底や安心できる受入環境整備を進め、着実なインバウンドの回復のための取組を進める。

横浜市

- 令和2年11月に再開した国内クルーズでは、令和4年のクルーズ客船の寄港回数は82回にのぼり瀬戸内海を巡る観光船を除き全国第一位。
- 令和5年3月にダイヤモンド・プリンセスが約3年ぶりに入港し、国際クルーズが再開。
- 山下ふ頭再開発の新たな事業計画案の策定に向け、市民・民間事業者等の皆様からの意見・事業提案募集、市民意見交換会を実施。



クルーズの安定運航のため、複数ターミナルへの同時着岸に向けた備えが必要

- 複数ターミナルへのクルーズ船同時着岸に向けたCIQ（出入国管理、税関、検疫）のための機材や人員の確保。

観光により市内経済を活性化するためには、歩行者の回遊性を向上させる取組が必要

- みなとみらい21地区等における歩行者の回遊性を向上させるには、水辺からの眺望を楽しみながら移動できる水上交通が最適であり、発着拠点や航路の充実が必要。

都心臨海部の一体化と埠頭間のアクセス強化が必要

- 港湾計画に位置付けた臨港幹線道路の国直轄事業による整備が必要。

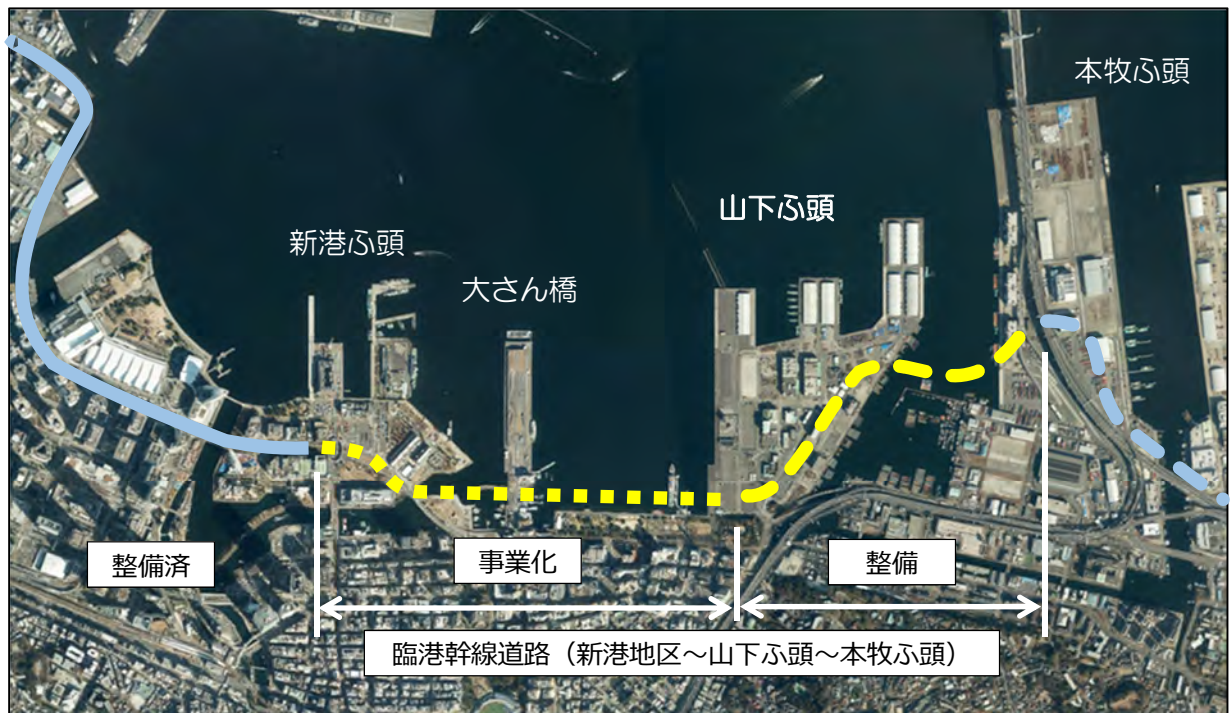
提案・要望内容

- 1 複数ターミナルへのクルーズ船同時着岸に向けた受入れ機能強化への支援
- 2 港の賑わい創出や市内経済活性化のため、水上交通ネットワーク形成に寄与する**新たな水上交通拠点（棧橋等）の整備**への支援
- 3 都心臨海部の一体化と埠頭間のアクセス強化のため、港湾計画に位置付けた**臨港幹線道路の国直轄事業による整備**

参考1 都心臨海部の水上交通発着拠点



参考2 都心臨海部における臨港幹線道路



提案の担当	／ 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長	高橋 哲	TEL 045-671-7237
	港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長	加藤 裕隆	TEL 045-671-2885
	港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課長	高嶋 美穂子	TEL 045-671-2874
	港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長	周治 諭	TEL 045-671-7325
	港湾局港湾物流部物流企画課長	氏家 治	TEL 045-671-2714
	港湾局政策調整部政策調整課長	洞澤 実	TEL 045-671-2877

安全・安心で環境にやさしい港づくり

国土交通省、経済産業省、環境省

- 1 **CNP 形成のための臨海部の脱炭素化に向けた取組、埠頭における脱炭素化の推進、ブルーカーボンをはじめとする豊かな海づくりに対する支援**
- 2 **津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の国直轄事業による整備**
- 3 **震災に備えた耐震強化岸壁の国直轄事業による整備**
- 4 **「ヒアリ」等の特定外来生物の侵入・定着防止対策の強化**
- 5 **SOLAS 制限区域における確実な警備体制の確保に向けた支援**

現状・課題

国

- GX 基本方針を閣議決定し、今後 10 年間に 150 兆円超の官民 GX 投資（政府は GX 経済移行債等を活用し 20 兆円規模の先行投資支援）を実現するため、全国で 3 箇所程度の水素輸入・供給大規模拠点の指定を検討中。

横浜市

- 「横浜港 CNP 臨海部事業所協議会」の開催等、臨海部等において関係事業者間の連携により、水素等次世代エネルギー輸入・供給大規模拠点の形成や利活用拡大に向けた取組を検討。



CNP 形成に向け、次世代エネルギーの利活用や国・民間事業者との連携が必要

- 水素等次世代エネルギーの輸入・供給大規模拠点の形成及び利活用の推進には、インフラの整備や運用体制の構築、水素を安全に使用するための法制度が必要。
- 東日本の陸電設備には、陸上電力と船内で使用される電気の周波数が異なるため、周波数変換装置が必要であり、整備費やランニングコストが大きな負担となるため、国による支援が必要。

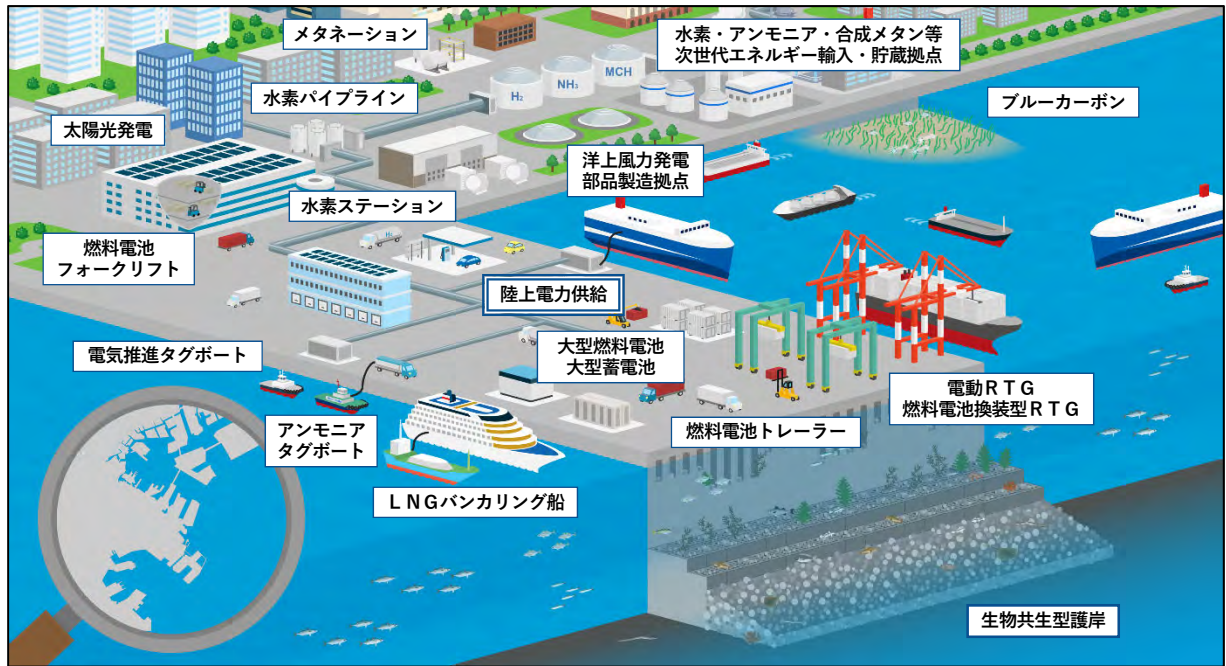
安全安心な港づくりに向け、大規模災害への備え、水際対策が必要

- 防護レベルの津波や高潮等から人命や財産を守るため、海岸保全施設の早期整備が必要。
- 震災時における緊急物資の海上輸送拠点や経済活動を支える耐震強化岸壁の早期整備が必要。

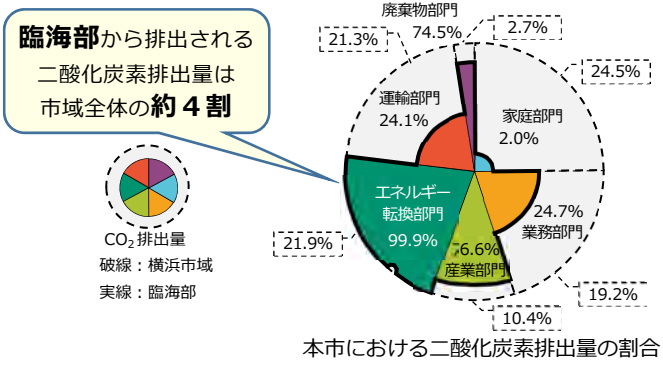
提案・要望内容

- 1 水素等輸入・供給大規模拠点の形成及び利活用の推進に向けた**インフラ整備・運用体制構築・法制度設計**、周波数変換装置の国全額負担による整備をはじめとする**陸電設備整備**、**生物共生護岸の整備**及び CO₂ を吸収する「ブルーカーボン」としての機能も担う**藻場・浅場の整備**等への支援
- 2 津波・高潮・高波への対策のために必要な**海岸保全施設等の国直轄事業による整備**
- 3 震災時における緊急物資や幹線貨物の輸送を担う**耐震強化岸壁の国直轄事業による整備**
- 4 特定外来生物の侵入に対し、**海外の積出港での対策徹底**を要請する等の対策の強化
- 5 **SOLAS 制限区域の保安対策徹底**のため、警備員の増員や労働環境改善に対する支援

参考1 横浜港におけるカーボンニュートラルポート形成のイメージ

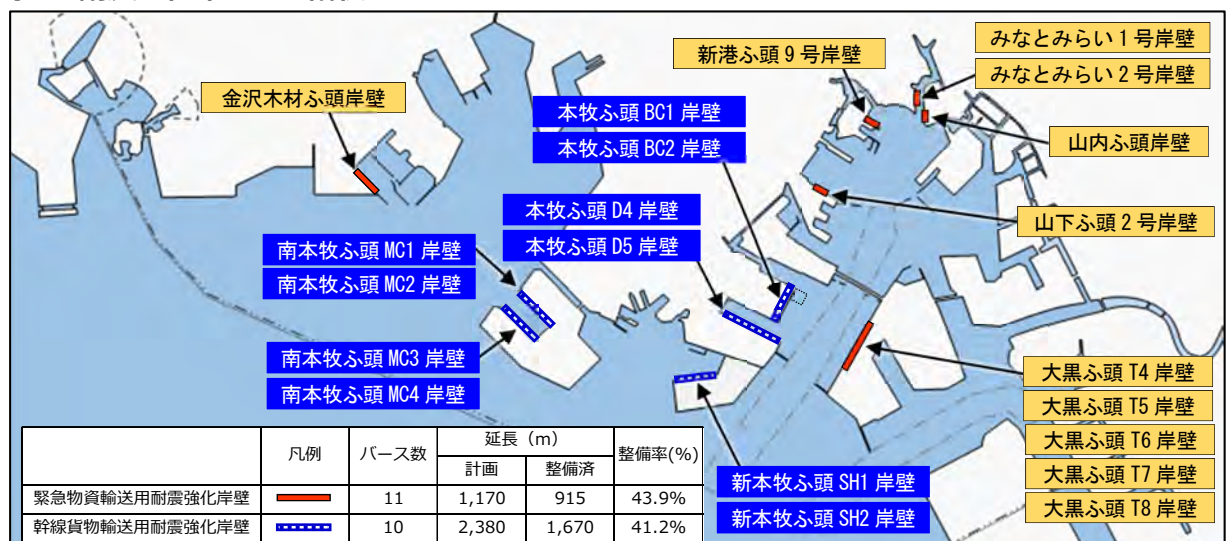


参考2 横浜港 CNP 臨海部事業所協議会を開催



第2回横浜港 CNP 臨海部事業所協議会

参考3 耐震強化岸壁の整備状況



提案の担当 / 港湾局政策調整部政策調整課カーボンニュートラルポート担当課長 中村 仁 TEL 045-671-7279
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長 石井 雅樹 TEL 045-671-7373
 港湾局政策調整部政策調整課長 洞澤 実 TEL 045-671-2877
 港湾局港湾管理部施設管理課長 箕輪 竜一 TEL 045-671-7221
 港湾局港湾管理部港湾管財課担当課長 四方 圭 TEL 045-671-2867

花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進

国土交通省、財務省

- 1 花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充
- 2 グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進のための支援の拡充

現状・課題

国

- 地域の活性化等を図るため、複数の庭園の連携により魅力的な体験や交流を創出する「ガーデンツーリズム」を推進し、各地域の取組を支援する登録制度を創設（令和元年度）、情報発信を強化。
- グリーンインフラの取組を加速するため、「グリーンインフラ推進戦略」を公表、官民連携・分野横断の取組を支援するプラットフォーム（令和元年度）を創設し、社会実装・主流化を推進。
- 民との連携により、より柔軟に都市公園を使いこなすため、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言を公表（令和4年度）。

横浜市

- 花と緑を生かし、様々な主体が連携して都市の魅力・賑わいを創出する「ガーデンネックレス横浜」（ガーデンツーリズム第1回登録）では観光誘客や多様な世代が楽しめる取組、動画配信・SNS等による訴求の強化、民間事業者・地域・商店街等との連携により市内経済活性化に貢献。継続的な取組が評価され、都市公園等コンクールで日本公園緑地協会会長賞受賞（令和4年度）。
- 市民税の超過課税である「横浜みどり税」を財源とする「横浜みどりアップ計画」において、私有緑地の保全のため、固定資産税等の軽減、維持管理支援、買入れ申し出への対応等を推進。
- グリーンインフラを活用した持続可能で魅力的な都市づくりを推進するため、公園事業と下水道事業等が連携した雨水浸透機能向上、公共公益施設・民間建築物等の緑化を推進。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした身近な緑の価値に対する再認識を踏まえ、緑の保全・創造や市民が森に関わるきっかけづくり、公園愛護会活動への支援強化や公民連携による公募型事業の実施等、公園緑地の魅力や価値を高めるため、多様な利活用を推進。

花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充が必要

- インバウンドの本格的な回復におけるガーデンツーリズムの推進、さらに2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の機運醸成に向けて、各庭園の特色や魅力を高める環境整備、全国の協議会間の連携による国内外への情報発信の更なる強化等が必要。

グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進が必要

- 相続を契機とした私有緑地の転用・売却が課題となっており、私有緑地を都市部の貴重なグリーンインフラとして位置づけ、相続時の負担軽減等を行う積極的な取組が必要。
- グリーンインフラを活用した持続可能な都市基盤整備の推進には、自然環境が有する多様な機能や効果に関する評価手法や新技術の開発によるグリーンインフラの実装と維持管理が課題。

提案・要望内容

- 1 インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージや戦略的プロモーションにおけるガーデンツーリズムの推進による地域の活性化、GREEN×EXPO 2027の機運醸成に向けた、花と緑による都市の魅力創出や魅力発信、マイクロツーリズムの定着やリピーターの確保につながるプロモーション、多言語対応等の受入環境の整備等への支援の拡充、ガーデンツーリズムに登録された協議会間の広域的な連携への支援
- 2-(1) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として再認識された、グリーンインフラとしての都市部の緑の確実な保全・創出を図るための、税制上の負担軽減措置等の拡充
 - ・特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区に指定された緑地について、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設、公有地化に伴う譲渡所得に対する所得税の特別控除額の引上げ
 - ・借地公園について、相続税の評価の控除割合の緑地並みへの引上げ、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設
 - ・公園緑地事業の用地として国有財産の買取を希望する地方自治体に対する、国有財産の1/3を無償貸付する優遇措置の全面適用
- 2-(2) グリーンインフラの整備・維持管理に係る技術開発や効果検証手法の構築と実装の推進

参考1 横浜市のガーデンツーリズムの推進

ガーデンネックレス横浜 2023 の開催状況
(令和5年春) みなとエリア、里山ガーデン



- ・ホテルや食との連携、花や緑がテーマのイベント等を実施
- ・里山ガーデンでは1万m²の大花壇を公開
- ・メディア露出件数 **608** 件 広告換算額 **15.0** 億円(2022実績)

参考2 身近な緑の価値に対する再認識

<暮らしの中で、緑や花にどのような役割・効果を期待するか>

身近く触れることで心身の癒しとなる場	60.1%
ヒートアイランド現象の緩和などの都市の環境の改善	52.2%
美しく潤いのある景観や歴史に基づく風格ある景観の形成	36.8%
雨水を浸透させ、健全な水循環や浸水被害の低減に寄与する貯留・かん養	32.4%
生物多様性の保全	22.9%

横浜の緑に関する市民意識調査 (令和4年)
上位5回答を抜粋 n=1,785 3つまで回答

<横浜が将来どのような環境のまちになるとよいか>

自然の恵みを特徴的に創造・利用できるまち	63.0%
ものやエネルギーが特徴的に循環し、無駄のないまち	58.9%
意識しなくとも環境が潤いを感じるまち	42.0%
気候変動に左右されないまち	37.0%
脱炭素社会が実現されたまち	34.0%

環境に関する市民意識調査 (令和4年)
n=1428 複数回答

参考3 横浜市におけるグリーンインフラの推進



<樹林地の緑地保全制度の指定を受けていない理由>

持っている樹林地が、制度指定の要件に合わないため	34.5%
将来の土地利用を制限したくないため	33.5%
制度の内容及びよくわからない・手続きが複雑であるため	15.7%
固定資産税・都市計画税の減免はメリットと感じられないため	13.2%
市からの働きかけがなかったため	13.2%
相続税に対する減免や優遇が十分でないため	11.9%

横浜の緑に関する土地所有者意識調査 (令和4年)
10%以上の回答を抜粋 n=629 3つまで回答

<国有財産の買取を希望する地方自治体に対する優遇措置の全面適用>

【現状】

国補助金 1/3	自治体負担分 2/3
【提案内容】	
国から無償貸付 1/3 国補助金 2/9	自治体負担分 4/9

道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進

国土交通省

- 1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援
 - (1) 5か年加速化対策に必要な予算の確保と対策期間後における継続した支援
 - (2) 交付金制度の要件緩和
 - (3) 事業費の確保
- 2 無電柱化の推進に向けた支援
 - (1) 無電柱化の推進に向けた財源確保
 - (2) 省スペース・低コスト手法の導入及び地上機器地下化等の普及・実用化
- 3 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

現状・課題

国

- 激甚化・頻発化する水災害や切迫する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組を加速化・深化を図り、強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。
- 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の点検結果等を地図上で閲覧できる「全国道路施設点検データベース」を公開。
- 無電柱化推進計画において「電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進める」としている。
- 頻発・激甚化する水害に対してあらゆる関係者が協働する「流域治水」へ転換し、全ての一級水系で流域治水プロジェクトの策定を行い、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。

横浜市

- 平成31年3月「横浜市強靱化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。現在、本体工事に着手する路線が増えており、財源確保が必要。
- 市が管理する橋梁1708橋（橋長15m以上の橋梁は857橋）のうち、健全度Ⅲ判定のものは160橋、歩道橋326橋のうち、健全度Ⅲ判定のものは44橋ある。これらを早期に修繕し、予防保全型管理への移行を目指している。
- 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。
- 令和3年9月に神奈川県と共同し、境川水系・帷子川水系・大岡川水系の流域治水プロジェクトを公表、同年3月に公表済である鶴見川水系と合わせて流域治水を推進。

国土強靱化の推進に向けては、中長期的な視点での支援が必要

- 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業も、国土強靱化の推進に向けては、必要不可欠。
- 強靱な国土づくりの実現のためには、5か年加速化対策及びそれ以降の継続した支援が必要。

無電柱化事業を推進するための支援が必要

- 無電柱化の効果を早期に発現させるためには、本体工事実施のための予算確保が必須。
- 引き続き、事業を推進するには、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の導入及び歩行空間確保に資する、地上機器のコンパクト化・地下化の普及・実用化が必要。

河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大が必要

- 近年、台風等の大雨による浸水被害が発生しており、流域治水の基盤となる河川改修を一層推進するとともに、気候変動による災害リスクに対応するため、河川の整備水準をこれまでの時間降雨量約 50 mm から約 60 mm への引き上げが必要。
- 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

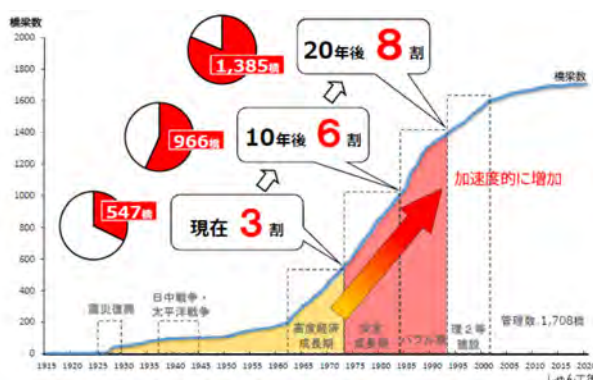
提案・要望内容

- (1) 道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化対策を推進するために必要な当初予算を含めた財源の確保及び、5 か年加速化対策後の継続した財源の確保
 - (2) 緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築等の中長期的な取組を、道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件に追加
 - (3) 国土強靱化地域計画に基づく事業として実施している、鶴見川人道橋、桂町戸塚遠藤線及び鴨居上飯田線の整備に係る事業費の確保
- (1) 無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続
 - (2) 省スペース・低コスト手法及び地上機器コンパクト化・地下化の普及・実用化
- 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、都市部の中小河川の改修に対する個別補助金及び交付金の所要額の確保

参考 1 横浜市の橋梁老朽化対策の課題

市が管理する橋梁 1,708 橋のうち、約 81% にあたる 1,385 橋がしゅん工後 50 年以上となり、老朽化はこれから本格化を迎えるため、適切な修繕を実施していく必要がある。

施工後 50 年以上の橋梁数と全体に占める割合



参考 2 河川改修の進捗状況と被害発生状況

都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (71.8%)
床上・床下浸水 31 戸 (平成 25 年 4 月 6 日大雨)
床上・床下浸水 18 戸 (平成 26 年台風 18 号)
- ・今井川 (70.9%)
床上・床下浸水 114 戸 (平成 16 年台風 22 号)

準用河川改修事業

- ・日野川 (45.4%)
床上・床下浸水 45 戸 (令和元年 9 月 3 日大雨)



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長 青木 隆浩 Tel 045-671-2937
 道路局計画調整部企画課長 樽川 正弘 Tel 045-671-2746
 道路局河川部河川事業課長 時尾 嘉弘 Tel 045-671-3981

持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

国土交通省、財務省、農林水産省

- 1 強靱な都市づくりに向けた浸水対策・地震対策に対する必要な予算額の確保
- 2 持続可能な社会の構築に向けた下水道施設の改築に対する必要な予算額の確保
および下水道資源の有効活用に対する支援の強化
- 3 激甚化する降雨に備える雨水流出抑制対策に対する支援の拡充

現状・課題

国

- 令和2年6月、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」において、都市浸水に対する早期の安全度の向上や下水道施設の耐水化の推進等を提言。
- 令和2年11月、財政制度等審議会において、「雨水公費・汚水私費」の原則を踏まえ、汚水処理に要する費用を使用料で賄い公費の投入を抑える議論が進められている。
- 令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」閣議決定。
- 令和3年5月、流域治水関連法公布、同年11月までに順次施行。下水道を含めた流域全体でのハード対策や雨水貯留対策の強化等、流域治水の実効性を高める法的枠組みを整備。
- 令和3年10月、地球温暖化対策計画を改定。2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることとしている。
- 令和4年12月、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において食料安全保障強化政策大綱を決定。2030年までに下水汚泥資源等の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の割合拡大に係る目標を設定。

横浜市

- 気候変動の影響で記録的な暴風・波浪・大雨が発生。災害対策への市民の関心も高まっている。
- 気候変動の適応策として、グリーンインフラを活用した総合的な浸水対策を推進。
- 汚泥処理の集約化、PFI事業、ノズルカメラによる調査等を経営効率化に向けて積極的に推進。
- 国土交通省の下水道革新的技術実証事業（B-DASH事業）に採択されたリン回収に関する実証事業を開始。下水汚泥資源の肥料原料としての活用や肥料の流通に向けた仕組みづくりを推進。
- 下水道施設の急速な老朽化や、国土強靱化、脱炭素化等への対応のため、汚水事業に係る単年度の改築事業費が20年後の令和25年度で約2倍の約500億円となる見込み。
- 設備更新に併せ高効率・省エネルギー機器を導入する等、多量のエネルギーを必要とする下水処理において、温室効果ガス排出削減に取り組んでいる。

強靱な都市づくりに資する浸水対策・地震対策の推進のため確実な財源確保が必要

- 都市の強靱化につながる下水道のハード整備推進のため、確実な財源確保が必要。
- 横浜駅周辺をはじめとする都市機能が集積する地区や郊外部の雨水幹線、雨水排水施設の耐水化等計画的な基盤整備による浸水対策の着実な推進のため、所要額の確保が必要。

持続可能な社会の構築に資する下水道施設の改築や下水道資源の活用に対し、継続的な支援が必要

- 公衆衛生の確保や下水処理の省エネルギー化による温室効果ガス排出削減、下水道汚泥の肥料利用等、下水道が担う公共的・公益的役割の維持・向上のため、下水道施設の改築に係る予算額の確保や省庁間での連携が必要。

激甚化・頻発化する大雨に対応するため多様な主体と連携した浸水対策が必要

- 大雨による被害の軽減に向け、グリーンインフラ活用をはじめとする多様な主体と連携した雨水流出抑制対策の推進が必要。

提案・要望内容

- 1 都市の強靱化につながる浸水対策や地震対策等ハード整備を引き続き推進するため「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」に係る下水道事業における**所要額の確実な確保**
- 2 **温室効果ガス排出削減等地球温暖化対策にも寄与する下水道施設の改築に係る所要額の確実な確保**および**下水汚泥資源の肥料利用の拡大**に向けた**省庁間でのより一層の連携強化**
- 3 公園等の**グリーンインフラの活用**をはじめとする**多様な主体と連携した流出抑制対策**を推進するため、**社会資本整備総合交付金の対象拡充**や**新たな支援制度の創設**

参考1 雨水幹線の整備



図1：新羽末広幹線（Φ3,000mm～8,500mm）

参考2 横浜市行政における下水道事業の温室効果ガス排出割合

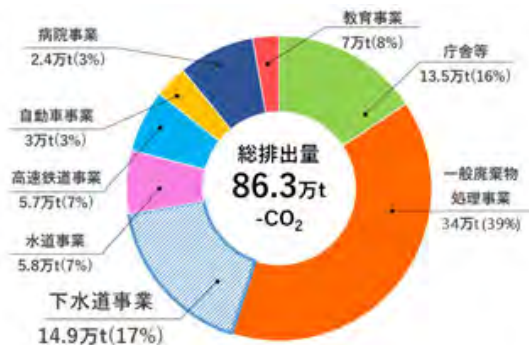
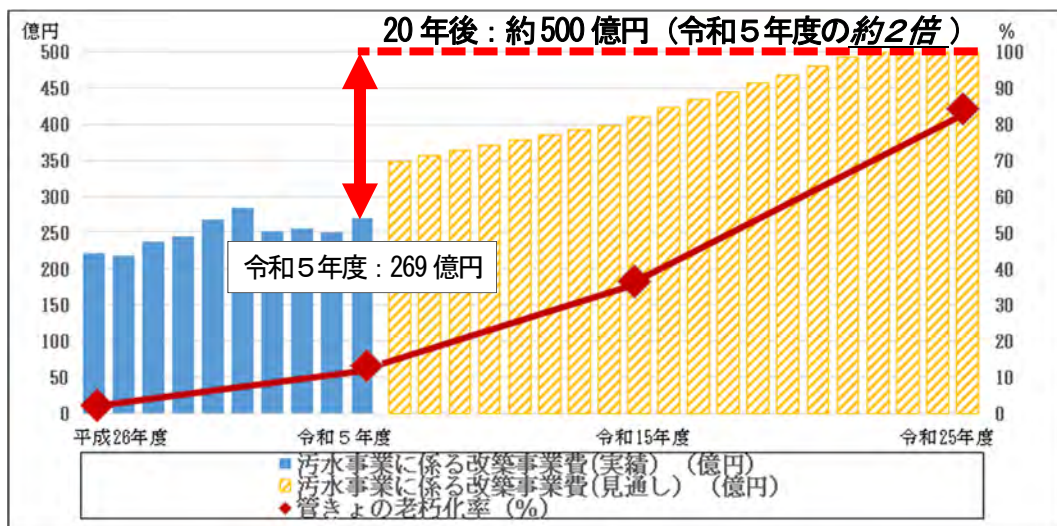


図2：横浜市役所温室効果ガス排出状況
(2020年実績、排出量はCO2換算)

参考3 横浜市における今後20年間の汚水事業に係る改築事業費の見通し



災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進

厚生労働省

- 1 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援制度の創設
- 2 水道施設の災害対策の推進に対する財政措置の拡充及び運営基盤の強化に向けた継続的な財政支援

現状・課題

国

- 「国土強靱化基本計画」に基づく「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）」（令和2年12月11日閣議決定）の重点対策の一つに、「水道施設の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策」を掲げ、同取組を加速化・深化。
- 本施策に基づき、水道施設再編推進事業の創設など「生活基盤施設耐震化等交付金」等を通じた財政支援を段階的に拡充。

横浜市

- 節水機器の普及・高性能化、企業のコスト削減、今後の人口減少に伴い、使用水量は一層減少。
- 水道施設の老朽化が進んでおり、浄水場の再整備や管路の更新等を推進。
- 水道施設の更新・耐震化の資金確保のため、**企業債充当率の見直し**（令和2年度以降、35%→40%）や、**料金改定**（令和3年7月施行、平均改定率12%）を実施。



水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援の確立が必要

- 老朽化した浄水場等の更新や長寿命化を図るための事業及び水道システムの再構築事業を対象とする新たな補助金・交付金制度の創設が必要。

災害対策の推進や運営基盤の強化に対する財政措置の拡充や継続的な支援が必要

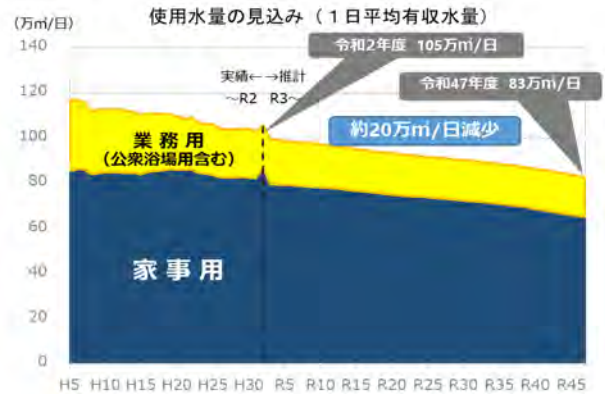
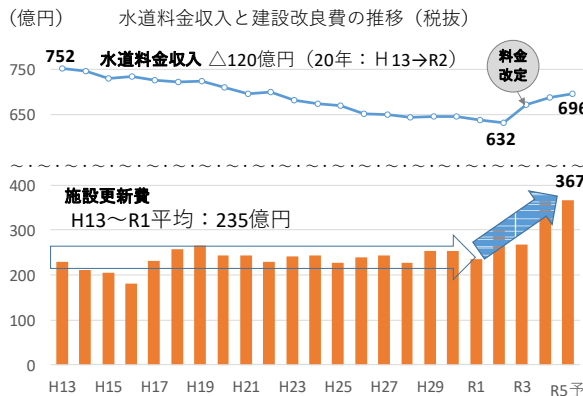
- 「生活基盤施設耐震化等交付金」は、「水道料金が平均以上であること」や「法定耐用年数以内の施設であること」などが採択基準として定められており、要件の緩和・拡充が必要。
- 西谷浄水場再整備事業は長期にわたり多くの費用が必要であり、交付を受けている「水道施設再編推進事業」については、制度の継続と交付要望額の予算確保が必要。

提案・要望内容

- 1 アセットマネジメントによる**水道施設の更新及び長寿命化事業**並びに、近隣水道事業者と連携しバックアップ機能強化と併せた施設の統廃合を行う**再構築事業に対する財政支援制度の創設**
- 2-(1) 水道施設における災害対策を推進するため、**生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和・拡充**による財政措置の強化
- 2-(2) 水道事業の運営基盤強化を図るため、「**水道施設再編推進事業**」の継続と交付要望額の予算確保

参考1 財政状況と使用水量の見込み

- 料金改定により一定の増収は図られているが、新型コロナウイルス感染症の影響等で、見込んだ収入は確保できていないことや、電気料金高騰に伴う動力費の増など、財政状況は依然厳しい。
(令和4年度予算は補正を実施(動力費:24億円⇒35億円))
- 多くの施設が更新期を迎え、更新費用の増大が見込まれている。
- 横浜市では人口が減少に転じており、令和47年度の使用水量は20万m³/日減少する見込み。

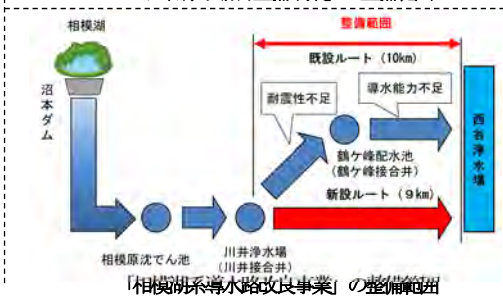


参考2 西谷浄水場の再整備

- 「自然流下系施設の優先的整備」方針に基づき、川井浄水場 (平成25年度完成) に続き、西谷浄水場の再整備に着手
- DB や DBO 方式の採用により民間の技術・ノウハウを活用するとともに、工程の短縮や事業費の縮減を図る

	R3	R4	~	R8	R9	~	R14	~	R22
浄水処理施設 (DB方式) 616億円		R4年4月契約			R14年度完了(見込) 契約期間はR22年度まで				
排水処理施設 (DBO方式) 55億円*		R3年6月契約			R9年度完了(見込) 契約期間はR10年度まで*				
相模湖系導水路 (DB方式) 284億円		R3年4月契約			R9年度完了(見込) 契約期間はR14年度まで				

※ 運営 (運転・維持管理) 分等を除く事業費と契約期間



参考3 耐震化の現状と見通し

- 導水施設・浄水施設・配水池の耐震化率は、西谷浄水場の再整備及び、小雀浄水場の廃止 (検討中) により、令和22年度末に100%となる予定
- 高度経済成長期に布設した管路の更新需要が増加するため、本市独自の想定耐用年数を基に、適切に更新の前倒しや先送りを行うことで、事業量を平準化し、年間約100kmペースで更新・耐震化を推進
- 災害時に大きな影響を及ぼす可能性がある口径400mm以上の大口径管路や、震度7・液状化が推定される地域に布設された管路の耐震化のペースを早め、これらの管路の40年後の耐震管率100%を目指す

(令和4年度末)

施設	導水施設	浄水施設	配水池等	送配水管 (全口径)	送配水管 (口径400mm以上)
耐震化率	69%	51%	96%	31%	51%

高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状南線・横浜湘南道路及び I C アクセス道路等の整備推進
 - (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした早期開通への整備推進
 - (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ早期の開通時期明示
 - (3) 本線の事業費増加分に対するコスト縮減や地方負担軽減対策の検討
 - (4) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (5) I C アクセス道路等の事業費確保
- 2 料金徴収期間の延長による高速道路の更新・進化の推進

現状・課題

国

- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。
- 令和 4 年 8 月 4 日、圏央道連絡調整会議において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の開通時期の見直しについて公表。
- 令和 5 年 1 月 18 日、事業評価監視委員会において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費の大幅な増額について公表。
- 令和 3 年 8 月の中間答申を踏まえ、令和 5 年 5 月 31 日に道路整備特別措置法等の一部を改正する法律案（高速道路の料金徴収期間の延長等）が可決。

横浜市

- 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化され、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路の混雑緩和が見込まれる。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、有料道路事業と直轄国道事業の合併施行であり、事業費の増額は市の財政負担に大きな影響。
- 本線の整備効果を最大限に発揮させるために、I C アクセス道路等の一部について、個別補助制度を活用し計画的かつ集中的に整備中。
- 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。

生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に発揮するため、**未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。**
- 本線及び I C アクセス道路等の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

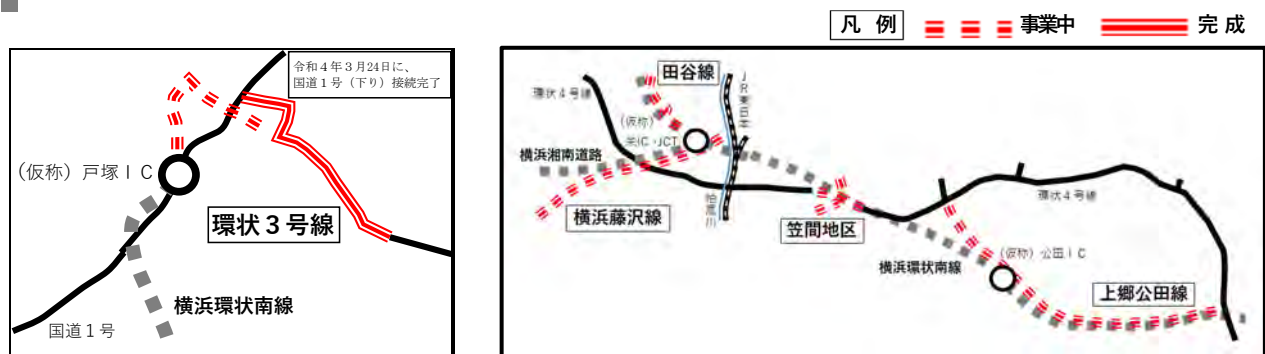
提案・要望内容

- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通及びICアクセス道路等の整備推進
 - (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした**早期開通への整備推進**
 - (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ**早期の開通時期明示**
 - (3) 本線の事業費増加分に対する**コスト縮減や地方負担軽減対策の検討**
 - (4) **横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等**、環境に配慮した取組の推進
 - (5) **ICアクセス道路等**（環状3号線、市道下倉田第406号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線、笠間地区））の**整備に係る事業費の着実な確保**
- 2 料金徴収期間の延長による高速道路の更新・進化の推進

参考1 横浜市高速道路広域図



参考2 横浜環状南線・横浜湘南道路 ICアクセス道路等位置図



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長 道路局横浜環状道路調整課長 道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長 道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長	青木 隆浩 TEL 045-671-2937 村田 功 TEL 045-671-3985 大橋 男 TEL 045-671-2889 小田 英隆 TEL 045-671-2734
---	--

市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進

国土交通省

- 1 連続立体交差事業の推進
- 2 幹線道路ネットワーク整備への支援拡充と道路関係予算の更なる拡大
- 3 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 4 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 5 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保

現状・課題

国

- 交通事故防止と駅周辺の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和3年度に創設
- 国や県、指定都市等で構成する「神奈川県移動性向上委員会」や「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」を通じ、渋滞対策の取組を推進している。
- 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響。
- 千葉県八街市の交通事故を受け実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。

横浜市

- 相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業については、令和4年6月に事業認可を取得し、11月から工事着手。現在、用地取得を進めるとともに、全区間で工事を実施中。
- 補助国道及び市内幹線道路は、直轄国道と一体的に幹線道路ネットワークを形成し、機能する必要があるが、市の都市計画道路整備率は令和5年3月時点で70%に満たず、整備が停滞。
- 中期計画では、令和3年度末時点における市内の主要渋滞箇所129箇所をおおむね10年で2割削減することを目標としている。
- 幹線道路の整備が不十分なため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- 子どもの通学路交通安全対策として、ETC2.0などのビッグデータを活用して、ソフト・ハードの交通安全対策を行う「子どもの通学路交通安全対策事業」を令和5年度に新規事業化。

連続立体交差事業を推進するための支援が必要

- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- 本市の都市計画道路整備率は、指定都市の中でも最低の水準なため、根本的な混雑解消が必要。
- 市内の道路の混雑解消に向けて、「神奈川県移動性向上委員会」における主要渋滞箇所の対策を国の重点施策の対象とすることが必要。
- 子どもの移動経路への通過交通を転換するため、幹線道路整備実現に向けた国の支援が必要。
- 子ども通学路安全対策事業の実施にあたり、地域の実態に合わせた柔軟な制度の拡充が必要。

提案・要望内容

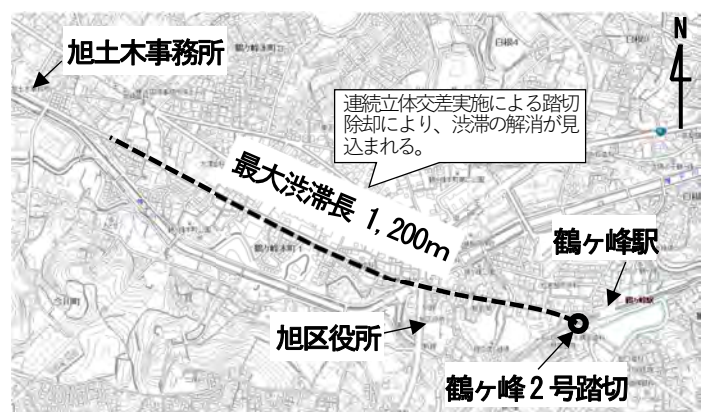
- 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保
- 2 主要渋滞箇所の解消等、渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充と道路関係予算の更なる拡大
- 3 一般国道1号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置等の推進。横浜港などを発着する物流への影響等にも配慮した、高速道路料金の激変緩和措置の継続及び各種割引制度等の見直しや、混雑状況に応じた料金施策の実現
- 4 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援
- 5 直轄国道（一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号）の着実な整備、老朽化した横断歩道橋の早期補修及び補助国道（一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保

参考1 連続立体交差事業の整備効果

■鶴ヶ峰2号踏切における渋滞の様子



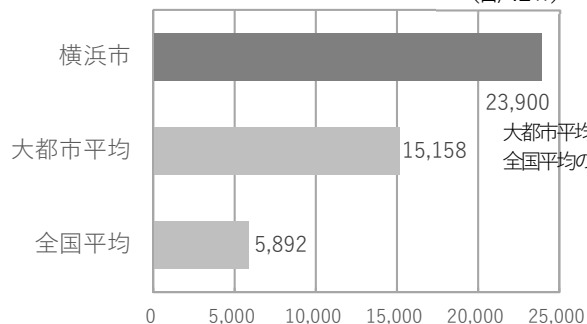
■鶴ヶ峰2号踏切の最大渋滞長（R29.10測定）



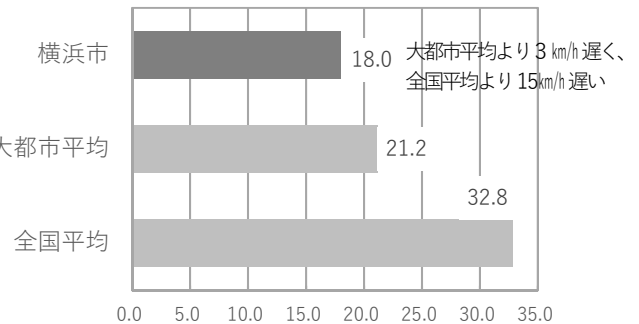
参考2 横浜市における道路交通の状況

（※出典：平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査）

■ 平均交通量（平日12時間）※（台/12h）



■ 混雑時平均旅行速度（平日）※（km/h）



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局計画調整部企画課長
 道路局横浜環状道路調整課長
 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

青木 隆浩 TEL 045-671-2937
 樽川 正弘 TEL 045-671-2746
 村田 功 TEL 045-671-3985
 土村 浩二 TEL 045-671-2757

鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸）に向けた支援
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた支援
- 3 地域に適した新たな移動サービス導入に向けた取組への支援

現状・課題

国

- 交通政策審議会答申第198号において、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけ。
- 駅利用者の安全確保や利便性向上を目的とした駅の総合的な改善に対して補助金を交付し、整備を促進。また、令和3年12月に、「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設し、バリアフリー設備の整備を促進。
- 令和5年4月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。地域公共交通の再構築に向けて、支援メニューを強化。

横浜市

- 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成31年1月に、事業化を判断。令和2年1月に、本路線に関する概略ルート・駅位置について、横浜市・川崎市の両市で合意。令和2年9月に、横浜市条例に基づく環境影響評価計画段階配慮書の手続きを実施。
- 事業の着手に向け、横浜市・川崎市が連携し早期の鉄道事業許可申請を目指して協議・調整を進めるとともに、新駅周辺のまちづくりについて検討。
- 駅周辺の環境変化による改札口の設置や、子育て、高齢者等への配慮、利便施設の設置など、駅施設に求められる多様なニーズを踏まえ、駅機能の改善や高度化について検討。
- 令和4年10月に、地域の総合的な移動サービスの確保に向けた新たな体制を整え、地域の多様な移動ニーズに対応するため、新たな移動サービスの検討及び実証実験を推進。



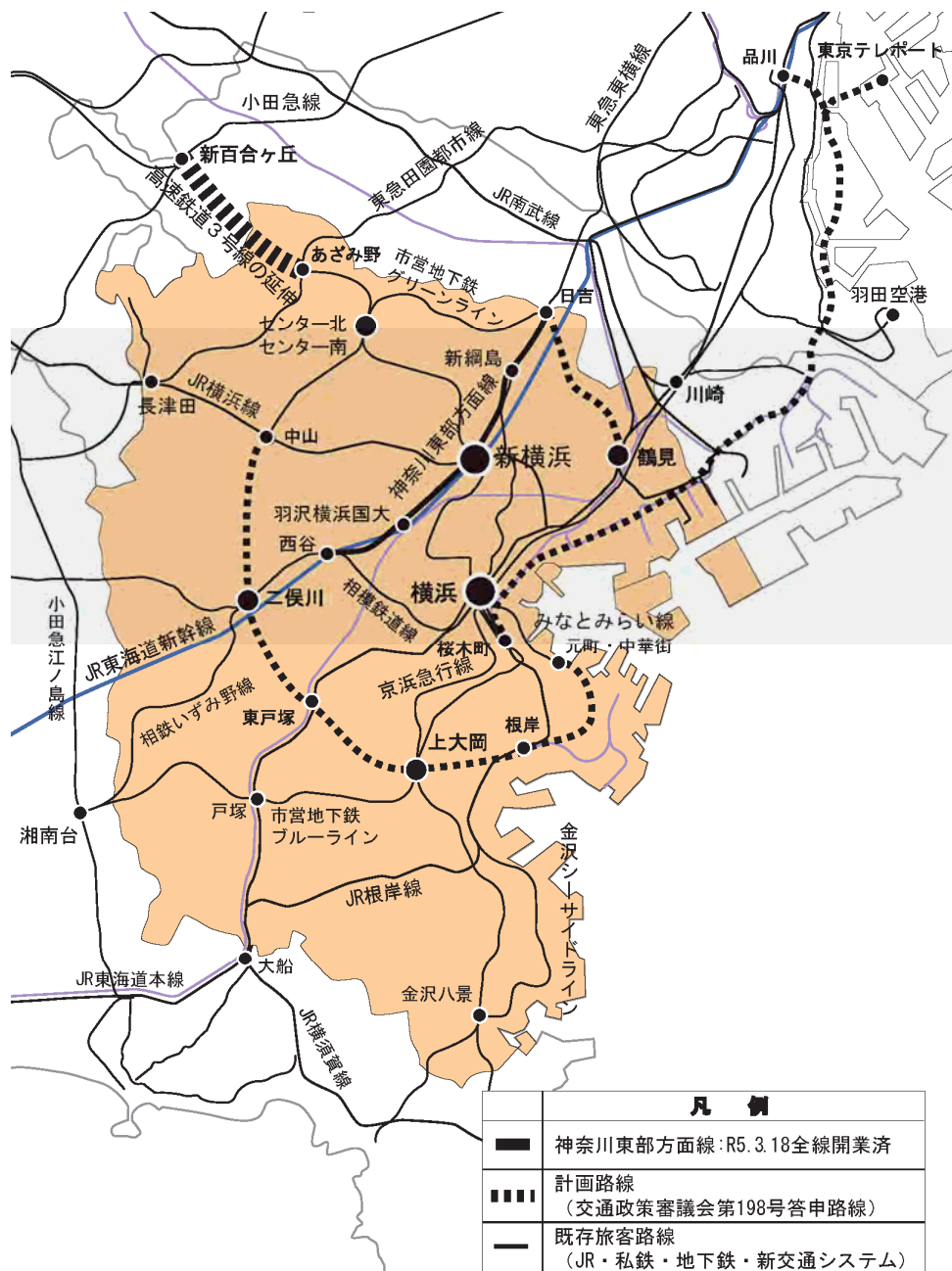
充実した鉄道ネットワークの構築、利用者の安全確保・利便性向上の取組への国の支援が必要

- 高速鉄道3号線延伸の早期事業着手に向け、鉄道事業許可及び財源の確保が必要。
- 更なる駅機能の充実を図るため、鉄道駅総合改善事業などの補助制度の拡充とともに、「鉄道駅バリアフリー料金制度」による施設整備においても、事業者の整備計画だけでなく、自治体の意向が反映される仕組みが必要。
- 地域に適した新たな移動サービスを導入・定着させるためには、複数年にわたる実証実験等に基づいた制度設計が必要。

提案・要望内容

- 1 充実した鉄道ネットワーク構築のため、交通政策審議会答申へ位置づけられた**高速鉄道3号線延伸の鉄道事業許可及び財源確保に向けた取組の支援**
- 2 駅の実情に応じた駅機能の改善や高度化の実現に向け、**既存の補助制度の拡充や柔軟な運用又は新たな制度の創設**
- 3 地域に適した移動サービスの導入・定着に向け、**実証実験期間を通じた財政支援**

参考 交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当 / 都市整備局都市交通部都市交通課長
 交通局工務部建設改良課長
 都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長
 都市整備局企画部企画課エリアモビリティイノベーション担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-3515
 鶴岡 正宏 TEL 045-671-3172
 古性 敏幸 TEL 045-671-2716
 馬場 明希 TEL 045-671-4829

公共施設の老朽化対策の推進

国土交通省、総務省、文部科学省、環境省

- 1 老朽校舎の改築及び長寿命化改修に係る補助制度の拡充
- 2 学校施設環境改善交付金の所要額確保
- 3 廃棄物処理施設等の整備に関する更なる支援の拡充及び二酸化炭素排出削減に寄与する設備改修に対する支援の新設
- 4 公共施設等適正管理推進事業債の更なる対象事業の拡大及び恒久化

現状・課題

国

- 地方自治体に対し公共施設の維持管理・更新等を着実に行えるようにするため、「**公共施設等総合管理計画**」及び「**個別施設計画**」の内容の充実等を指示。
- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、新時代の学びに対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。改築（建替え）に比べ工事費縮減や廃棄物抑制を見込むことができる長寿命化改修への転換を進める方針。中長期的な将来推計を踏まえ、トータルコストの縮減に向けて計画的かつ効率的な施設整備を推進。**断熱性が確保されている体育館への空調新設についての補助率を 1/3 から 1/2 に引上げ。**
- 焼却工場等の廃棄物処理施設の整備には交付金等による支援を実施しているが、施設・設備により交付メニュー（交付率や支援対象）が異なる。また、工場の基幹改良以外の CO₂ 排出削減に寄与する改修には、財政措置がなされていない。
- 公共施設等適正管理推進事業債は、令和 3 年度までの措置とされていたが、**事業期間が令和 8 年度まで延長され、新たに「脱炭素化事業」が追加（令和 5 年度から脱炭素化推進事業債に移行）。**一方、「長寿命化事業」は、依然として、一部公共施設・インフラを対象が限定。

横浜市

- 高度経済成長期以降に大量かつ集中的に公共施設を整備。**一部の施設は既に老朽化が深刻化し、今後多くの課題を抱えた老朽化施設が急速に増加。**公共施設の保全や更新は、公共施設等総合管理計画に沿った一層の計画的な実施が必要。
- 令和 4 年 12 月に**公共施設等総合管理計画の全面改訂**を行い、令和 7 年度までに公共施設・インフラの **31 の個別施設計画を順次改定し、内容の充実に取り組んでいる。**
- 学校施設は、高度経済成長期以降の学齢期人口の急増に伴って集中的に整備。うち**一部の施設は既に老朽化が深刻化しており、さらに今後多くの課題を抱えた老朽化施設が急速に増加。**
- 校地面積が狭いうえ増改築を繰り返してきたため、施設配置や形状が複雑、校庭面積が狭い小・中学校が大半。対応を要する小・中学校が 483 校と膨大であり、事業費の確保が困難。
- 安定したごみの収集・運搬・処理・処分が求められている中で焼却工場等の廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるが、財源不足から効果的な対策が進められていない。
- 脱炭素社会の実現に向けて、焼却工場で創出した電気や熱は、CO₂ 排出ゼロの環境にやさしいエネルギーとして注目され、市内で利用を進めている。



膨大な学校施設の老朽化対策の計画的な実施のための財源確保と制度の見直しが必要

- 校舎配置や形状が複雑、校庭面積が狭いといった課題がある学校は、既存施設を活用する長寿命化改修では解決が困難で、**改築（建替え）**による施設の集約化等が必要。
- 横浜市の学校では教育活動を行いながらの改築（建替え）が多く、敷地条件の制約により校舎棟の改築（建替え）工事が解体工事等のために一時的に中断となる場合、1校の改築（建替え）が一連の事業とみなされず、補助対象外となることがある。
- 改築（建替え）時期を10～30年程度後ろ倒すための改修は、必須工事の条件が合わず長寿命化改修に係る国庫補助が活用できないため、改修事業が進めにくい。
- 学校施設環境改善交付金は、国の当初予算で十分な金額が確保できず、補正予算で各自治体が必要な額を計上することが常態化しつつある。例えば、令和4年度補正予算を全額繰越して令和5年度に工事する場合、交付金の繰越は1回までと決められているため、入札不調等により令和5年度中に工事が完了しない場合、翌年度（令和6年度）に繰越できないという問題が生じる。そのため、**所要額を当初予算で確保することが必要**。

廃棄物処理施設等の整備及び二酸化炭素排出削減に係る設備改修における財政負担の軽減が必要

- 大きな財政負担を伴う、焼却工場及び資源化施設の新設・更新及び基幹改良には、国からの財政支援が必須。
- 老朽化した中継輸送施設等の廃棄物処理施設や工場管理棟・収集事務所などの関連施設を計画的に補修するためには、財政面での支援が必要。
- 基幹改良以外のCO₂排出削減に寄与する設備改修には財政措置がなされておらず、脱炭素化施策に寄与する先行的な取組が困難。

長寿命化や安全確保を柱とする公共施設の保全更新の計画的な実施のための財源確保が必要

- 公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させ、老朽化対策を推進するためには、国の財政面での支援が必要不可欠。

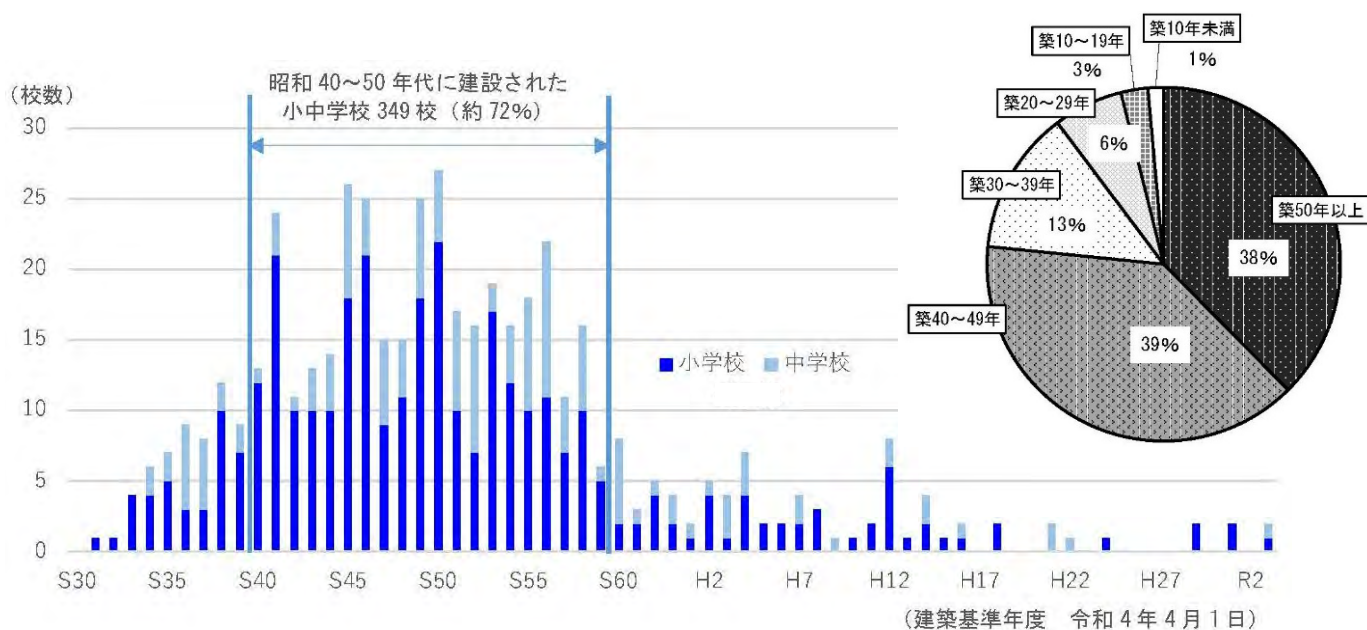
提案・要望内容

- 1 学校施設の**改築（建替え）に長期間を要する**特殊な校舎配置における**工事全体に対する国庫補助事業の採択**。また、劣化状況等の調査結果を踏まえ、屋上防水改修や断熱性確保等の**必要最低限の改修工事に絞った場合でも補助対象にできるよう、長寿命化改良事業の要件を拡充**
- 2 学校施設環境改善交付金について、学校施設整備事業の実施に**必要とする所要額を当初予算において確保**
- 3 **廃棄物処理施設等の整備に関する更なる支援の拡充及び二酸化炭素排出削減に寄与する設備改修に対する支援の新設**
 - (1) 焼却工場及び資源化施設の新設・更新及び基幹改良について交付対象の拡大及び交付率の引上げ
 - (2) 中継輸送施設等の廃棄物処理施設や工場管理棟・収集事務所などの関連施設についても交付対象に拡大
 - (3) 基幹改良以外の、CO₂排出削減に寄与する焼却工場の設備改修に対して、新たな財政措置を実施
- 4 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する公共施設等適正管理推進事業債について、**老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象を拡充し、令和8年度までの時限措置を、地方自治体が長期的な視点で公共施設等の老朽化対策を計画的に実施できるよう恒久化**

参考1 横浜市の学校施設の年度別整備と老朽化の状況

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備。従来は築40年程度で改築を行っていたが、現状では7割以上の学校が築後40年以上経過。それを踏まえ、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図るとともに、築70年を超えない範囲で平準化して改築を実施。また、築70年を超えた長寿命化にも積極的に取り組む。

横浜市立小・中学校の建設年度



			現状・課題	提案内容
廃棄物処理施設	工場新設・更新	交付対象設備及び率	ボイラー・蒸気タービンなどの高効率エネルギー回収設備のみ1/2 その他の設備については1/3	一律で1/2
	基幹改良	対象施設	対象は工場・資源化施設 中継輸送施設※・最終処分場は対象外	中継輸送施設※、 最終処分場等も対象とする 中央監視制御装置等の 重要設備の基幹改良も 対象とする
		対象設備	対象の設備はCO ₂ 排出削減に寄与するもの その他の設備は対象外	
上記以外	工場のCO ₂ 排出削減に寄与する改修	基幹改良以外のCO ₂ 排出削減に寄与する改修には財政措置がなされていない (蒸気タービン改修やクレーン設備など)	財政措置の新設	
関連施設の新設・更新 (工場管理棟や収集事務所)			財政措置がなされていない 老朽化対策に支障	対象施設の拡大

参考2 循環型社会形成推進交付金等の対象施設・設備の拡充

※中継輸送施設は、昭和50年代から全国に先駆けて本市が導入した処理体制であり、効率的な収集運搬体制の構築だけでなく、焼却工場数の効率化や大規模化に伴う発電能力増大化にもつながるため、施設の更新は、二酸化炭素の排出抑制に寄与する。

参考3 廃棄物処理施設の老朽化



焼却工場 穴の開いたボイラ水管



ボイラ水管穴あき詳細



資源化施設 老朽化したコンベヤ

参考4 焼却工場における発電実績

[kWh]

令和3年度	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	計
発電電力量	83,693,520	50,712,270	101,645,500	104,190,350	340,241,640

参考5 公共施設等適正管理推進事業債の本市活用実績

(単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共施設等適正管理推進事業債		1,210	2,497	2,289	2,534
長寿命化 (公共用建物)	施設の使用年数を、法定耐用年数を超えて延長させる事業	740	1,539	1,104	1,212
長寿命化 (道路施設)	所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業	57	957	957	1,016
長寿命化 (都市公園)	所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業	—	—	215	132
脱炭素化	(令和4年度のみ。令和5年度から脱炭素化推進事業債に移行)				101
除却	施設の除却を行う事業	413	1	13	73

提案の担当 / 財政局ファシリティマネジメント推進課担当課長
 財政局財政部資金課長
 教育委員会事務局施設部教育施設課担当課長
 教育委員会事務局施設部教育施設課担当課長
 資源循環局適正処理計画部施設課長
 資源循環局適正処理計画部施設計画課長

古檜山 匡和 TEL 045-671-3801
 足利 有喜 TEL 045-671-2185
 杉浦 達彦 TEL 045-671-3502
 赤羽 孝史 TEL 045-671-3186
 荒井 昌典 TEL 045-671-2527
 舩谷 健之 TEL 045-671-4145

国及び国の関係機関が発注する公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大

国土交通省

- 1 分離・分割発注の推進、地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
- 2 WTO及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

現状・課題

国

- 公共事業の地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく公共事業の発注者向けの「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性が掲げられている。

横浜市

- 「横浜市中企業振興基本条例」（平成22年制定）に基づき、市が発注する公共事業において、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業についても、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成23年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。



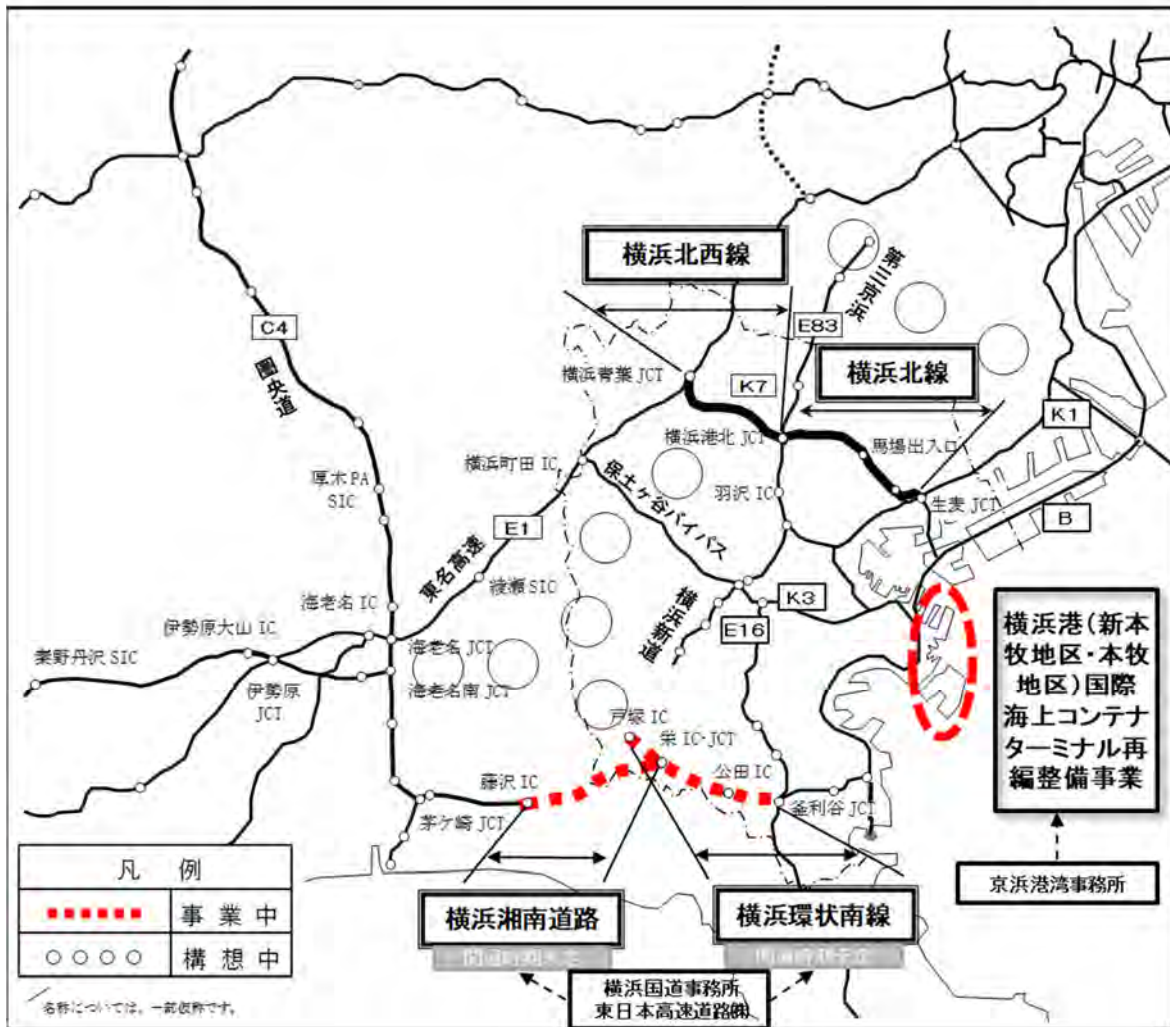
地域経済の活性化と担い手確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要

- 横浜環状道路や横浜港の整備など、国及び国の関係機関による大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたって、地元経済の活性化と、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注実績は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」を設立した平成23年度から増加傾向にあったが、平成30年度及び令和元年度は設立時と同水準に留まり、令和2年度は過去最大となる等、国等の発注状況により増減が大きく、安定的な受注量確保が課題となっている。
- 今後、需要増大が見込まれる公共施設の保全更新に安定的・継続的に対応するとともに、災害発生時の際の地域の守り手でもある市内中小企業者の受注機会確保は必要不可欠である。

提案・要望内容

- 1 国及び国の関係機関が発注する公共事業における、
 - (1) 分離・分割発注の推進
 - (2) 地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
 - ・ 地域の精通度・貢献度を評価する発注方式の推進。特に、地域における社会資本の維持・管理を担う企業の確保の観点からの維持・管理工事の地元企業への優先発注
 - ・ 地元企業が参画可能なJVへの発注
- 2 WTO及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

参考1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額

	平成23年度	…	30年度	令和元年度	2年度	3年度
発注額	960億円	…	1,275億円	1,088億円	2,589億円	1,617億円
(WTOや緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504億円)	…	(428億円)	(666億円)	(1,575億円)	(421億円)
うち 市内企業	55億円	…	57億円	62億円	181億円	111億円

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜河川事務所・横浜営繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路株（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路株（更新・建設局・神奈川局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む。

地方自治体におけるデータサイエンス人材育成への支援

総務省、デジタル庁

- 1 地方行政に必要となるデータ利活用の標準的な能力指標の設定
- 2 上記達成に向けた人材育成や環境整備に要する経費への財源措置
- 3 データ利活用に向けた大学や他自治体との連携に対する支援

現状・課題

国

- 「EBPM を推進するための人材の確保・育成等に関する方針」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、自治体の EBPM やオープンデータを推進。
- 都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各自治体で中核を担う職員を集中的に育成する取組にかかる経費等に対し、令和 5 年度から特別交付税措置を実施。

横浜市

- 令和 4 年 9 月に、自治体官民データ活用推進計画を兼ねる横浜 DX 戦略を策定。教育機関や企業等と連携しながら、データを分析・活用できる人材を育成することを明記。
- 横浜市中期計画 2022～2025 でも、データ利活用等による新たな価値・サービスの創出を重視。
- 全庁的な EBPM を推進する体制として、庁内公募によりデータ・ストラテジー担当を新設。横浜国立大学とも連携しながら、データの利活用に向けた取組を実施。



地方公務員として求められるデータ活用能力・スキルの標準化と実践環境・制度整備が必要

- DX の進展等によりデータの重要性が増す中、データを利活用できる人材が不足しており、安定的な採用は困難。EBPM を推進するためには、組織内部での人材育成が必要。
- 自治体が戦略的・体系的に人材育成に取り組むためには、地方行政に必要となるデータ利活用の能力やスキルの標準化が必要。
- 新学習指導要領に基づく令和 4 年度からの統計必修化以降の教育内容を踏まえた、職員全体のデータ利活用スキルの底上げが必要。
- 研修等で身に着けたスキルを実践するため、相当程度の処理能力を持つパソコンや分析ツールの導入など、データ分析・活用を促進するための環境整備が必要。

専門的知見・スキルを有する教育機関、民間企業や他自治体との連携が必要

- EBPM を推進する体制の構築から定着には、長い期間と相応の費用を要する。その間、自治体内部の人材・資源だけでは高度な分析や人材育成等へ対応することが難しいため、域内や近隣の大学等と連携し、データ分析や人材育成に取り組むことが重要。また、育成や専門的人材の登用にかかる費用について、自治体への財政的支援も必要。
- 行財政運営におけるデータ利活用は全国共通の課題である一方、各自治体の人的・財政的リソースが限られているため、官民や自治体間で成功事例や教訓を共有することが効果的。民間企業との協力関係の強化や、自治体間で人材やノウハウ等を共有する仕組みの構築が必要。

提案・要望内容

- 1 各自治体が EBPM の推進に向けて一定のデータ活用能力・スキルを有する職員を確保するため、国による地方行政に必要なデータ活用の標準的な能力・スキル指標の設定
- 2 上記指標を満たす職員を育成するために必要な研修等にかかる経費や、データ分析・活用を実践するうえで必要となる環境の整備にかかる経費に対する財源措置
- 3 大学や企業との連携にかかる経費に対する財政支援や、自治体間で人材やノウハウ等を共有してデータ利活用を活性化させる仕組みの構築

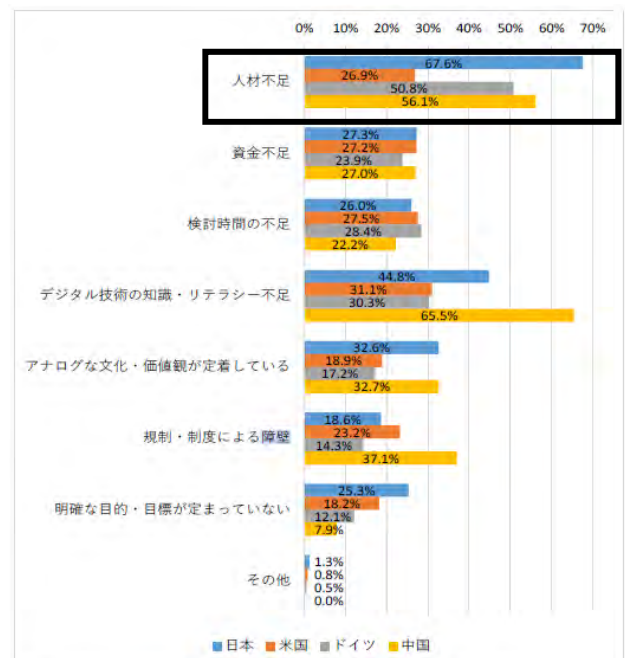
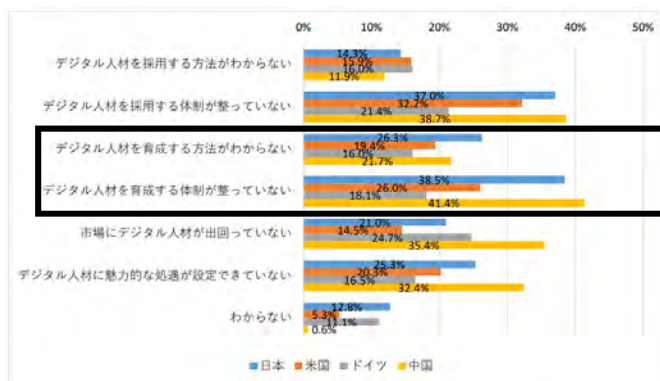
参考1 データ利活用に必要なスキル区分イメージ

区分	定義	必要なスキル
データサイエンティスト	データを利用して複雑な問題を解決することによりアウトカム改善を図る人材	<ul style="list-style-type: none"> データエンジニアリング 調査デザイン プロジェクトマネジメント
データ活用上級	アウトカム改善に向け、現場の問題を分析し、問題の特定を支援する人材	<ul style="list-style-type: none"> アウトカムの測定・改善 ロジックモデルの作成 問題発見力
データ活用入門	アウトカム改善に向け、KPI、目標、市民・企業のニーズなどを測定、評価できる人材	<ul style="list-style-type: none"> 統計学（統計検定3級程度） Excelにおけるデータ作成（ピボットテーブル作成等） データ可視化

横浜市立大学との協力により作成

参考2 データ利活用人材等の不足状況

- ・デジタル人材の不足理由（AI・データ解析の専門家）
- ・デジタル化を進める上での課題や障壁



出典：国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究
(2022 (令和 4) 年 3 月 総務省)

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進

総務省

- 1 令和6年度以降のマイナンバーカード交付・更新に係る費用の全額国費負担
- 2 マイナンバーカードの安全性に関する発信強化と利活用を促進する環境整備

現状・課題

国

- 「マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡る事を目指す」という方針の下、市区町村に交付体制を強化することを通知し、マイナンバーカード申請・交付に係る事務費を補助金として令和4年度まで交付してきた。
- 令和4年12月23日総務省通知により、各自治体に対して令和5年度も引き続き上記補助金を交付することを明示。
- 令和5年4月末時点で交付枚数が約8,800万枚、交付率は69.8%となっている。
- 令和元年度以降は、毎年度一定数の電子証明書の更新及びカードの更新が発生。
- マイナンバーカードの普及が進むなか、コンビニ交付での住民票等の誤交付や公金受取口座の誤登録が発生するなど、全国的にマイナンバーカードへの信頼が揺らぎかねない事態が生じた。

横浜市

- 令和5年4月末時点で交付率は69.8%。国の方針に合わせて設置した18区役所の交付窓口及び平日夜間、土日祝日の交付に対応した市内4箇所の特設センターは、令和5年度以降も引き続き開設。
- 令和6年度以降は毎年度大量の電子証明書の更新及びカード更新需要を想定。令和7年度は最大となることを想定。
- 令和5年3月末に住民票等のコンビニ交付サービスにおいて、10件18人の誤交付が発生。

令和6年度以降もカード交付・更新に係る費用の支援が必要

- 令和5年度体制はすべての市民にマイナンバーを交付するために必要な体制であり、引き続き国による財源措置が必要。
- これまでカードを交付した方に対する電子証明書・カードの更新に係る事務が恒常化。今後、マイナンバーカード交付を目的とした体制はそのまま更新のための体制として必要。
- 大量の更新が見込まれる令和6年度以降を見据えて、特設センターを引き続き開設するために、単年度の財源措置では物件の賃貸借契約が非常に困難なことから、**更新事務に係る財源措置については単年度ではなく複数年にわたって明示していただくとともに、更新業務を恒常的業務と位置づけ、交付数に対応した更新業務に係る安定的な財源措置が必要。**

マイナンバーカードに対する信頼回復が必要

- 誤交付・誤登録等の全国的な再発防止と関係事業者等への適切な指導等が必要

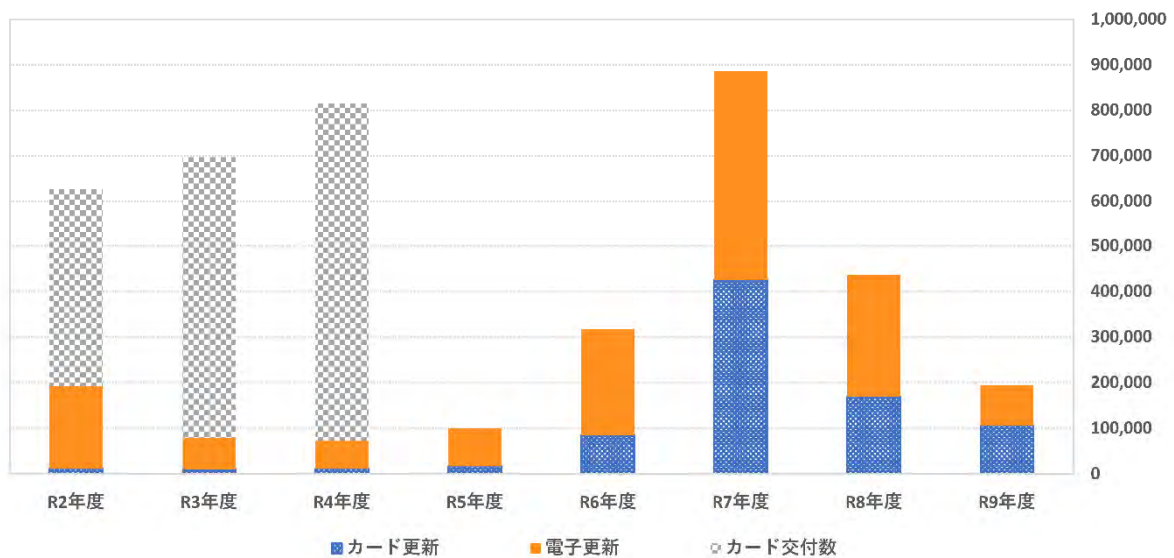
提案・要望内容

- 1 国の方針の達成に向けたマイナンバーカードの交付、令和6年度以降の電子証明書・カードの更新体制の維持に係る費用の全額国費負担
- 2 マイナンバーカードの安全性について、自治体と連携して国民に向けた発信を強化し、信頼回復と、利活用を促進する環境を整備。また、マイナンバーカードの利活用に関する事業者（システム開発・サービス提供事業者）への国の関与を強化し、必要な指導・調整を行う権限を持った体制を構築

参考1 横浜市のマイナンバーカード及び電子証明書の発行・更新数

マイナンバーカード・電子証明書の更新対象者数（年度毎）

※令和5年度以降は令和4年12月下旬時点の交付実績に基づく更新予定者見込み数



- 電子証明書の更新は5年、カード本体の更新は10年に一度必要。そのため、各年度交付数に対応して5年後、10年後それぞれに更新対象者が発生
- 令和4年度はマイナポイント第2弾申込に伴い、カード申請が年度末に急増したため、更新年度となる令和9年度は上記数値より増加見込み

参考2 横浜市マイナンバーカード特設センター

横浜駅西口特設センター



上大岡特設センター



○市内4か所で開設（上記写真のほか、センター北、二俣川に開所）。平日夜間・土日祝日も開所

生成 AI（ChatGPT 等）の有効活用に向けたガイドラインの策定

総務省

- 1 行政における生成 AI の活用に関する議論の主導と、有効活用を前提としたガイドラインの策定
- 2 自治体の実情や意見を踏まえた検討の推進

現状・課題

世界

- ChatGPT をはじめとする様々な生成 AI の開発・活用が急速に進展しているが、ChatGPT の開発責任者が「人工知能（AI）に対する政府による規制面での介入が必要」と警鐘を鳴らすように、**生成 AI を効果的に活用するため、一定のルールや規制を設ける必要性が強く指摘されている。**
- G7 広島サミットの共同宣言において、**生成 AI の規制のあり方などを議論する「広島 AI プロセス」の創設が合意され、2023 年中に検討結果を報告することとされた。**

国

- 令和 5 年 5 月、岸田首相が人工知能（AI）に関する政策の方向性を議論する「**AI 戦略会議**」を**設置し、活用推進と規制・ルール形成の両面から検討を開始。**
- 令和 5 年 5 月、総務省が事務連絡「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用について」を发出。自治体における生成 AI の業務利用上の留意事項について、既存の情報セキュリティポリシーに沿った対応（要機密情報の取扱等）を求めた。
- 令和 5 年 5 月、「関係省庁 AI 戦略チーム」会合において、デジタル庁、経済産業省、農林水産省の 3 省庁における、公表情報のみを使った文章の要約や講演資料等の作成、ホームページ改定作業等での生成 AI の利用を了承。
- 一部の地方自治体では、ChatGPT 等の生成 AI に関する規制やルールの形成等を待たずに、独自にセキュリティルールやネットワークを構築し試行的な利用開始に踏み切るなど、**全体的な統制がないなかで個々の判断に基づく取組が始まっている。**

横浜市

- ChatGPT 等の生成 AI は、デジタル化を加速させ、生産性向上や様々な社会課題解決に資する可能性を有しており、社会全体として活用の方向に向かっていくべきと認識。
- 一方、データの公平性、著作権侵害、情報漏洩をはじめとする「ELSI（倫理的・法的・社会的課題）論点」への対処、モデルや AI アルゴリズムの科学的な安全性に関する検証ができないという「生成 AI の品質上の論点」への対処が喫緊の課題。
- 横浜市は、こうした生成 AI の課題やリスクを適切に見極めたうえで、効果的に活用していくことを目指している。



自治体における、ChatGPT 等の生成 AI の活用に向けた環境づくりが必要

- 行政実務における、ChatGPT 等の生成 AI の活用を前提とした議論を進め、**全国的なガイドラインを策定することが必要。**
- 各自治体が全国的なガイドラインに沿って活用ルールやセキュリティ対策等を講じることで、**自治体間でのリスク評価や対策の差を排除し、幅広く活用できる環境を整えることが必要。**

提案・要望内容

- 1 自治体における**生成 AI の活用に関する議論の主導**と、有効活用を前提とした**ガイドラインの策定**
- 2 自治体と連携した議論を進め、**現場の実情や意見を踏まえたルール化**を検討

参考 1 生成 AI の活用が期待できる事例と懸念されるリスクの具体例

<活用が期待できる事例>

<p><テキスト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文案作成 ・ アイデア創出 ・ 文章要約 ・ 文章翻訳 ・ 文章校正 ・ 表データ操作 ・ プログラミング など 	<p><画像></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デザイン作成 ・ 画像加工／編集 ・ 芸術的表現 など <p><音声></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文字起こし ・ 会話翻訳・音声変換 など
--	---

<懸念されるリスクの具体例>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用のリスク ・ 犯罪の巧妙化・容易化につながるリスク ・ 偽情報などが社会を不安定化・混乱させるリスク ・ サイバー攻撃が巧妙化するリスク ・ 教育現場における生成 AI の扱い ・ 著作権侵害のリスク ・ AI によって失業者が増えるリスク

(内閣府 AI 戦略会議資料等に基づき本市作成)

参考 2 G7 デジタル大臣会合 閣僚宣言 (AI 部分) の概要

1. 閣僚宣言 (本文)

- G7は、人間中心で信頼できるAIを推進し、AI技術がもたらす利益を最大化するための協力を促進
- G7メンバー間で異なる場合があるAIガバナンスの枠組み間の相互運用性の重要性を強調
- 「AIガバナンスのグローバルな相互運用性を促進等するためのアクションプラン」を採択
- 国際技術標準の開発・採用を奨励し、**中小企業・スタートアップ・学術界等の全てのステークホルダーの参画を支援**
- **AI政策と規制が民主主義的価値観に基づくべきことを再確認**
- **生成AI技術が顕著になる中で、生成AI技術の持つ機会と課題を早急に把握し、技術が発展する中で、安全性と信頼性を促進し続ける必要性を認識**
- OECDやGPAIなども活用し、**AIガバナンス、知的財産権保護、透明性促進、偽情報への対処、責任ある形で生成AIを活用する可能性**について、**G7における議論を行うための場を設ける**

(内閣府 AI 戦略会議「AI を巡る主な論点」より抜粋)

「特別市」の早期実現

総務省

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるようにするための「特別市」法制化の早期実現
- 2 地方制度調査会における「特別市」など大都市制度改革議論の推進
- 3 総務省に大都市制度検討専任組織と新たな研究会の設置

現状・課題

国

- 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- 現行の第33次地方制度調査会では、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について調査審議が行われているが、「特別市」などの大都市制度改革に関する議論は進んでいない。

横浜市

- 令和4年2月に、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を横浜市会が可決。
- 令和4年5月に、「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」を開催し、「特別市」について協議。
- 令和4年7月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。
- 令和4年11月に、横浜市会が国への要望活動を実施し、「特別市の法制化に関する要望書」を総務省副大臣、衆参両院総務委員長等に提出。
- 令和4年12月に、従来の大綱を改訂し、特別市に対して示されている懸念・課題への横浜市の基本的見解を新たに明示した「横浜特別市大綱」を公表。

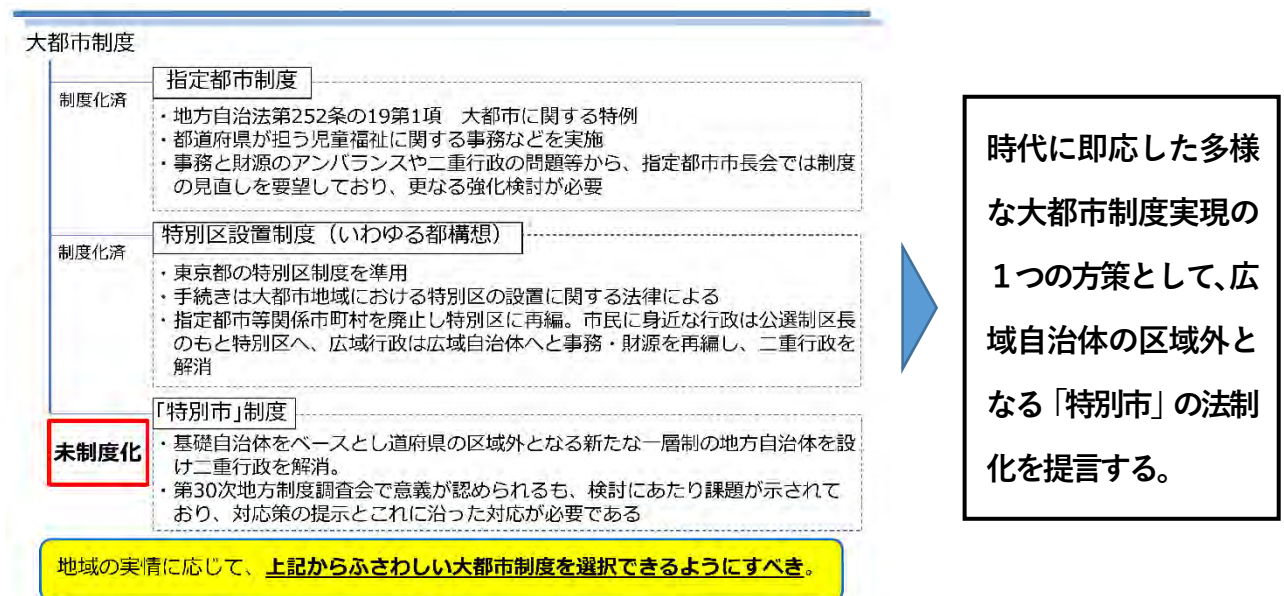
指定都市制度の抜本的な改革と特別市の早期実現が必要

- 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、**地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要**。
- 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、**日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要**。
- 第30次地方制度調査会の答申では、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づけることを目指すこととし、特別市を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある」とされている。
- 第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直しとして平成28年に制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議については、導入から7年が経過しており、現在までの運用状況の検証と課題を明らかにすることが必要。検証に当たっては、国（総務省）において、**大都市制度を専門的に検討する専任組織と新たな研究会の設置が必要**。

提案・要望内容

- 1 **指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、「特別市」法制化の早期実現**
- 2 「特別市」法制化の議論を進めるため、**地方制度調査会における「特別市」など大都市制度改革議論の推進**
- 3 第30次地方制度調査会答申を踏まえ地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、多様な大都市制度の検討を進めるため、総務省に**大都市制度検討専任組織の設置（大都市制度企画官の設置）と新たな研究会の設置**

参考1 現在の大都市制度の状況



出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

参考2 「特別市」制度の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実

総務省

- 1 税制・税源配分の見直しと自主財源の充実・強化
- 2 社会経済動向や大都市の特性を踏まえた地方交付税の充実・確保
- 3 臨時財政対策債の見直し
- 4 ふるさと納税制度の見直し

現状・課題

国

- 地方財政審議会は、「目指すべき地方財政のあり方」として、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供し、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めていくためには、**持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠**であるとし、**地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築、地方交付税の機能の適切な発揮が必要**と意見。
- 令和5年度地方財政計画では、**一般財源総額**（交付団体ベース）が前年度を**0.2兆円上回る62.2兆円確保**されるとともに、**地方交付税総額**について、前年度を**0.3兆円上回る18.4兆円が確保**。また、**臨時財政対策債**は前年度から**0.8兆円減少**し、制度創設以来最低の**1.0兆円**とされた。

横浜市

- 令和4年6月に「**横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン**」を策定。「持続的な財政」の姿を定義し「**基本方針**」を定め、市の責任と権限の範囲において、**自主的かつ計画的に取り組むこと**とし、同年12月策定の「**横浜市中期計画2022～2025**」で4年間の財政運営の取組を明示。
- 他方、市が持続的に発展し、日本をけん引する都市として国にも貢献するためには、地方税財政制度という制度的環境が、**社会経済動向や大都市の実態に合ったものであることも不可欠**。

社会経済動向や大都市の特性を踏まえた地方税財政制度の充実、適時適切な見直しが必要

- 高齢化の進展や施設の老朽化等をはじめ様々な財政需要が増大する中、**大都市の特性や基礎自治体の実態を踏まえた、自主財源の安定的な確保や財政運営の自立性の向上につながる税制と税源配分の実現、財源保障の充実が必要**。
- **臨時財政対策債**は大都市への配分割合が高く、理論上の元利償還費が基準財政需要額に算入されるとしても、市債残高に対する割合が年々高まっている状況。**抜本的な見直しが必要**。

提案・要望内容

- 1 (1) **個人所得課税**の国・地方間の**税源配分是正・配分割合拡充、固定資産税の安定的確保、法人所得課税及び消費・流通課税の地方・大都市への配分割合の拡充**
- (2) **大都市特例事務に係る経費について、税源移譲による不足額の制度的措置**
- 2 (1) 国・地方双方の財政の持続性の確保を前提に、不可避免的に増加する社会保障関係費や物価高騰等、**国の経済及び財政規模の拡大に応じた、地方全体の一般財源総額の充実**
- (2) **大都市特有の財政需要や行政サービスのコスト構造の地方交付税の算定への的確な反映**
- 3 **必要な地方歳出確保の上で、今後も折半対象財源不足が発生しないよう、法定率の引上げをはじめ交付税財源の確保、臨時財政対策債で元利償還費を賄う状況の改善**
- 4 **特例控除額への定額上限設定等、ふるさと納税の本来の趣旨に沿った早急な制度の見直し**

参考1 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の概要

将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる持続的な財政を実現するため、中長期の財政方針として策定

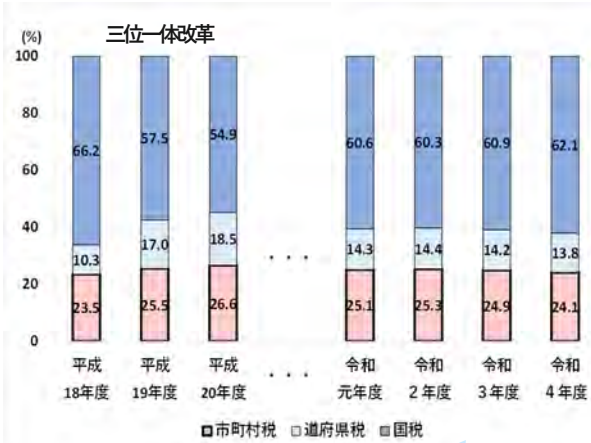
<財政ビジョンの構成イメージ>



参考2 本市等の税制に関する状況

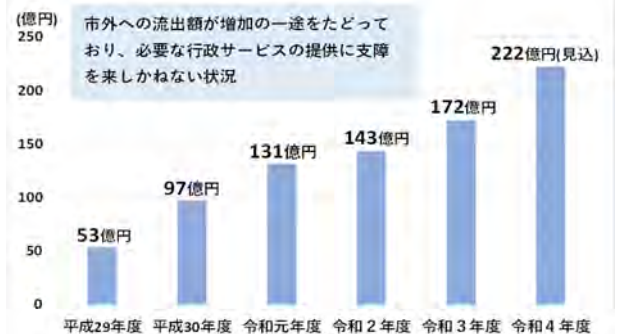
<本市のふるさと納税による税収影響額 (交付税措置は未考慮)> (決算)

<個人所得課税の配分割合の推移>



市町村の配分割合は、税源移譲 (平成19年度実施) 後においても、依然として低い状況で推移している。

(指定都市『大都市財政の実現に即応する財源の拡充についての要望 (令和5年度)』を加工)



<所得階層別のふるさと納税実施者割合と一人当たり控除額>

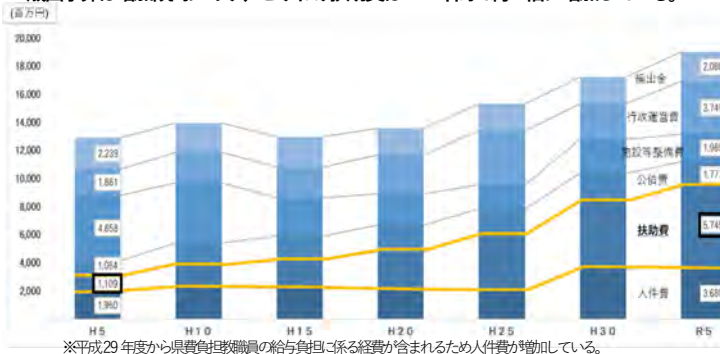


(指定都市『令和5年度税制改正要望事項』を加工)

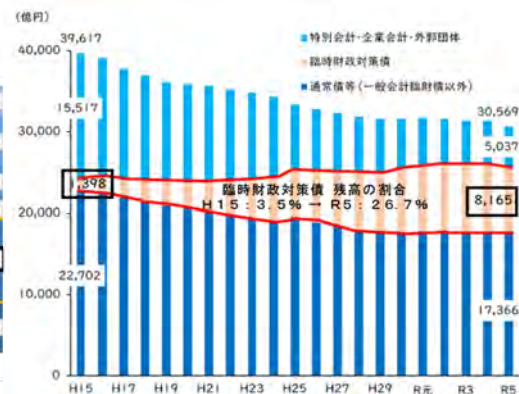
参考3 本市の財政に関する状況

<一般会計歳出予算額の推移>

歳出予算は増加傾向にあり、とりわけ扶助費は30年間で約5倍に増加している。



<一般会計が対応する借入金残高の推移>



地方分権改革の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- 1 指定都市に対する事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの更なる推進
- 2 提案募集方式における地方の提案の積極的受け止め
- 3 河川管理権限移譲に係る河川占用料等徴収事務の移譲推進

現状・課題

国

- 地方分権改革は、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり、平成26年からは、地方からの発意に根差した取組として「提案募集方式」を導入。

横浜市

- 地方分権一括法や神奈川県の記事処理特例条例等により、権限移譲を進めている。
- 平成30年に「災害救助法の一部を改正する法律」が改正され、大規模災害時の応急救助の実施権限が、国が指定する救助実施市（横浜市は平成31年4月に指定）に対して移譲。
- 令和2年11月に2回目となる「横浜市神奈川県調整会議」を開催（川崎市と合同）し、コンビナート地域に係る高圧ガス保安法（令和7年4月移譲予定）や、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務・権限について協議。
- 河川法に基づき、市域内の県知事管理河川の管理権限の移譲を推進。平成15年に砂田川、梅田川、16年に鳥山川（一部区間）、23年に平戸永谷川、24年に宇田川、令和5年に舞岡川、名瀬川の管理権限を移譲。



指定都市が地域の実情に応じた対応ができるよう、更なる地方分権改革が必要

- 地域の実情を把握している指定都市が、多様化・複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能な形での住民サービスを提供し、自らの発想と創意工夫による課題解決を行うため、市民生活に直結する分野で指定都市が求めている事務・権限の移譲が必要。
- 河川の管理権限の移譲後（県→市）、河川占用等の許可事務は市に移譲されるが、河川占用料の徴収事務は河川法に基づき引き続き県で行うことになっており、許可から徴収までの事務手続きが二つの自治体にまたがっている。一連の事務手続きの一本化により実際の管理者が適正な管理のための財源として徴収することができるよう、事務・権限の移譲が必要。

提案・要望内容

- 1 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ**指定都市に対する、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付け（法律による計画策定の努力義務等）の見直しの更なる推進**
- 2 **提案募集方式**については、導入の趣旨を踏まえ、**市民生活の向上に資するものについては、支障事例にかかわらず地方の発意に基づき提案を受け止める方向で取り組むこと**
- 3 河川法に基づき県が行っている占用料等に関する事務について、**河川管理者が許可事務から徴収事務まで行えるよう、法改正に取り組むこと**

参考1 横浜市が希望する事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る 事務・権限及び財源の移譲 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、新制度の給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
医療計画の策定に係る 事務・権限及び財源の移譲	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している横浜市が、地域特性に応じた医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることが可能になる。
一級河川（指定区域）・二級河川の管理に係る事務・権限及び財源の移譲	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、事務手続きの簡略化、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。
急傾斜地法に係る 事務・権限及び財源の移譲	横浜市では、総合的な崖地対策として「啓発活動」、「予防対策」、「発災・復旧対応」などに取り組んでいるが、「予防対策」、「復旧対応」のうち「急傾斜地崩壊対策事業」については県が事業主体となっている。横浜市が担うことで、手続きの簡素化や横浜市独自の崖地対策と併せた対応が可能になる。

参考2 横浜市の主な提案結果

■これまでに実現した主な提案

- ・児童扶養手当の減額措置の適用除外に必要な届出の負担軽減（令和元年）
- ・保育所等利用待機児童数調査（10月1日現在）の廃止（※指定都市市長会共同で提案）（令和3年）
- ・子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等からの保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止（※指定都市市長会共同で提案）（令和3年）

参考3 河川の管理及び占用料について

・河川法第10条第2項

二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分にあって、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

・河川法第24条

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

・河川法第32条

第1項 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

第3項 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

総務省

三大都市圏における、指定都市等を核とした近隣市町村との連携を促進し、継続的に取り組むための新たな支援制度の創設

現状・課題

国

- 第32次地方制度調査会は、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃に顕在化する諸課題に対応するため、地域や組織の枠を超えた市町村間の連携の必要性を答申。三大都市圏における「地域の未来予測」を踏まえた広域連携による取組の積極的な推進、関係市町村が担う役割に応じた適切な財政措置の必要性等についても指摘。
- 地方圏では、核となる都市と近隣市町村とで形成する「連携中枢都市圏」に地方交付税措置も含めた財政支援が行われるなど、広域連携の取組が推進。

横浜市

- 平成30年度、隣接7市と「8市連携市長会議」を開催し、2040年頃の広域的な課題を見据え、水平・対等な関係による圏域全体の発展を目指し、連携策の協議を開始。また、8市の人口等の将来推計を分析・整理し、「8市の未来予測等報告書」としてとりまとめた。
- 令和3年度から「専門人材の育成・確保」「海洋プラスチックごみ削減」に向けた具体の検討を始めるとともに、4年度からは、「8市の未来予測等報告書」に基づき、2040年頃に顕在化する諸課題について市長間での議論、連携を視野に入れた研究・検討を進めている。



三大都市圏においても、中長期的課題検討を広域連携で取り組むための支援制度が必要

- デジタル田園都市国家構想総合戦略等に基づき、国が促進している新たな分野での広域連携の支援は、「連携中枢都市圏」、「定住自立圏」のみを対象としており、三大都市圏内においては、課題認識をもつ市町村が、限られた独自予算の中で任意に取り組んでいるのが実情。
- 三大都市圏が対象となっている「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組に対する支援は、実施期限が設けられ、予算措置方法も特別交付税措置であるなど、基礎自治体同士間で連携するために必要な支援制度となっていない。

提案・要望内容

- 三大都市圏においても、指定都市等を核に、近隣の市町村と相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携を更に推進し、新たな分野も含めた課題解決に継続的に取り組めるよう、「連携中枢都市圏」の対象に三大都市圏を追加するなど、新たな広域連携支援制度を創設すること。
- 新たな制度創設までの経過措置として、「地域の未来予測」に基づく広域連携事業に対する支援の仕組みについて、事業開始までの準備期間を考慮した実施期限の柔軟化や、自治体間での役割分担の実情に応じた予算措置を行うこと。

参考1 横浜市と隣接7市[※]との連携 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

○ 8市連携市長会議の開催（令和4年7月29日）

【合意事項】「専門人材の育成・確保」、「プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動」

「2040年頃に深刻化する高齢化やインフラの老朽化等の課題について、研究・検討を進めること」

○ 専門人材の育成・確保に関する検討会（令和3年10月～）

8市の共通の課題である専門人材の育成・確保について研究・検討。

○ 海洋プラスチックごみ削減のための啓発活動に関する検討会（令和3年10月～）

深刻な海洋汚染につながるプラスチックごみの発生抑制のための啓発活動や取組等を検討。

8市での一斉清掃や啓発パネル等の巡回展示を実施。

○ 8市連携スタディミーティング（若手職員勉強会）の開催（令和2年度～）

2040年頃に8市の中核を担う世代の職員を対象に、広域連携に対する意識醸成や、職員間の将来にわたるネットワークの構築を目指し、広域的な課題の解決に向けた連携政策の提案書を作成するワークショップ等を含む研修を開催。

○ これまでの主な連携事例

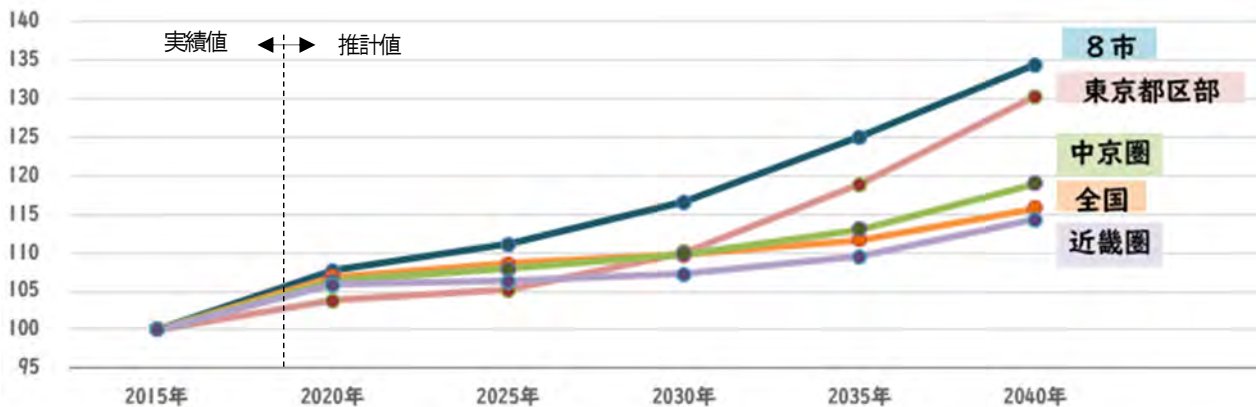
災害時の相互応援、待機児童対策、図書館の相互利用、観光施策の取組等



8市連携スタディミーティング

参考2 横浜市と隣接7市（8市）の将来推計

○ 高齢者人口の推移（2015年=100として指数化）



出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

参考3 連携中枢都市圏構想

○ 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。

○ 連携中枢都市圏構想の推進に向けた国の主な財政措置の概要

<p>1 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置</p> <p>・「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する普通交付税措置等</p>	<p>3 人材の活用に対する特別交付税措置</p> <p>・圏域外における専門性を有する人材の活用へ措置</p>
<p>2 地域活性化事業債の充当</p> <p>・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当</p>	<p>4 民間主体の取組支援に対する財政措置</p> <p>・民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置</p> <p>・ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ</p>

新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化

内閣府、厚生労働省、総務省

- 1 **新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、指定都市が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みの構築**
- 2 **新型コロナウイルス等の感染症大流行時の対応における役割分担の議論にあたり、横浜市を始めとする指定都市への意見聴取を引き続き実施すること**

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症対策では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）と感染症法、予防接種法が適用。感染症法は、平時からの感染症対策全般に対応する法律。保健所を設置する指定都市は都道府県と同等の権限を持つ。一方、特措法は全国的な感染症のまん延等の緊急事態を想定。都道府県が権限の主体で、指定都市の権限は極めて限定的。予防接種法は、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防する法律。臨時に行う予防接種において、指定都市は都道府県を通じて接種を実施。
- 第33次地方制度調査会専門小委員会において、新型コロナウイルス感染症対応等の都道府県と市町村の役割分担や連携のあり方等に関する課題について、**地方六団体に加えて指定都市市長会へのヒアリング**を実施。
- 感染症対策を強化するため、総合調整などの司令塔機能を担う「内閣感染症危機管理統括庁」が内閣官房に新たに設置される予定。

横浜市・指定都市

- 指定都市の所在する道府県における陽性者数のうち44%が指定都市に集中。

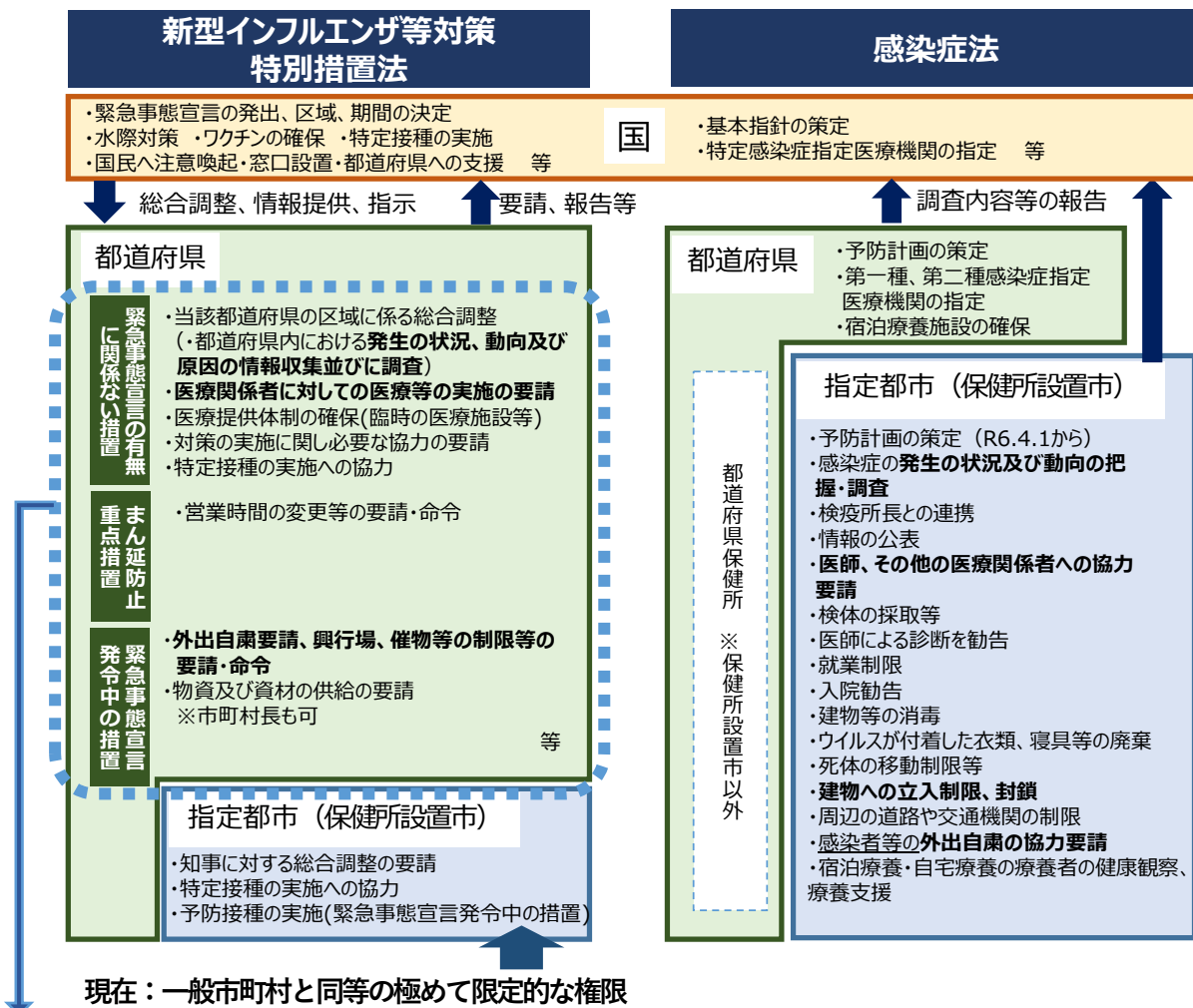
新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割の検証と、機能強化が必要

- 感染症対応の最前線となる保健所・衛生研究所、第一種感染症指定医療機関を持ち、経済活動の中心となっている横浜市等の大都市では、それらの資源を最大限に活用し、感染症対策、経済対策を進める必要がある。そのためには、新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、新たな感染症対策における指定都市の機能強化が必要。

提案・要望内容

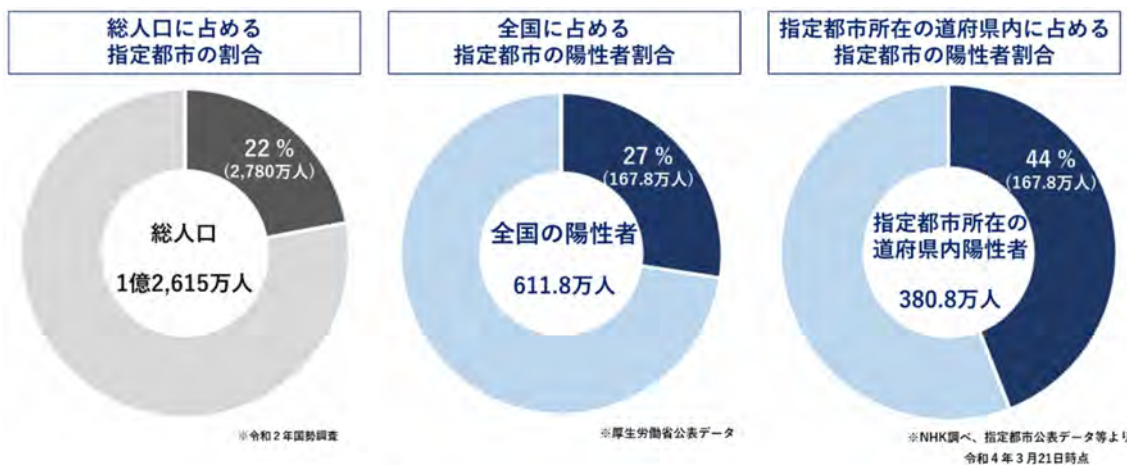
- 1 **新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、特措法に基づく都道府県の権限について、希望する指定都市へ事務・権限・財源を付与し、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。**ワクチンについて、特に人口や人流が集中する指定都市においては、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を構築するため、希望する指定都市に都道府県の権限を付与すること
- 2 **新型コロナウイルス感染症への対応における国と地方の役割分担や国の関与のあり方を議論する際、指定都市の意見が反映されるよう、横浜市を始め、指定都市からの意見を引き続き聴取すること**

参考1 国・都道府県・指定都市（保健所設置市）の役割（特措法・感染症法）



新たな仕組み：新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、希望する指定都市に対して、権限と財源を移譲（都道府県の広域調整機能を除く）

参考2 指定都市の感染状況



提案の担当	政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長	柴 政紀	TEL 045-671-2109
	総務局危機管理室緊急対策課長	細川 直樹	TEL 045-671-2170
	医療局健康安全部健康安全課企画調整担当課長	橋本 育世	TEL 045-671-2470
	医療局健康安全部健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	三室 直樹	TEL 045-671-4840
	医療局医療政策部医療政策課長	丸山 重夫	TEL 045-671-2438

提案・要望項目 府省別一覧

内閣府

- 1-(10) 小学生の放課後対策の推進 p19
- 2-(10) 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に関する財源措置 p51
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p109
- 11-(5) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p113

内閣官房

- 2-(7) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p45

こども家庭庁

- 1-(2) 子どもの医療費助成の充実 p3
- 1-(3) 子育て・教育に係る経済的支援の拡充 p5
- 1-(4) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業における国庫補助内容の継続及び拡充 p7
- 1-(5) 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置 p9
- 1-(6) 児童相談所及び一時保護所の体制強化 p11
- 1-(7)～(9) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ①～③ p13～17
- 1-(10) 小学生の放課後対策の推進 p19
- 1-(11) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p21
- 2-(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実 p33
- 2-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p35

デジタル庁

- 10-(1) 地方自治体におけるデータサイエンス人材育成への支援 p99

総務省

- 2-(10) 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に関する財源措置 p51
- 6-(2) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p73
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p93
- 10-(1) 地方自治体におけるデータサイエンス人材育成への支援 p99
- 10-(2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進 p101
- 10-(3) 生成AI（ChatGPT等）の有効活用に向けたガイドラインの策定 p103
- 11-(1) 特別市の早期実現 p105
- 11-(2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実 p107
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p109
- 11-(4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p111
- 11-(5) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p113

法務省

- 2-(7) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p45
- 6-(3) クルーズ船の受入れによる港の賑わい創出と回遊性向上 p75

外務省

- 4-(1) 第9回アフリカ開発会議の横浜開催 p59
- 5-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）開催に向けた協力・支援 p65
- 5-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69

財務省

- 5-(2) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p67
- 5-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69
- 6-(2) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p73
- 6-(3) クルーズ船の受入れによる港の賑わい創出と回遊性向上 p75
- 7-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p79
- 8-(2) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p83

文部科学省

- 1-(7)～(9) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ①～③ p13～17
- 1-(13) デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進 p25
- 1-(14) 部活動改革をはじめとした教育環境充実のための支援 p27
- 1-(15) 小学校の生徒指導を専任する教員の定数化 p29
- 1-(16) 栄養の指導及び管理並びに衛生管理等を担う栄養教諭等の定数改善 p31
- 2-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p35
- 2-(7) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p45
- 4-(3) 歴史的資源の活用促進によるにぎわい創出 p63
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p93
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p109

厚生労働省

- 1-(1) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p1
- 1-(9) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり ③ p17
- 1-(11) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p21
- 1-(12) ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充 p23
- 2-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p35
- 2-(3) 介護職員等における処遇改善及び介護人材確保に向けた取組の推進 p37
- 2-(4) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充 p39
- 2-(5) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充 p41
- 2-(6) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止 p43
- 2-(8) 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置 p47
- 2-(9) 新型コロナウイルスワクチンの安定的な制度への移行に向けた必要な措置 p49
- 6-(3) クルーズ船の受入れによる港の賑わい創出と回遊性向上 p75
- 8-(3) 災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進 p85
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p109
- 11-(5) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p113

農林水産省

- 5-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）開催に向けた協力・支援 p65
- 5-(2) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p67
- 8-(2) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p83

経済産業省

- 3-(1) 水素サプライチェーン構築や再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた取組への支援 p53
- 3-(2) ペロブスカイト太陽電池等を活用した脱炭素社会の実現 p55
- 3-(3) プラスチック資源循環の推進 p57
- 4-(2) GXを推進する海外インフラビジネスの支援強化 p61
- 5-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）開催に向けた協力・支援 p65
- 6-(4) 安全・安心で環境にやさしい港づくり p77

国土交通省

- 4-(3) 歴史的資源の活用促進によるにぎわい創出 p63
- 5-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）開催に向けた協力・支援 p65
- 5-(2) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p67
- 5-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69
- 6-(1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進 p71
- 6-(2) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p73
- 6-(3) クルーズ船の受入れによる港の賑わい創出と回遊性向上 p75
- 6-(4) 安全・安心で環境にやさしい港づくり p77
- 7-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p79
- 8-(1) 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進 p81
- 8-(2) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p83
- 9-(1) 高速道路の整備推進 p87
- 9-(2) 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進 p89
- 9-(3) 鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援 p91
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p93
- 9-(5) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p97
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p109

環境省

- 3-(1) 水素サプライチェーン構築や再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた取組への支援 p53
- 3-(2) ペロブスカイト太陽電池等を活用した脱炭素社会の実現 p55
- 3-(3) プラスチック資源循環の推進 p57
- 4-(2) GXを推進する海外インフラビジネスの支援強化 p61
- 6-(4) 安全・安心で環境にやさしい港づくり p77
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p93

防衛省

- 5-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p69

横浜市 政策局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>